

法人課税信託（自己信託等）を利用した租税回避への対応

—米国連邦税法のビジネス・トラスト及び

外国信託への取扱いを参考として—

小森悠一郎

要 約

2006年の信託法改正により、信託法が柔軟化され利用者の使い勝手が良くなる一方、租税回避が行われる可能性があることが指摘されている。米国のビジネス・トラストを参考として導入した事業の信託に関しては、一定の事業の信託が、法人税法第2条第29号の2ハ(2)の法人課税信託に含まれることとなった。法人課税信託(法第2条第29号の2ハ(2))については、法人段階の課税を免れることを租税回避とし、法人段階の課税を確保することが趣旨と考えられる。しかし、本庄資教授、扶持本泰裕氏の先行研究においては、外国信託を用いて国内源泉所得を国外源泉所得へと転換するという租税回避が行われる可能性が明らかにされている。

本論文では、これらの先行研究を受けて、法人課税信託(法第2条第29号の2ハ(2))及びみなし受益者課税(法第12条第2項)について、所得の国外移転及び留保の観点からの立法上の検討が不十分であるところに問題の所在があるものと考えた。また、所得の国外移転及び留保ということ、信託と外国子会社合算税制についてOECD及びIFAの報告書で言及されていることから、法人課税信託(法第2条第29号の2ハ(2))と外国子会社合算税制との関係も考察した。

本論文では、米国で濫用的信託スキームとされるビジネス・トラストを参考とし、今後我が国でも起こりうると想定される法人課税信託(法第2条第29号の2ハ(2))を利用した租税回避について、外国子会社合算税制、みなし受益者課税(法第12条第2項)の解釈適用を行った。米国連邦税法上の濫用的信託スキームに該当するビジネス・トラストの特徴は、委託者が事業を信託すること、委託者は自らの支配を放棄するよう見せかけること、しかし実際には納税者が支配する受託者又は他の事業体を通して依然として日々の活動や事業の所得の流れを動かすこと、受益権が譲渡されうること等である。そこで、我が国の内国法人が委託者兼受益者、外国法人である外国子会社が受託者とする事業の信託を行い、さらに内国法人が受託者とは別の外国法人である外国子会社、外国親会社に受益権を売却するという想定事例を立てた。

外国子会社合算税制に関しては、法的所有権は受託者に受益所有権は受益者にと信託財産の全部の所有権が2つの構成要素に分割される歴史を持つ信託に対して、適切に対応することができないと考えた。内国法人が受託者である外国法人(外国子会社)を支配しながら、事業の信託から生じる所得については外国子会社合算税制の適用を免れる可能性があると考えた。

みなし受益者課税(法第12条第2項)の趣旨は、受益者と同等の者に資産負債、収益費用を帰属させるものと考えられる。しかし、委託者である内国法人が帰属権利者等にならず、国際的タックス・プランニング上、受益者の外国法人から委託者に貸付等で戻されない場合、定義規定の「当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者(受益者を除く)」に該当しにくいと考えた。

米国では、外国信託を使った租税回避については、IRC679条で財産の移転者に所得を帰属させ経済的帰属を追求するグランタートラスト・ルールを制定し、また濫用的信託スキームを利用した納税者等への民事、刑事の処罰の可能性を警告している。よって、本論文において筆者は、法人課税信託(法第2条第29号の2ハ(2))を利用した所得の国外移転及び留保という租税回避に対抗するために、米国のグランタートラスト・ルールを参考とした制度を導入すべきことを提言した。

なお、租税回避を的確に把握することができるのかという税務行政執行上の問題が生じるが、米国においては、申告書及び情報申告制度により、特に外国信託の財産の移転者や真の支配者について申告させる制度が整備されている。そこで、我が国も米国に倣う必要があると考えた。さらに、場合によっては、二国間租税条約等、情報交換制度を用いて情報を把握する必要があると考えた。

目 次

はじめに.....	1
1. 本論文における問題の所在及び本論文の目的.....	1
2. 本論文に関する先行研究及び報告書等.....	4
3. 本論文の構成.....	18
第1章 我が国の信託法と我が国の信託に関する課税.....	21
第1節 本章の目的.....	21
第2節 我が国の信託法.....	21
1. 信託法改正.....	21
2. 我が国の信託に関する学説.....	22
(1) 債権説.....	22
(2) 信託財産の実質的法主体性.....	22
(3) 新債権説.....	23
第3節 新信託法の規定.....	23
1. 事業の信託.....	23
(1) 米国のビジネス・トラスト.....	23
(2) 我が国の事業の信託.....	24
2. 委託者の地位の移転.....	25
3. 委託者の権利.....	26
4. 受益権の譲渡.....	26
第4節 我が国の法人税法における信託税制.....	27
1. 1922年度の所得税法改正時以降.....	27
2. 2007年度税制改正直前の法人税法における信託税制.....	28
3. 2007年度税制改正後の法人税法における信託税制.....	28
第5節 我が国の外国子会社合算税制.....	30
1. 制度導入の背景.....	30
2. 制度の概要.....	30

(1) 法人課税信託の受託者と外国子会社合算税制の関係.....	30
(2) 対象となる外国法人.....	30
(3) 対象となる内国法人.....	31
(4) 適用除外.....	32
(5) 部分適用対象金額.....	32
(6) 特定外国子会社等から剰余金の配当等を受ける場合.....	33
第6節 本章の小括.....	34
第2章 法人課税信託（法人税法第2条第29号の2ハ（2））の問題点.....	35
第1節 本章の目的.....	35
第2節 委託者となる外国法人との関係.....	36
第3節 委託者の地位の移転との関係.....	36
1. 本節の目的.....	36
2. 「法人（公共法人及び公益法人等を除く。）が委託者となる信託」との関係.....	37
3. 「法人」と「当該法人」との関係.....	38
4. 本節の小括.....	38
第4節 外国子会社合算税制との関係.....	39
1. 本節の目的.....	39
2. 外国子会社合算税制による所得の国外移転及び留保の防止について.....	39
(1) 所得の国外移転及び留保を防止することができると思われる想定事例.....	39
(2) 所得の国外移転及び留保を防止することが困難であると思われる想定事例.....	41
3. 本節の小括.....	43
第5節 みなし受益者課税（法第12条第2項）と 法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））の優先適用順位.....	44
第6節 本章の小括.....	45
第3章 法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））と みなし受益者課税（法第12条第2項）.....	47
第1節 本章の目的.....	47
第2節 法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））と みなし受益者課税（法第12条第2項）の趣旨.....	47

1. 本節の目的.....	47
2. みなし受益者課税（法第12条第2項）の趣旨.....	48
3. 法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））の趣旨.....	49
(1) 第165回国会における審議.....	49
(2) 政府税制調査会.....	50
(3) 『平成19年版改正税法のすべて』.....	50
4. 本節の小括.....	51
第3節 みなし受益者課税（法第12条第2項）を優先適用した場合.....	51
第4節 租税回避への対応.....	52
1. 租税回避への該当性.....	52
2. 租税回避への対応.....	53
3. 米国における外国信託及び濫用的信託スキームに関する議論.....	54
第5節 本章の小括.....	55
第4章 法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））を利用した租税回避への対応策.....	57
第1節 本章の目的.....	57
第2節 米国連邦税法の信託税制.....	57
1. グランタートラスト以外のトラスト.....	57
2. 内国信託と外国信託の区分.....	58
3. 内国信託に対する課税.....	59
(1) 導管事業体として課税される信託.....	59
(2) グランタートラスト.....	60
4. 外国信託に対する課税.....	61
5. ビジネス・トラストへの課税.....	62
6. 濫用的信託アレンジメント.....	63
(1) 濫用的内国信託スキーム.....	63
(2) 濫用的外国信託スキーム.....	64
7. 報告すべき取引.....	64
8. 信託に関する様式.....	64
(1) Form1041（U.S. Income Tax Return for Estate and Trusts）.....	65
(2) Form1040NR（U.S. Nonresident Alien Income Tax Return）.....	65

(3) Form3520 (Annual Return To Report Transactions With Foreign Trusts and Receipt Certain Foreign Gifts)	65
(4) Form3520-A (Annual Information Return of Foreign Trust With a U.S Owner) .	66
(5) Form8886 (Reportable Transaction Disclosure Statement)	66
第3節 国家間の情報交換に基づく情報の入手.....	66
1. 租税条約.....	67
2. 租税情報交換協定.....	68
3. 税務行政執行共助条約.....	68
4. 国際タックスシェルター情報センター.....	68
5. 外国口座税務コンプライアンス法.....	69
第4節 提言.....	69
1. 立法趣旨の明確化.....	69
2. 米国のグランタートラスト・ルールを参考とした立法の制定	69
おわりに.....	72
主要参考文献.....	75

【凡例】文中（ ）内

法人税法.....	・法法
法人税法施行令.....	・法令
法人税法基本通達.....	・法基通
租税特別措置法.....	・措法
租税特別措置法施行令.....	・措法令
租税特別措置法基本通達.....	・措基通
米国内国歳入法典.....	・IRC
財務省規則.....	・Reg.
内国歳入庁.....	・IRS

はじめに

1. 本論文における問題の所在及び本論文の目的

信託¹に関しては、2006年12月に新信託法²（以下、改正前の信託法を旧信託法、改正後の信託法を新信託法とする。）が成立した。この改正は、1922年の旧信託法成立以来の実質的な改正である。この改正について、法務省民事局参事官は、「利用者の創意工夫を最大限に生かすべく、信託の柔軟性を高め、種々のツールを提供した³」と説明している⁴。

この新信託法の成立をうけ、2007年度税制改正では新信託法に対応した規定が置かれた。しかし、多様な信託が組成されうることにより租税回避⁵が行われる危険性が指摘されている。金子宏教授は、「新信託法においては、規定は原則として任意規定となり、信託の使い勝手がよくなり、またその利用範囲も拡大したから、民事信託の分野でも商事信託の分野でも、利用される例が増加していくだろう。それにつれて、信託課税の例も増大し、多くの立法上・解釈上の問題が生ずると予想される。また、種々の新しい租税回避の試みがなされるであろうことは、容易に予測できることであり、これにどのように対処すべきかも大きな問題となっていくであろう⁶」と述べている。さらに、本庄資教授は、「日本の信託制度では受益者の存在しない信託、事業信託及び自己信託などが認められており、これらの種類の日本の信託は、米国の観点から、いわゆるオフショア秘密管轄ではないにせよ、米国税の租税回避・脱税のために利用されるバルナラビリティのある『外国信託』である

¹ 本庄資教授は、「信託法の発展の中で、“legal ownership”と“beneficial ownership”の2種類の所有権概念を生じ、その差異が利用された。信託財産のlegal ownershipは受託者にあるが、受託者の当該財産の保有は自己のためではなく、原則として受益者（beneficiary）のためである。信託制度は、衡平法により発展したので、信託の組成のとき、信託財産の全部の所有権が2つの構成要素に分割され、別々の者に2つの所有権が与えられる（Legal ownershipは受託者に、beneficial ownershipといわれるものは、受益者“beneficiary”に）」と述べている（本庄資『オフショア・タックス・ヘイブンをめぐる国際課税』597頁（日本租税研究協会、2013））。

² 我が国の新信託法第2条では、信託とは「次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう」と規定されている。

³ 寺本昌広「新しい信託の諸類型—その意義と活用例—」金融・商事判例1262号5頁(2007)。

⁴ 新井誠教授は、第165回国会衆議院法務委員会第6号（2006年10月31日）において、「信託法案は幾つかの点において修正されるべきであると考えます。一、自己信託の導入は見送るべきです。二、自己信託の導入の見送りに伴い、第二条の信託の定義に財産権の移転という要件を加え、第四条に要物契約的な見直しを行う、第八条は受託者と受益者の地位の兼併を禁止するべきです。三、目的信託の導入は見送るべきです。四、目的信託の見送りに伴い、公益信託に関する規定を信託法案本体に取り込むべきです」と発言している（第165回国会衆議院法務委員会第6号2006年10月31日）。

⁵ 「租税回避（tax avoidance）は私法上の選択可能な法形式の中から税法の予定しない法形式を選択し、結果として意図した経済目的を達成しながら税法が予定した法形式について定める課税要件に抵触することを免れ、ひいては税負担を減少させ又は排除する行為」である（本庄資ほか『国際租税法—概論—』509頁（大蔵財務協会、2012））。

⁶ 金子宏『租税法〔第18版〕』452頁～453頁（弘文堂、2013）。

とみられる⁷⁾と述べている。このように、我が国の新信託法は、我が国の租税のみならず米国の租税をも免れるための手段とされる危険性があるといえるだろう。

我が国の事業の信託は、米国のビジネス・トラスト⁸⁾を参考とした制度と考えられ⁹⁾、経済活性化のために期待されている信託である。税制調査会 2006 年 12 月「平成 19 年度の税制改正に関する答申―経済活性化を目指して―」では、「事業を行うための 1 つのツールとしても信託を活用することが可能になることにより、我が国経済における事業形態の多様化がさらに進み、経済活性化にも資すると期待される¹⁰⁾」としている。他方、同答申では、「信託制度が多様なニーズに応じて発展し、適正な規律の下で有効に活用されることが重要である。一方で、新たな制度を利用した租税回避の懸念が指摘されている。こうしたことを踏まえれば、まずは、現行税制の考え方を基本とした上で、必要な場合に信託段階課税を行うなど、課税の中立性・公平性を確保するため適切な措置を講ずべきである¹¹⁾」としている。

2007 年度税制改正後の法人税法においては、一定の事業の信託は、事業の重要部分の信託で委託者の株主等を受益者とするもの（法第 2 条第 29 号の 2 ハ (1)）、自己信託等で存続期間が 20 年を超えるもの（法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）、自己信託等で損益分配割合が変更可能であるもの（法第 2 条第 29 号の 2 のハ (3)）は、法人課税信託（法第 2 条第 29 号の 2 のハ）に含まれることになった¹²⁾。

自己信託等で存続期間が 20 年を超えるもの（法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）は、委託者兼受託者となる自己信託の場合と、委託者が委託者と特殊の関係のある受託者に信託した場合が含まれる。『平成 19 年版改正税法のすべて』によると、一定の事業の信託を法人課税信託とした立法趣旨は法人段階の課税が抜け落ちるという租税回避を防止するためであると考えられる¹³⁾。また、『平成 19 年版改正税法のすべて』から、みなし受益者課税（法第 12 条第 2 項）は、受益者と同等の地位を有する者をみなし受益者として取り扱うこととしたことが伺える¹⁴⁾。

他方、米国では、内国歳入庁（Internal Revenue Service : 以下、IRS とする。）は、一定のビジネス・トラストを濫用的信託スキームとし、濫用的信託スキームを利用した納税者、プロモーター

7 本庄資「外国信託による脱税・租税回避スキームの対抗策」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73 の重要課題』880 頁（大蔵財務協会、2011）。

8 「米国の私法（州法）では信託宣言（declaration of trust）の下に利益を得る目的で設定された『法人格のない団体』で、その運用が損失填補権を与えられた受託者によって行われ、かつ、流通性のある利益参加証券によって権利が表彰される受益者のために実行される組織」をいう（本庄資「新しい信託に関する国際課税の問題点」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73 の重要課題』920 頁（大蔵財務協会、2011））。

9 「米国でも別にビジネストラストというふうに俗称言われておりますけれども、…そのビジネストラスト、米国におきましても別に事業だけの目的でできているわけではないという点も踏まえて立法させていただいているんだということも確認させていただきたいというふうに思います」（法務省法制審議会信託法部会第 23 回会議 2005 年 10 月 21 日）。

10 税制調査会 2006 年 12 月「平成 19 年度の税制改正に関する答申―経済活性化を目指して―」6 頁。

11 税制調査会 2006 年 12 月・前掲注(10)7 頁。

12 佐々木浩ほか『平成 19 年版改正税法のすべて』308 頁～312 頁（大蔵財務協会、2007）。

13 佐々木浩ほか・前掲注(12)308 頁～312 頁。

14 佐々木浩ほか・前掲注(12)294 頁。

に民事、刑事上の責任を負わせることもある¹⁵。さらに、IRSの〔TD8955〕では、米国議会が、外国信託が稼得した所得が無税で蓄積されることは内国信託に比べ不当に有利な立場にあるとし、外国信託の稼得した所得が無税で蓄積されることを防ぐため内国歳入法典（Internal Revenue Code：以下、IRCとする）679条を制定したことを明らかにしている¹⁶。

米国連邦税法でのビジネス・トラスト及び外国信託の取扱いと比較すると、筆者は、平成19年度税制改正後の法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））、みなし受益者課税（法第12条第2項）は、所得の国外移転及び留保という観点からの立法的な検討が不十分であるのではないかと、加えて的確な執行についてそのような事実を実際に把握できるのかという問題点が所在していると考えられる。

また、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））を利用した所得の国外移転及び留保に対しては、租税特別措置法の内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入の規定（以下、外国子会社合算税制とする。）によって防止することが考えられる。信託に関しては、本庄資教授が述べているように「信託制度は、衡平法により発展したので、信託の組成のとき、信託財産の全部の所有権が2つの構成要素に分割され、別々の者に2つの所有権が与えられる¹⁷」という歴史を持っている。そのため、筆者は、我が国の外国子会社合算税制が、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））を利用した所得の国外移転及び留保に対して、適切に対応することができるのか否かという問題点も生じるのではないだろうか考える。

したがって、本論文では、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））及びみなし受益者課税（法第12条第2項）の制定の背景を探り、両規定で法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））を利用した所得の国外移転及び留保を防止することができるか否かを考察する。さらに、我が国の外国子会社合算税制をもって適切な対応をすることができるか否かという点も考察する。そして、これらの規定で防止することが困難である場合、我が国は米国連邦税法上の外国信託及びビジネス・トラストの取扱いを参考とした防止策を導入すべきであるという提言をすることを目的とする。

¹⁵ 「The owner of a business transfers the business to a trust (sometimes described as an unincorporated business trust) in exchange for units or certificates of beneficial interest, sometimes described as units of beneficial interest or UBI's (trust units). The business trust makes payments to the trust unit holders or to other trusts created by the owner (characterized either as deductible business expenses or as deductible distributions) that purport to reduce the taxable income of the business trust to the point where little or no tax is due from the business trust. In addition, the owner claims the arrangement reduces or eliminates the owner's self-employment taxes on the theory that the owner is receiving reduced or no income from the operation of the business. In some cases, the trust units are supposed to be canceled at death or "sold" at a nominal price to the owner's children, leading to the contention by promoters that there is no estate tax liability.」(IRS "Notice 97 - 24" IRS Bulletin, No.1997 - 16, p.6(1997))。

¹⁶ 「Congress enacted section 679 in order to prevent the tax-free accumulation of income earned by foreign trusts over long periods of time that provided foreign trusts with an unwarranted advantage over domestic trust.」(IRS, "TD8955" IRS, pp.7 - 8(2001))。

¹⁷ 本庄資・前掲注(1)597頁。

2. 本論文に関する先行研究及び報告書等

(1) 米国連邦税法の信託税制及び濫用的信託スキームについて

本論文において、米国での濫用的信託スキームに関する問題点とその対抗策を述べる際に基本とする文献及び報告書を紹介する。我が国では米国連邦税法に関する文献として、占部裕典『信託課税法～その課題と展望～』（清文社、2001）¹⁸、佐藤英明『信託と課税』（弘文堂、2000）¹⁹、本庄資『アメリカの租税政策』（税務経理協会、2007）²⁰、本庄資『アメリカ法人税制』（日本租税研究協会、2010）²¹、本庄資「外国信託による脱税・租税回避スキームの対抗策」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73の重要課題』（大蔵財務協会、2011）²²、「新しい信託に関する国際課税の問題点」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73の重要課題』（大蔵財務協会、2011）²³、水野忠恒『国際課税の制度と理論—国際租税法の基礎的考察—』（有斐閣、2000）²⁴、等がある。その中でも、本庄資教授は、米国連邦税法では、どのように濫用的信託スキームに対して対抗してきたのかという研究を行っている。そのため、本論文では、米国連邦税法の信託税制を述べる場合で、我が国の租税法学者の文献を用いるときには、本庄資教授の文献を基本書とする。

米国では、『信託』は、導管 (conduit) 型事業体とされ、原則として納税義務者とされるが、その課税所得を受益者に分配するとき、これを所得控除することが認められているので、『受益者』という名の他の信託や他の事業体に利益を分配することにより課税所得をゼロにすることができる²⁵。「内国信託と外国信託の区分の基準は、(i)組成の場所や(ii)組成の準拠法によらず、米国裁判所の監督権と『米国の者』の支配権が及ぶか否かによることとしている²⁶。そして、一定の信託については、「グラントー・ルールにより、信託ではなく、委託者に対して課税されることとし、課税上分離した納税義務の主体と認識されず、信託所得はこれが他の当事者に分配されるか否かにかかわらず、委託者に課税されることとされる²⁷」。

外国信託については、内国歳入課税に関する合同委員会 (Joint Committee On Internal Revenue Taxation) の“TAX REVISION ISSUES - 1976 (H.R.10612) 5 TAX TREATMENT OF FOREIGN AND EXPORT INCOME” (1976) (JSC - 12 - 76) によると、当時の課税ルールでは、米国の者は、外国信託を設立し、所得を無税で蓄積することができたことがわかる。そして、米国議会は、外国信託に対抗すべく米国受益者をともなう外国信託の米国グラントーは、外国信託の所

¹⁸ 占部裕典『信託課税法～その課題と展望～』43頁以下（清文社、2001）。

¹⁹ 佐藤英明『信託と課税』5頁以下（弘文堂、2000）。

²⁰ 本庄資『アメリカの租税政策』501頁以下（税務経理協会、2007）。

²¹ 本庄資『アメリカ法人税制』381頁以下（日本租税研究協会、2010）。

²² 本庄資・前掲注(7)855頁以下。

²³ 本庄資・前掲注(8)913頁以下。

²⁴ 水野忠恒『国際課税の制度と理論—国際租税法の基礎的考察—』162頁以下（有斐閣、2000）。

²⁵ 本庄資・前掲注(7)856頁、「A legitimate trust is allowed to deduct distributions to beneficiaries from its taxable income, with a few modifications. Therefore, trusts can eliminate income by making distributions to other trusts or other entities as long as they are named as beneficiaries.」(IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes - Facts (section II) II. Basic Trust Taxation Rules”, IRS)。

²⁶ 本庄資・前掲注(7)867頁。

²⁷ 本庄資・前掲注(7)858頁。

得につきグラント・トラスト・ルールのもとで課税されうるといふ House bill を提出している²⁸。

複数の外国信託を利用した事例は、1981年のRichard A. Gordon “Tax Havens and their use by United States taxpayers”で紹介されている²⁹。第1の信託が第2の信託を設立し、第1の信託の受益者に第2の信託を据える。第3の信託を用いるプロモーターも中にはいる。米国納税者は自身を第1の信託の受託者に指名し、かつ第1の信託を第2の信託の受託者に指名する。米国納税者は資産又は所得を生じさせる権利、若しくはその両方を第1の信託に移転し受益権と交換する。そこから生じる所得は、第2の信託に流れ第2の信託から贈与や貸付けによって米国納税者に流れる³⁰。また、2006年に米国上院国土保全委員会捜査小委員会（United States Senate Permanent Subcommittee On Investigations Committee on Homeland Security and Governmental Affairs）“TAX HAVEN ABUSES: THE ENABLERS, THE TOOLS AND SECRECY”では、ケイマン諸島及びマン島の信託や法人を用いて、19の信託及び39のマン島法人を設立し、これらを連鎖させ米国の租税を免れようとした事例が紹介されている³¹。

米国は、「法の意図」を重視し、意図に合わない取引に対抗するように努めている。2002年の課税合同委員会（Joint Committee On Taxation）“BACKGROUND AND PRESENT LAW RELATING TO TAX SHELTERS”（JCX - 19 - 02）では、米国のタックス・シェルターの説明、タックス・シェルター防止のための個別規定及び判例原則、罰則及び投獄の規定を紹介している³²。この報告書では、法の意図に関して次のように述べている。納税義務を成立させるための個別規定が存在しているものの、法体系は、ある規定に関し文理上は合致していると思われるものでも、その規定の根底にある方針からは是認されず、意図されず、合致しない租税結果が生じる取引に対応

²⁸ 「The rules of present law permit U.S. persons to establish foreign trusts in which funds can be accumulated free of U.S. tax. In addition, which do not tax interest and dividends paid to foreign investors, and the trusts generally are administered through countries which do not tax such entities. Thus, these trusts generally pay no income tax any-where in the world. . . . U.S. grantors of foreign trusts with U.S. beneficiaries under the House bill would be taxed currently on the income of these trusts under the grantor trust rules of present law.」 (Joint Committee On Internal Revenue Taxation, “TAX REVISION ISSUES - 1976 (H.R.10612) 5 TAX TREATMENT OF FOREIGN AND EXPORT INCOME” (JCS - 12 - 76), The Joint Committee On Taxation, (1976), pp.18 - 19.)。

²⁹ タックス・ヘイブンについては国際的に統一された定義はない。講学上の三分類によれば、①関係諸税が一切存在しない国又は地域（バハマ、バミューダ、ケイマン諸島など）であるタックス・パラダイス、②国外所得に対して全く課税しないか又は極めて低い税率で課税する国又は地域（香港、リベリア、パナマなど）であるタックス・シェルター、③特定の会社や事業又は特定の所得に特別な租税上の恩典を付与する国又は地域（オランダ、ルクセンブルク、スイスなど）に分類される（本庄資ほか・前掲注(5)375頁～376頁）。

³⁰ Richard A. Gordon, “Tax Havens and their use by United States taxpayers”, Reprints from the collection of the University of Michigan Library, prepared for publishing by HP, p.118.

³¹ United States Senate Permanent Subcommittee On Investigations Committee on Homeland Security and Governmental Affairs, “TAX HAVEN ABUSES: THE ENABLERS, THE TOOLS AND SECRECY”, (2006), pp.113 - 387、本庄資「本庄ゼミ OB 会特別講義」特別講義参考資料(3)1頁～5頁(2013)。

³² Joint Committee On Taxation “BACKGROUND AND PRESENT LAW RELATING TO TAX SHELTERS”, (2002) (JCX - 19 - 02), pp.4 - 39、本庄資『アメリカン・タックスシェルター基礎研究』3頁以下（税務経理協会、2003）、居波邦泰「国際的租税回避の類型化」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73の重要課題』609頁以下（大蔵財務協会、2011）。

するかたちで発展してきている。こうした取引は、婉曲的に“タックス・シェルター”といわれている。納税者及び課税庁は、合法的な“タックス・プランニング”と受け入れられない“タックス・シェルター”との線引きに苦労してきている³³。

米国連邦税法上のビジネス・トラストに対する取扱いもこの考え方が反映されていると考えられる。米国では1997年のNotice 97-24において、一定のビジネス・トラストを濫用的信託スキームとして取り扱うことを示している。事業の所有者が、事業を受益を表象する証券と引換に移転する。ビジネス・トラストは、証券の保有者又は信託を創設した所有者のために支払を行う。この支払は、ビジネス・トラストの課税所得をわずか又はゼロにするため等を目的としたものである。場合によっては、証券が名ばかりの価格で所有者の子供に売却される。プロモーターはこれによって遺産税がゼロになると主張するのである³⁴。IRSのホームページでは濫用的信託スキームに該当するビジネス・トラストを次のように説明している。納税者が進行中の事業を信託に移転する。事業を信託に移転することにより、納税者は事業に対する支配を放棄するよう見せかける。しかし、実際には納税者が支配する受託者又は他の事業体を通して、依然として日々の活動や事業の所得の流れを動かす。このようなアレンジメントに税の救済はない。裁判所は、経済的実質がないことやグラントートラスト・ルール等の法概念を用いて、事業所得につきその納税者に納税義務があるとってきている³⁵。

また、米国司法省(United States Department of Justice)のUnited State Attorney's Bulletin “IRS Reorganization and Tax Prosecutions”のMartin E. Needle, Dora S. Welsh and Beth Elfrey “Prosecution of Abusive Trust Cases”では、「it is important to recognize that not all trusts are abusive. Legal trusts are frequently used in estate planning, … . No legal trust arrangement, however, reduces or eliminates…」と述べられている³⁶。ここから、米国は合法的な信託と合法ではない信託とを分けた上で、濫用的信託アレンジメントは合法ではないとしていることが伺える。

³³ 「Notwithstanding the presence of specific rules for determining tax liability, a body of law has evolved in response to transactions that may comply with the literal language of specific tax provision yet yield tax results that are unwarranted, unintended or inconsistent with the underlying policy of the provision. These transactions are euphemistically referred to as tax shelters. …taxpayers and tax administrators have struggled in determining the line between legitimate “tax planning” and unacceptable “tax shelters.”」(Joint Committee On Taxation・前掲注(32).p2.)。

³⁴ IRS・前掲注(15)p.6.

³⁵ 「This involves the transfer of an ongoing business to a trust. Also called an unincorporated business organization, a pure trust, or a constitutional trust, it gives the appearance that the taxpayer has given up control of his or her business. In reality, through trustees or other entities controlled by the taxpayer, he or she still runs the day-to-day activities and controls the business's income stream. Such arrangements provide no tax relief. The courts have held that the business income is taxable to the taxpayer under a variety of legal concepts, including lack of economic substance (sham theory), assignment of income, or that the arrangement is a grantor trust. In some circumstances, the trust could be taxed as a corporation.」(IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes—Facts (Section III) III.Abusive Domestic Trust Schemes”。

³⁶ Martin E. Needle, Dora S. Welsh and Beth Elfrey, “Prosecution of Abusive Trust Cases”, United State Attorney's Bulletin, Vol.49.No.4, United States Department of Justice, p.19(2001)。

筆者は、私法上、我が国が米国に倣い事業の信託を導入した経緯を踏まえると、我が国が外国信託及びビジネス・トラストを利用した租税回避への対抗策としては、このような米国の対応が参考となりうると考える。

(2) 我が国の租税回避の定義について

米国連邦税法の信託税制及び濫用的信託スキームに関する先行研究で紹介した通り米国では「法の意図」を重視していることがわかる。そこで、重要な概念である租税回避の定義に関して我が国の学説を紹介する。そして、本論文ではそれらの学説のうちどの定義を用いるかを明らかにする。

本庄資教授は、租税回避とは「私法上の選択可能な法形式の中から税法の予定しない法形式を選択し、結果として意図した経済目的を達成しながら税法が予定した法形式について定める課税要件に抵触することを免れ、ひいては税負担を減少させ又は排除する行為³⁷⁾」としている。また、本庄資教授は「節税は、すべての国で合法的で正当な行為として受け入れられている。節税とは、税法の定めるところに従って税負担の軽減を図ることをいい、租税回避とは異なる。節税と租税回避とを区別する基準は、『立法の意図』である。節税は、立法の意図が『課税上自由な領域』を設定することである場合に、その規定により税負担の軽減を試みることであって、その行為は立法の意図に合致するものであるが、租税回避は、立法の意図が『課税する領域』を設定することであり、課税要件を設定したつもりであったが、不完全な用語などにより必要かつ十分な課税要件を設定できなかった場合に『立法上の抜け穴』を利用し、立法の意図に反して課税要件の充足を回避することであって、形式的には違法な行為といえないが、『立法上の抜け穴』の利用が複雑かつ人為的な脱法行為または税法の潜脱を暗示するものである³⁸⁾」と述べている。

金子宏教授によると、租税回避は「私法上の選択可能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地からは合理的理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済的目的ないし経済的成果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件の充足を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除すること³⁹⁾」である。

清永敬次教授は、租税回避を「課税要件の充足を避けることによる租税負担の不当な軽減又は排除⁴⁰⁾」をいい、「多くの場合、税法上通常のものと考えられている法形式（取引形式）を納税者が選択せず、これとは異なる法形式を選択することによって通常の法形式を選択した場合と基本的には同一の経済的効果ないし法的効果（以下、単に『経済的効果』という。）を達成しながら、通常の法形式に結びつけられている租税上の負担を軽減又は排除するという形をとる⁴¹⁾」としている。

谷口勢津夫教授は、租税回避の包括的定義を「課税要件の充足を避け納税義務の成立を阻止することによる、租税負担の適法だが不当な軽減または排除⁴²⁾」、経験的事実を前提とする租税回避の定義を「租税立法者が課税要件を定めるに当たって、課税適状と判断した経済的事実に相応する私法上の法形式（取引形式）として、取引通念の考慮により想定した『通常の』法形式を、納税者が選

³⁷⁾ 本庄資ほか・前掲注(5)509頁。

³⁸⁾ 本庄資『国境に消える税金』30頁（税務経理協会、2004）。

³⁹⁾ 金子宏・前掲注(6)121頁。

⁴⁰⁾ 清永敬次『税法〔新装版〕』42頁（ミネルヴァ書房、2013）。

⁴¹⁾ 清永敬次・前掲注(40)42頁。

⁴²⁾ 谷口勢津夫『税法基本講義（第3版）』59頁（弘文堂、2012）。

択せず、これとは異なる『異常な』法形式を選択することによって、『通常の』法形式を選択した場合と基本的に同一の経済的成果を達成しながら、『通常の』法形式に対応する課税要件の充足を避け納税義務の成立を阻止することによって、租税負担を軽減または排除すること⁴³⁾としている。

このように租税回避の定義は学者によって異なる。租税回避の判断基準においては、租税法での通常か否かを基準とする説、租税法での不当か否かを基準とする説、租税法が予定しているか否かを基準とする説まである。

本論文では、米国連邦税法の外国信託への対応及び濫用的信託スキームへの対抗策の導入の背景を探る。その米国は濫用的租税回避について「法の意図」を重視している。そこで、本論文では、租税回避の定義に関して「立法の意図」を重視する本庄資教授の定義を用いることとする。

(3) 我が国の法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）について

米国において、IRSのNotice97-24やIRSのホームページで警告されている濫用的信託スキームにおいて、濫用的信託スキームに該当するビジネス・トラストの特徴は、委託者が事業を信託すること、委託者は自らの支配を放棄するよう見せかけること、しかし実際には納税者が支配する受託者又は他の事業体を通して依然として日々の活動や事業の所得の流れを動かすこと、受益権が譲渡されうること等である。

他方、我が国の法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）は、委託者と特殊の関係のある者を受託者とする事業の信託も含まれるため、米国において濫用的信託スキームとされるビジネス・トラストの特徴を備えてしまう可能性がある。米国と対比すると、我が国は法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）をどのように取り扱っているかが問題となる。我が国の法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）に関する先行研究としては次のような研究がある。

本庄資教授は、『アメリカの租税政策』（税務経理協会、2007）において、米国の外国信託に対する課税を分析し、我が国の信託に対する課税に対して提言をしている。本庄資教授は「外国信託を含む濫用的信託スキームについては、法形式としての外国信託を無視して日本人に所得と資産を帰属させる『エンティティアプローチの帰属ルール』を採用するか（エンティティ否認の法理）、法形式として外国信託の存在を認めるが、その所得と資産については日本人の所得と資産とみなす『みなし所得』『みなし資産』ルールを採用することなども、日本のCFCルールの延長線上で一考に値すると考えられる⁴⁴⁾と述べている。

本庄資教授は、「新しい信託に関する国際課税の問題点」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73の重要課題』（大蔵財務協会、2011）において、様々なスキームの事例を出して法人課税信託に loopholesがあることを指摘している。また、法人課税信託とみなし受益者課税の優先適用順位の点、委託者から受託者への信託財産の譲渡が無償譲渡となるか有償譲渡となるかという点、我が国は受託者連続型信託等に対抗できるか否かという点、外国法人が委託者となることができるか否かという点等多数の問題点をあげている⁴⁵⁾。

扶持本泰裕氏は、「法人課税信託における租税回避への対抗策—外国信託を利用した複層化スキームによる租税回避への対抗策—」第21回租税資料館賞奨励賞受賞論文において、我が国の法人課

⁴³⁾ 谷口勢津夫・前掲注(42)60頁。

⁴⁴⁾ 本庄資・前掲注(20)533頁。

⁴⁵⁾ 本庄資・前掲注(8)913頁～933頁。

税信託を利用した国際的租税回避の危険性があることに言及している。扶持本泰裕氏は、法人課税信託においては、委託者が外国信託に信託しさらに当該外国信託が外国信託に信託を行うという信託の複層化を通じて、国内源泉所得を国外源泉所得に変更できるという租税回避が可能となることを指摘している。法人課税信託とみなし受益者課税の優先関係が曖昧であることが法人課税信託の問題点であるとし、それ故に実質的に受託者や信託財産を支配する委託者に対してみなし受益者課税を適用することはできないという立場をとっている。そして、米国、英国、ドイツの信託税制とカナダの判例を分析した結果、委託者が信託財産の全部又は一部に対して一定の権限、経済的利益又は支配を留保する場合委託者に課税する米国のグラントラストを採用すべきと提言している⁴⁶。

本論文では、筆者は、法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ(2)）を利用した国外への所得の移転及び留保が可能となってしまうのではないかという観点を重視している。よって、本論文では、法人課税信託を利用した所得の国外移転及び留保に言及している本庄資教授、扶持本泰裕氏の先行研究を基本とする⁴⁷。

さらに、本論文では、法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ(2)）に関し立法の意図を探る。

⁴⁶ 扶持本泰裕「法人課税信託における租税回避への対抗策—外国信託を利用した複層化スキームによる租税回避への対抗策—」第21回租税資料館賞奨励賞受賞論文4頁～94頁。

⁴⁷ 法人課税信託については以下の研究があるが、本論文では研究の紹介にとどめる。

佐藤英明教授は、「信託を利用した租税回避への対処として、法人型課税信託のうち法人税の回避を意図したものについての規定や、受益者不存在信託や受益権連続型信託に関する特例規定が設けられている。これらは、それぞれ、その規定の要件の合理性が問題となるほか、後者の特例規定についてはその効果の合理性についても検討が必要である。また、委託者が信託財産に管理、支配、受益等の権限を有する場合に関する租税回避対処措置の導入についても、今後、検討を進める必要がある」と述べている（佐藤英明「新信託法の制定と19年信託税制改正の意義」日税研論集62号『信託税制の体系的研究—制度と解釈—』67頁（日本税務研究センター、2011））。

高橋祐介教授は、法人課税信託が普通法人との公平中立のみ目しており任意組合等との公平中立を目していないこと、信託内部間において法人課税信託と集団投資信託等との公平中立に問題があると指摘している（高橋祐介「事業体課税論」岡村忠生編著『新しい法人税法』82頁（有斐閣、2007））。

平野嘉秋教授は、課税の中立性及び公平性並びに整合性という観点からは、各種信託間における課税方式の相違、組合等と信託との課税方式において問題が惹起されると考えられると述べている。そして、どのような事業体を「法人課税の対象」とすべきなのかという問題に対しては、租税回避対策にとられすぎず、しっかりした法人税理論の構築が必要ではないかと述べている（平野嘉秋「多様な事業体の課税問題—信託税制の改正に伴う課税の整合性問題を中心として」租税研究698号42頁（2007））。

占部裕典教授は、「わが国の受託者課税（法人課税信託）のカテゴリーは平成19年改正前信託税制を承継させる中で作り出されたものであり、課税理論的にはすわりの悪いものである。立法論としては、受託者段階課税（第1段階）と受益者等課税（第2段階）の枠組み中で再構築すべきであろう」と述べている（占部裕典「信託税制への提言」新井誠・神田秀樹・木南敦編『信託法制の展望』548頁（日本評論社、2011））。

信託それ自体に課税してはどうかという研究として岡村忠生教授の研究がある。

岡村忠生教授は、我が国の信託税制は、受益者課税と法人課税という性質の異なる2つの課税方法があるが、税負担の重複の問題及び信託財産又は所得の帰属の問題が発生すると指摘している。信託の多様な利用を実現するためには、信託の実態及び信託財産に対する法的関係を鑑みて、信託の特性を反映し、信託を信託として課税する制度が必要であると述べている（岡村忠生「多様な信託利用のための税制の提言」信託研究奨励金論集31号81頁（2010））。

特に、第 165 回国会衆議院法務委員会第 5 号（2006 年 10 月 27 日）⁴⁸、第 165 回国会衆議院法務委員会財務金融委員会連合審査会第 1 号（2006 年 11 月 1 日）⁴⁹、第 165 回国会参議院法務委員会財政金融委員会第 1 号（2006 年 12 月 6 日）⁵⁰、税制調査会 2006 年 9 月「これまでの審議等を踏まえた主な論点」⁵¹、税制調査会 2006 年 12 月「平成 19 年度の税制改正に関する答申—経済活性化を目指して—」⁵²、税制調査会 2007 年 1 月「平成 19 年度税制改正の要綱」⁵³、『平成 19 年版改正税法のすべて』（大蔵財務協会、2007）⁵⁴を用いる。これらの資料からは、法人課税信託（法法第 2 条第 29 号の 2 ハ（2））に関しては、所得の国外移転及び留保の観点からの立法上の検討が不十分であることがわかる。

（4） 信託と外国子会社合算税制について

法人課税信託（法法第 2 条第 29 号の 2 ハ（2））による所得の国外移転及び留保に対しては、外国子会社合算税制をもってその防止策とする方法が考えられる。法人課税信託（法法第 2 条第 29 号の 2 ハ（2））に限ったものではないが、信託と外国子会社合算税制について言及している報告書がある。

1998 年の経済協力開発機構（Organization for Economic Cooperation and Development : OECD）の“HARMFUL TAX COMPETITION An Emerging Global Issue”では、タックス・ヘイブンの識別基準、加盟国の有害な税制の識別基準、タックス・ヘイブンや有害な税制への対応方法等が述べられている。その中で、有害な税制と闘うことに対する全体的な効果を改善するためには、外国子会社合算税制、外国投資信託、外国信託税制の間の関係をより綿密に調査することが有効となりうるだろう報告している⁵⁵。

2001 年の国際租税協会⁵⁶（International Fiscal Association : IFA）の“Limits on the use of low-tax regimes by multinational businesses: current measures and emerging trends”は、多国籍企業の租税回避についての報告である。その中で、General Reporter である Brian J. Arnold and Patrick Dibout 氏は、「非居住信託についても CFC 又は CFC に類似する制度が必要である。少なくとも、非居住信託の分配されない所得に関しては、通常受益者と別に非居住信託に対して課税さ

⁴⁸ 第 165 回国会衆議院法務委員会第 5 号 2006 年 10 月 27 日。

⁴⁹ 第 165 回国会衆議院法務委員会財務金融委員会連合審査会第 1 号 2006 年 11 月 1 日。

⁵⁰ 第 165 回国会参議院法務委員会財政金融委員会第 1 号 2006 年 12 月 6 日。

⁵¹ 税制調査会 2006 年 9 月「これまでの審議等を踏まえた主な論点」9 頁以下。

⁵² 税制調査会 2006 年 12 月・前掲注(10)6 頁以下。

⁵³ 税制調査会 2007 年 1 月「平成 19 年度税制改正の要綱」1 頁以下。

⁵⁴ 佐々木浩ほか・前掲注(12)287 頁以下。

⁵⁵ 「Moreover, it would also be useful to examine more closely the interrelationship between CFC, Foreign Investment Fund and Foreign Trust legislation in order to improve their overall effectiveness in combating harmful tax practices.」(OECD, “HARMFUL TAX COMPETITION An Emerging Global Issue”, OECD, p.42(1998))。

⁵⁶ IFA (International Fiscal Association) は、国際課税の研究機関として各国関係者の間では極めて著名な団体であり、本部はオランダのロッテルダムにある。この分野で唯一の歴史的かつ世界的な団体として各国の学者、実務家、政府関係者を会員に擁している。真に中立的な立場から国際租税分野の研究を理論と実務の面から幅広く最高レベルでの意見交換を通じて行っている (IFA 日本支部「ごあいさつ」)。

れるからである⁵⁷⁾と述べている。

本論文においては、これらの報告書をうけ、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）と我が国の外国子会社合算税制の適用関係を考察する。本論文においては、我が国でも今後想定される事例として、親子会社間で法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）を利用した所得の国外移転及び留保を考える。この想定される事例は、米国で濫用的信託スキームとされているビジネス・トラストを参考とし、筆者自身が考えたものである。具体的な想定事例は次のようである。

外国法人A（法第2条第4号）は内国法人J（法第2条第3号）の株式を100%保有し、内国法人Jは外国法人B（法第2条第4号）及び外国法人C（法第2条第4号）の株式を100%保有している。内国法人Jは、我が国の新信託法を準拠法⁵⁸⁾とし、内国法人Jを委託者兼受益者、外国法人Bを受託者とする事業の信託を行う。この事業の信託においては、国内源泉所得及び国外源泉所得が生じる。内国法人Jは、外国法人Bの我が国の国外にある営業所で、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）に該当するように信託を行う。委託者の権利は新信託法第145条に基づき全部有しないものとする。直後に、質的量的に均等である受益権は、適正な対価をもって、内国法人Jから外国法人Aに50%、外国法人Cに50%に譲渡された。

受託法人である外国法人Bと法人課税信託の受託者としての受託法人は、租税法上別に存在することになる（法第4条の6）。受益権は株式又は出資とみなされ、法人課税信託の受益者は株主等に含まれる（法第4条の7第6項）。我が国の国外の営業所で信託を行っているため、法人課税信託としての受託法人は外国法人（外国法人Dとする。）となる（法第4条の7第2号）。事業の信託から生じる所得は外国法人Dに帰属する（法第4条の6）。外国法人Dは、法人税法上国外源泉所得に関して納税義務はない（法第9条第1項）。外国子会社合算税制の適用上、受託者である法人と法人課税信託としての受託法人は別々に適用される（措法第2条の2）。外国法人Dの株主は外国法人A及び外国法人Cとなるため、内国法人Jが外国法人Dに対して保有する直接又は間接保有の株式は50%である。よって、外国法人Dは外国関係会社に該当しないため、外国子会社合算税制の適用が困難であると考えられる（措法第66条の6第2項）。

内国法人Jは外国法人Cの株式を100%保有しているため、外国法人Cは外国関係会社となる（措法第66条の6第1項）。内国法人Jは外国法人Cの株式を100%保有しているため、外国子会社合算税制の対象となる内国法人である（措法第66条の6第1項第1号）。外国関係会社である外国法人Cが特定外国子会社等に該当すれば、適用除外とされない限り、外国子会社合算税制の対象となる。

ところが、特定外国子会社等がその子会社から受ける配当等は合算対象所得の計算上控除することとされる場合がある（措法令第39条の15第1項及び第1項第4号）。外国法人Cが特定外国子会社等に該当したとする。外国法人Cは外国法人Dの株式等の50%を保有しているとみなされることとなる。法人税法第4条の7第10号では、「法人課税信託の収益の分配は資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当と、法人課税信託の元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなす」と規定している。これらより、特定外国子会社等である外国法人Cが、6月以上外国法人

⁵⁷⁾ 「CFC or similar rules are also necessary for non-resident trusts because they are generally taxed separately from their beneficiaries, at least with respect to their undistributed income.”
（IFA, “Limits on the use of low-tax regimes by multinational businesses: current measures and emerging trends”, Vol.86b,p.41(2001)）。

⁵⁸⁾ 小出邦夫編著『逐条解説 法の適用に関する通則法』410頁以下（商事法務、2009）。

Dの株式等とみなされる受益権を保有していれば、外国法人Dからの収益の分配は配当等なり合算対象所得の計算上控除されると考えられる。したがって、事業の信託から生じる所得が受益者に分配されたとしても、外国法人Cに留まることになると考えられる。

さらに、部分適用対象金額となる剰余金の配当等については、当該特定外国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうち占める割合が、100分の10に満たない場合における当該他の法人から受けるものに限られている（措法第66条の6第4項第1号）。特定外国子会社等である外国法人Cは外国法人Dの株式等の50%を保有しているとみなされることとなる。そのため、外国法人Dからの収益の分配は配当等なるが、部分適用対象金額には含まれないものと考えられる。

以上より、外国子会社合算税制をもって、法人税法第2条第29号の2ハ(2)を利用した所得の国外移転及び留保を防止することは困難であると考えられる。

この想定事例においては、確かに、内国法人Jは外国法人Bに事業の信託を行う際の譲渡損益に対して、また、内国法人Jから外国法人A及び外国法人Cへの受益権譲渡にともなう譲渡損益に対して課税されうるだろう⁵⁹。

しかし、内国法人Jは外国法人Bの株式を100%保有しており、株式保有の観点から受託者を支配し信託された事業を実質的に運営できると考えられる。内国法人Jは事業の信託を行う前であれば国外源泉所得にも課税される。内国法人Jは、事業の信託を行いそこから生じる所得を外国法人Dに帰属させることで、内国法人Jの課税所得の範囲を狭めることができる。さらに、外国子会社合算税制により、事業の信託から生じる所得を内国法人Jの所得として合算することも困難であるだろうと思慮される。

本庄資教授は、『オフショア・タックス・ハイブンをめぐる国際課税』（日本租税研究協会、2013）で「信託制度は、衡平法により発展したので、信託の組成のとき、信託財産の全部の所有権が2つの構成要素に分割され、別々の者に2つの所有権が与えられる（Legal ownershipは受託者に、beneficial ownershipといわれるものは、受益者“beneficiary”に）⁶⁰」と述べている。筆者は、信託は歴史的に2種類の所有権概念が生じたという特徴を持っているため、外国子会社合算税制が法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ(2)）に対して適切に対応できていないのではないだろうかと思慮する。

(5) みなし受益者課税（法法第12条第2項）について

法人税法第12条第2項は、「信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する」と規定している⁶¹。

本庄資教授及び扶持本泰裕氏は、我が国の法人課税信託を利用し外国信託を用いた租税回避に対して、このみなし受益者課税をもって対抗できるかを検討している。この点は本論文においても重要である。本論文では、上記先行研究(4)にて、法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ(2)）

⁵⁹ 佐々木浩ほか・前掲注(12)318頁以下、佐藤英明・前掲注(47)68頁以下、岡村忠生・前掲注(47)78頁以下。

⁶⁰ 本庄資・前掲注(1)597頁。

⁶¹ 所得税法では第13条第2項で規定されている。

を利用した所得の国外移転及び留保に対して、外国子会社合算税制を用いて適切に防止することができるか否かを考察した。上記先行研究(4)で、筆者は、適切に対応できないのではないかと考えた。そこで、筆者は、みなし受益者課税(法第12条第2項)を適用して防止できるか否かを考察する必要があると考える。

本庄資教授は「新しい信託に関する国際課税の問題点」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73の重要課題』(大蔵財務協会、2011)において、「個人事業主が、1人株主の会社を設立し、その事業を受託者の国外営業所に信託すると、委託者=受益者が日本の居住者・内国法人であるが、信託の所得とされるこの個人=1人株主会社の実質的な国外所得について、納税義務者とされる受託者は外国法人とされるので、日本の課税を免れるというループホールを認めるのかという問題がある。つまり、受益者課税信託の『みなし受益者』(委託者)課税と法人課税信託の受託者(外国法人とされる場合)との優先適用順位は、必ずしも明確ではない⁶²⁾と指摘している。

扶持本泰裕氏は、「法人課税信託における租税回避への対抗策—外国信託を利用した複層化スキームによる租税回避への対抗策—」第21回租税資料館賞奨励賞受賞論文において、法人課税信託とみなし受益者課税の優先適用順位が明確ではないことを指摘した上で、「さらに、問題となるのは、租税回避を意図して信託を組成する場合に、『みなし受益者』に該当しないように信託が設定される時、『法人課税信託』の規定によらず、あくまで『みなし受益者』概念を拡大解釈して委託者に対し課税することができる、という曖昧な法解釈を行うことにある⁶³⁾と指摘している。そして、法人税法第12条第2項、所得税法第13条第2項、法人税法施行令第15条第1項から第3項、所得税法施行令第52条第1項から第3項、法人税法基本通達14-4-8において受託者及び信託財産を支配する者又は委託者という文言は存在していないこと、新信託法第145条の委託者の地位の規定からみなし受益者課税概念を拡大解釈することは想定していないと考えられると述べている⁶⁴⁾。米国では判例原則である経済的実質を明文で規定したことを踏まえて、「本論文では、受託者及び信託財産を支配する委託者に対して、『みなし受益者』概念を拡大解釈して課税することはできないものとし、あくまでも明文に即し法人税法2条29の2に該当する信託は、受益者が存しない信託も含め、法人課税信託としての規定が適用されるものと結論する⁶⁵⁾としている。

このように先行研究では、法人課税信託とみなし受益者課税の優先適用順位の不明確さが指摘されており、みなし受益者課税を優先適用しないとする見解がある。

これらの先行研究をうけ、本論文において筆者は、みなし受益者課税(法第12条第2項)が、そもそも所得の国外移転及び留保を防止するという観点から立法上十分に検討されているか否かを考察する。

『平成19年版改正税法のすべて』では、みなし受益者について、「信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用が帰属するものとみなされる者は、従来は形式基準により受益者が存する場合には受益者と、受益者が不特定又は不存在の場合には委託者とされてきましたが、実質基準を導入し、受益者と同等の地位を有する者をみなし受益者として取り扱うこととされました。…新信託法における受益者の概念(注1)を参考にしつつ、信託の変更をする権限(信託をコントロールする権利の具現化)を有するか否か及び信託財産の給付を受けることとされてい

⁶²⁾ 本庄資・前掲注(8)918頁。

⁶³⁾ 扶持本泰裕・前掲注(46)7頁。

⁶⁴⁾ 扶持本泰裕・前掲注(46)8頁。

⁶⁵⁾ 扶持本泰裕・前掲注(46)8頁。

るか否かによって判断することとされました⁶⁶⁾としている。そのため、筆者には、受益者と同等の地位にある者をみなし受益者としただけで、所得の国外移転及び留保を防止するという観点から立法上十分に検討されてはいないと考ええる。この点につき先行研究(4)の想定事例を用いて考えてみる。

先行研究(4)において想定した事例では、委託者である内国法人Jは、新信託法第145条に基づき権利を全部有しないものとするとしている。そのため、信託関係からみると「信託の変更をする権限(軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。)を現に有し」に該当しないと考えられる。ただし、仮に株式保有の関係から判断することができるとすれば、委託者である内国法人Jは受託者である外国法人Bの株式を100%保有しているため、みなし受益者(法第12条第2項)に該当するかもしれない。

本庄資教授は、『国際租税法—概論—』(大蔵財務協会、2012)において「国際的タックス・プランニングでは、タックス・ヘイブンに設立した外国子会社等(以下『SPV』という。)への所得移転(所得の帰属者の変更)とその所得の蓄積をタックス・ヘイブンの第一機能とし、所得のパススルーと加工処理(所得の種類の変更、所得の源泉地の変更)をタックス・ヘイブンの第二機能とし又はこれらの機能を組み合わせて、蓄積された所得の処分(親会社への配当)や運用(親会社その他への貸付け)又は再投資(持株会社として海外事業会社等への出資)を行っている⁶⁷⁾と述べている。先行研究(4)において想定した事例では、事業の信託における受益権は外国法人A及び外国法人Cが保有している。事業の信託から生じる所得は、これらの受益者に分配されるものと考えられる。外国法人A及び外国法人Cが内国法人Jに貸付け等をせず、事業の信託から生じる所得を単に蓄積した場合や、内国法人J及び外国法人B以外の法人に投資した場合、筆者は、委託者である内国法人Jが「当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者(受益者を除く。)」に該当しないのではないかと考える。

よって、筆者は、法人課税信託(法第2条第29号の2ハ(2))を利用した所得の国外移転及び留保を、みなし受益者課税(法第12条第2項)をもって防止することは困難であると考ええる。筆者は、みなし受益者課税(法第12条第2項)に関しては、所得の国外移転及び留保を防止するという観点から立法上十分に検討されていないものと考ええる。

(6) 信託所得に関する所得の帰属について

先行研究(4)及び先行研究(5)において、筆者は、法人課税信託(法第2条第29号の2ハ(2))を利用した所得の国外移転及び留保を、我が国の外国子会社合算税制及びみなし受益者課税(法第12条第2項)で防止することが困難な場合があることを示した。そうであるならば、これが租税回避に該当するか否かが問題となる。

法人課税信託(法第2条第29号の2ハ(2))及びみなし受益者課税(法第12条第2項)は、所得の国外移転及び留保という観点から十分に検討されていないと考えられる。また、本庄資教授・藤井保憲教授は、「法人が委託者となる信託で一定のものとは、いわゆる事業型信託のうち3つの

⁶⁶⁾ 佐々木浩ほか・前掲注(12)293頁。

⁶⁷⁾ 本庄資ほか・前掲注(5)392頁～393頁。

類型について、租税回避の観点から法人課税信託としているものである⁶⁸⁾と述べている。佐藤英明教授は、「法人が事業の重要な一部を切り出して信託を設定するような場合等（法 2 二十九の二ハ）については、同じく信託を用いて法人段階での課税を免れることへの対処といっても、租税回避への対処措置という性格が色濃く現れていると見ることができる⁶⁹⁾と述べている。先行研究(4)で想定した事例は、租税回避防止規定を利用した税負担の軽減又は排除を行ったといえるだろう。租税法が、租税回避防止規定を利用して租税負担を軽減又は排除することを予定していたとは考えにくいだろう。もし予定していたならば、立法上検討しあらかじめ課税要件とするからである。よって、筆者は、法人課税信託（法第 2 条第 29 号の 2 ハ（2））を利用した所得の国外移転及び留保は租税回避であると考ええる。

この租税回避の防止策を検討するとき、誰に所得を帰属させるのかという問題が生じる。

2007 年の IFA 年次総会では、“Conflicts of the Attribution of income to a person” というテーマがとりあげられた。帰属の一般原則（国内法における納税義務者、条約上の beneficial owner、税額控除、所得の譲渡）、みなし帰属（透明な主体とみなし不透明体、資産からの所得、配当、時の経過により生ずる所得（利子等）、配当・利子のクーポン）、中間介在者（代理人、信託、投資媒体）に関して、国同士の所得の帰属の衝突、帰属の差異を利用した租税回避への対応等が議論されている⁷⁰⁾。

信託に関しては各国で取扱いが異なっており、General Reporter の Joanna C. Wheeler 氏によれば、次のとおりである。国内法で信託の概念を認識している国と認識していない国に分かれ、前者の国では信託に関する複雑なルールがあり、後者の国では取扱いに不確実性がある。信託所得の取扱いに関して、各国ごとにその状況もまちまちである。一定の理由で委託者に所得を帰属させる国、所得が生じたとき又は分配を受けたときに直接受益者に所得を帰属させる国、最初に受託者又は信託自体に所得を帰属させ受益者の段階でも課税する国等がある⁷¹⁾。

我が国では所得の帰属に関して学説が分かれている状態である。本庄資教授は、「国際課税の基礎用語（第 10 回）『所得帰属』（income attribution）概念」税研 137 号(2008)において、「日本の税法では、『ある者への所得の帰属』（income attribution to a person）について明確な規定がなく、法解釈学においても、法的帰属説と経済的帰属説が対立したまま、決着がついていない状態にある。…適法源泉所得について、法的権原による所得の享受者を『名義人でなく、実質的享受者』にこの所得を帰属させることについては異論がないとしても、『実質的享受者』の判定基準について、なお、『法的実質』の帰属に限るか、『経済的実質』の帰属を追及させるかを定めることが必要になる。この段階では、租税理論で終始するのではなく、税法の執行可能性、税務行政の効率性を考慮に入れた政策的見地と納税者に法的安定性を与える見地から判定基準を設定することが必要になる⁷²⁾と述べている。

⁶⁸⁾ 本庄資・藤井保憲『法人税法【実務と理論】』246 頁（弘文堂、2008）。

⁶⁹⁾ 佐藤英明・前掲注(47)58 頁。

⁷⁰⁾ IFA, “Conflicts of the Attribution of income to a person”, Vol.92b, pp.37 - 58 (2007)、本庄資「所得帰属と beneficial owner 受益所有者概念」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73 の重要課題』249 頁以下（大蔵財務協会、2011）。

⁷¹⁾ IFA・前掲注(70)pp.37 - 38、本庄資・前掲注(70)266 頁以下。

⁷²⁾ 本庄資「国際課税の基礎用語（第 10 回）『所得帰属』（income attribution）概念」税研 137 号 14 頁(2008)。

金子宏教授は、「文理的には、どちらの解釈も可能である。しかし、経済的帰属説をとると、所得の分割ないし移転を認めることになりやすいのみでなく、納税者からの立場からは、法的安定性が害されるという批判がありうるし、税務行政の見地からは、経済的に帰属を決定することは、実際上多くの困難を伴う、という批判がありうる。その意味で、法律的帰属説が妥当である⁷³⁾と、清永敬次教授は、「実質所得者課税の原則の規定から、経済的実質主義のような見解を導き出すことが全く不可能であるとはいえない。しかし、経済的な成果は通常法律上の関係によってその帰属者が決ってくるのであるから、法律上の関係をはなれて経済的な帰属が存するとされる場合が仮にあるとしても、それは限られた場合であろう。そして、それは、特にそう考えなければ課税上著しく不都合を生ずる、すなわち担税力を欠く者に課税する結果となるというような場合でなければならぬと思われる。さもなければ、法律上の関係をはなれて経済上の帰属を考えるといても、経済的帰属の存在を肯定するための基準は必ずしも明らかでなく、納税義務者の地位をいたずらに不安定なものにするだけになるとと思われるからである⁷⁴⁾と述べている。これらの見解は、法律的帰属説に立っているものと考えられる。

他方、田中二郎教授は、「租税の公平負担という見地からすれば、課税の対象となる課税物件の実現及び帰属に関し、その形式又は名義に囚われることなく、その経済的実質に着目し、現実に担税力を有するものと認められる者に対して課税するのが当然の原則でなければならない⁷⁵⁾と、居波邦泰税務大学校研究部教育官は、「私見としては、文理的に経済的帰属説が妥当ではないかと思われる⁷⁶⁾と述べている。これらの見解は、経済的帰属説に立っているものと考えられる。

本庄資教授の指摘する受託者連続型信託の事例、扶持本泰裕氏が研究した法人課税信託を利用した国際的租税回避の研究、Richard A. Gordon “Tax Havens and their use by United States taxpayers” で紹介されている信託を複層化した事例、米国上院国土保全委員会捜査小委員会 “TAX HAVEN ABUSES THE ENABLERS, THE TOOLS AND SECRECY” で紹介されている事例、IRS が濫用的信託スキームとする事例、筆者が先行研究(4)で想定した事例を踏まえると、法人課税信託(法第2条第29号の2ハ(2))を利用した所得の国外移転及び留保を防止するためには、所得の帰属において経済的実質の帰属を追求し、経済的実質の帰属に基づく立法が必要であると筆者は考える。まして、コモン・ロー国家である米国でさえ、判例原則であった Economic Substance Doctrine をIRC7701(o)条で明文化し、経済的実質を追求することとしているのである⁷⁷⁾。

具体的には、筆者は、米国のグランタートラスト・ルールを参考とする制度を導入することが賢明であると考え。特に、租税回避の防止のためには、直接又は間接に財産を移転する者が所有者

⁷³⁾ 金子宏・前掲注(6)165頁～166頁。

⁷⁴⁾ 清永敬次・前掲注(40)72頁。

⁷⁵⁾ 田中二郎『法律学全集11 租税法〔第三版〕』89頁(有斐閣、1990)。

⁷⁶⁾ 居波邦泰「タックス・シェルターに対する税務行政のあり方—日本版LLPへの対応を考慮に入れて—」税務大学校論叢52号544頁(2007)。

⁷⁷⁾ IRC7701 (Definitions)

(o) Clarification of economic substance doctrine

(A) Economic substance doctrine

The term “economic substance doctrine” means the common law doctrine under which tax benefits under subtitle A with respect to a transaction are not allowable if the transaction does not have economic substance or lack a business purpose. . . .

(D) Transaction

The term “transaction” includes a series of transactions.

となりうる IRC679 条⁷⁸が参考となる。ただし、筆者は、我が国に米国のグラントーラスト・ルールを導入するには米国のグラントーラスト・ルールを修正することが必要と考える。IRC679 条では、一定の資産負債の移転は IRC679 条の適用がない等の規定があるからである⁷⁹。また、成文法である我が国とは異なり、米国では濫用的信託スキームに対して実質主義の判例原則を用いて防止し、そしてグラントーラスト・ルールを用いても防止するという構造をとることができるからである。

(7) 的確な執行を行うための情報収集制度について

米国のグラントーラスト・ルールを参考とした制度を整備したとしても、そもそもこのような事実を的確に把握できるのかという執行上の課題が残る。

第 165 回国会衆議院法務委員会第 5 号 (2006 年 10 月 27 日) で、政府参考人 (国税庁次長) は、「今回の信託法によっていろいろな種類の信託がさまざまな活用が図られるということになると承知しておりますが、その場合、意図的に信託を利用して租税回避を図ろうという者に対しては、… 国税当局としては、やはり資料をきちっと収集する。例えば、不動産登記であるとか、いろいろなあらゆる機会を通じて有効な資料情報を収集するとか、それから支払い調書制度を活用する、こうしたことで、私どもとしては課税関係の有無の事実をとにかく追求していく、これが私どもの使命だと思っております⁸⁰」と述べている。そのため、筆者は的確な執行ができるような環境をつくる必要があると考える。

本庄資教授は、「米国では税法の執行を担当する税務行政がその使命を効率的に運用できるよう税法において税務行政支援手続を整備している。IRS コンプライアンス戦略は、納税者サービス (taxpayer service) と法執行 (law enforcement) 活動の均衡であるが、IRS の法執行の『効率』 (efficiency) を支えるのは必要情報である。… 税務当局の基礎的情報源は税務申告 (tax returns) である。税務執行に不可欠な情報が申告 (Return) 段階で豊富に入手できるように大企業の M3 などの IRS 様式を設計している⁸¹」と述べている。そのため、本論文では、米国の信託に関する情報収集について、米国連邦税法の「報告すべき取引」の規定及び米国の様式を考察し、我が国の執行上どの点が有用であるかを考える。

具体的には、信託に係る様式として、Form1041 (U.S. Income Tax Return for Estate and Trusts) (2013)⁸²、Form1040NR (U.S. Nonresident Alien Income Tax Return) (2013)⁸³、Form3520 (Annual Return To Report Transactions With Foreign Trusts and Receipt Certain Foreign Gifts) (2013)⁸⁴、Form3520-A (Annual Information Return of Foreign Trust With a U.S Owner)

⁷⁸ IRC679 Foreign trusts having one or more United States beneficiaries.

⁷⁹ IRC679 (a)(2) Exceptions.

⁸⁰ 第 165 回国会衆議院法務委員会第 5 号 2006 年 10 月 27 日・前掲注(48)。

⁸¹ 本庄資「税務行政における『手続法』の重要性～税務行政の生命は情報の入手～」講義テキスト 1 頁～2 頁(2012)。

⁸² IRS, “Form1041 U.S. Income Tax Return for Estate and Trusts” (2013).

⁸³ IRS, “Form 1040NR U.S. Nonresident Alien Income Tax Return”(2013).

⁸⁴ IRS, “Form 3520 Annual Return To Report Transactions With Foreign Trusts and Receipt of Certain Foreign Gifts”(2013).

(2013)⁸⁵等があげられる。特に注目すべきことは、信託を真に支配している者は誰であるかを把握するための情報、外国信託の取引や外国信託の真の所有者を把握するための情報等を申告させる制度が構築されていることである。

本庄資教授は、『アメリカの租税政策』(税務経理協会、2007)で「米国雇用創出法 (American Jobs Creation Act of 2004:AJCA, P.L.108 - 357) は、内国歳入法典における『タックス・シェルターの登録』(Registration of Tax Shelter) の規定 (IRC6111) および『濫用的タックス・シェルターのオルガナイザーおよび販売者の投資家リスト保存義務』の規定 (IRC6112) を改正し、それぞれ『報告すべき取引の開示』(Disclosure of reportable Transactions) と『報告すべき取引の重要アドバイザーの被助言者等リスト保存義務』の規定を置いた。…『報告すべき取引』とは、IRC6111により委任された財務省規則の規定に従い、財務長官が租税回避または脱税の潜在的な可能性があるかと判断する種類の取引であるという理由で、申告書または計算書類にこれに関する情報を記載しなければならぬすべての取引をいい (IRC6707A(c)(1))、このうち、IRC6111の適用上、財務長官が特に租税回避取引 (a tax avoidance transaction) として特定した取引と同一または実質的に類似の報告すべき取引を『指定取引』(Listed Transaction) という (IRC6707A(c)(2))⁸⁶と述べている。そして、Form 8886 (Reportable Transaction Disclosure Statement) (Rev. March 2011)⁸⁷は、報告すべき取引を開示するために用いられる。

このように、米国では信託に関する情報を収集する制度が構築されており、我が国も参考とするところが多いものと筆者は考える。

また、国外への所得の移転及び留保が行われる可能性があることを考慮すると、国家間の情報交換制度を利用することも考えられる⁸⁸。情報交換制度に関しては、2013年のIFA年次総会の“Exchange of information and cross-border cooperation between tax authorities”でも述べられているところであり、二国間租税条約、租税情報交換協定、税務行政執行共助条約、国際タックスシェルター情報センター、外国口座税務コンプライアンス法等が紹介されている⁸⁹。

3. 本論文の構成

本論文では、法人課税信託(法第2条第29号の2ハ(2))を利用した所得の国外移転及び留保の観点において立法上十分に検討されているかという問題点をとりあげ、租税回避を防止する立場のもと論を進めることになる。そこで本論文の構成を述べる。

第1章では、我が国の旧信託法及び新信託法、我が国の法人税法における信託に対する課税、租税特別措置法の外国子会社合算税制について述べる。旧信託法及び新信託法については、学説や新信託法で設けられた規定のうち本論文第2章で用いることとなる規定を説明する。我が国の法人税

⁸⁵ IRS, “Form 3520-A Annual Information Return of Foreign Trust With a U.S. Owner”(2013).

⁸⁶ 本庄資・前掲注(20)392頁。

⁸⁷ IRS, “Form 8886 Reportable Transaction Disclosure Statement” (Rev. March 2011).

⁸⁸ 「国税庁は、平成25年5月、オーストラリア国税庁から、同庁が入手したオフショア(いわゆるタックスヘイブン国・地域等)に所在する事業体(法人・信託等)に関する大量の情報のうち、我が国の納税者に関連すると見込まれる情報の提供を受けました(国税庁2013年5月「タックスヘイブンに所在する事業体に関する情報の入手について」)。

⁸⁹ IFA, “Exchange of information and cross-border cooperation between tax authorities”, Volume 98b, pp.21 - 57(2013).

法における信託に対する課税においては、2007年度税制改正前と2007年度税制改正後の規定を概観する。2007年度税制改正後の規定に関しては本論文で取り扱う法人課税信託の規定を中心に説明する。1998年のOECDの“HARMFUL TAX COMPETITION An Emerging Global Issue”や2001年のIFA年次総会の“Limits on the use of low-tax regimes by multinational businesses: current measures and emerging trends”で述べられているように、信託に対する課税と外国子会社合算税制との関係を考える必要がある。そこで、本論文では第2章においてこの点を考察する。そのため、第1章において外国子会社合算税制の規定のうち第2章で用いることとなる規定を説明する。

第2章では、法人課税信託（法第29条第2号の2（ハ）（2））の問題点をいくつか挙げる。法人課税信託（法第29条第2号の2（ハ）（2））では、委託者兼受託者となる自己信託の場合と委託者と特殊関係のある者を受託者とする場合が規定されている。本論文では、後者の委託者と特殊の関係のある者を受託者とする場合を取り扱う。問題点としてあげる事柄は、①外国法人が委託者となることができるか否か、②法人課税信託（法第29条第2号の2（ハ）（2））と委託者の地位の移転との関係、③みなし受益者課税と法人課税信託（法第29条第2号の2（ハ）（2））の優先適用順位、④法人課税信託（法第29条第2号の2（ハ）（2））と外国子会社合算税制との関係である。③及び④の問題点を論ずる際には、実証データはないが今後起こりうると思われる事例を筆者が想定することとする。特に④では、米国で濫用的信託スキームとされる事例を参考として想定した事例を用いることとする。

第3章においては、第2章であげた問題点のうち、③みなし受益者課税と法人課税信託（法第29条第2号の2（ハ）（2））の優先適用順位について深く研究する。我が国の国会等の資料を用いて、みなし受益者課税（法第12条第2項）及び法人課税信託（法第29条第2号の2（ハ）（2））はどのような趣旨で規定されたのかを探ることとする。そして、法人課税信託（法第29条第2号の2（ハ）（2））を利用した所得の国外移転及び留保という観点について、立法上十分に検討されていたか否かを明らかにする。仮に、立法上の検討が不十分であり法人課税信託（法第29条第2号の2（ハ）（2））を利用した所得の国外移転及び留保が可能となるならば、このことが租税回避にあたるかどうかを考える。さらに、租税回避と捉えることができるならば、どのような対抗策がありうるかを考える。その際には、米国での外国信託及び濫用的信託スキームに対抗する制度を参考とする。なお、第3章では第2章の④法人課税信託（法第29条第2号の2（ハ）（2））と外国子会社合算税制との関係で用いた想定事例に触れる。

第4章では、租税回避に対する解決策を提示する。本論文では、米国連邦税法上の外国信託及びビジネス・トラストに対する課税を参考としているため、これらの規定を具体的に述べる。また、執行上の観点から租税回避を的確に発見できるか否かという点もあるため、情報交換制度に関する事柄も紹介する。

法人課税信託に関する論点は多く、増井良啓教授は、法人課税信託に関して、会社のライフサイクルに応じた課税ルールをほぼすべてが潜在的に問題となることを指摘している⁹⁰。しかし、本論文においては、法人課税信託に関して恒久的施設の認定、外国税額控除の適用、移転価格税制の適

⁹⁰ 増井良啓「信託と国際課税」日税研論集62号252頁『信託税制の体系的研究—制度と解釈—』（日本税務研究センター、2011）。

用⁹¹、組織再編成との関係⁹²、租税条約との関係⁹³、マネーロンダリング⁹⁴との関係等に関する論点は取り扱わない。また、法人課税信託には、受益権を表示する証券を発行する旨のある信託、受益者の在しない信託⁹⁵、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第3項に規定する投資信託、資産の流動化に関する法律第2条第13項に規定する特定目的信託も含まれるがこれらも取り扱わない。本論文では、これら多く事柄について取り扱わないこととし今後の研究課題とすることをあらかじめお断りしておく。

⁹¹ 藤井保憲教授は、「信託を通じた支配関係の存在を前提にすれば、仮に固有業務を行う法人によるこうした信託の保有を通じた支配を『特殊の関係』から除外し続ける場合、移転価格税制の適用を免れるため、資本関係でなく信託関係を通じて企業グループの構築を図るといった事態を誘発することも懸念される。移転価格税制の趣旨からは、固有業務を行う法人の国外関連者の定義の範囲に、信託を通じた特殊の関係を含める方向で検討すべきではないかと考える。…そこでいま1つの方法として、資本関係以外の実質支配関係の範囲の見直しがあげられる」と述べている（藤井保憲「移転価格税制と法人課税信託」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』239頁（大蔵財務協会、2010））。

⁹² 佐藤英明教授は、「法人が現物出資をして新法人を設立したとすると適格分割（法2十二の十一）または適格現物出資（法2十二の十四）にあたるケースで、新法人の設立ではなく同じ現物資産を信託財産とする法人課税信託の設定（受託法人は法人課税信託の効力発生日に設立されたものとされる（法4の7七。））を選んだ場合の課税関係がどのようになるか——両者の課税関係は同じなのか異なるのか（同じであるべきなのか否か、という点を含めて。）——という問題も、単純であるが、解釈論としては結論が分かれる余地があるように思われる」と述べている（佐藤英明・前掲注(47)60頁～61頁）。

⁹³ 信託に関して日米租税条約では「者」には受益者課税信託及び法人課税信託が、「居住者」には法人課税信託（外国法人とされる法人課税信託を除く）があてはまると考えられるとされている（関口博久『租税条約の人的適用に関する研究—国際的租税回避への対応を中心として—』187頁（大蔵財務協会、2012））。

⁹⁴ 本庄資教授は、「米国財務省 IRS は、『マネーロンダリング』とは、『犯罪収益を偽装する過程』をいうと定義とする。…米国では『脱税収益』（the proceeds from tax evasion schemes）も『犯罪収益』とされる」と述べ（本庄資『米国財務省・IRS—CI 捜査 米国マネーロンダリング—基礎研究—』4頁（税務経理協会、2006））、米国においては、我が国の事業の信託や自己信託等は租税回避及び脱税に利用されうる外国信託であるとみられることを指摘している（本庄資・前掲注(7)880頁）。

我が国は、2008年の金融活動作業部会（The Financial Action Task Force）の対日相互審査報告書で、34 法的取極—受益所有権者の項目に関しては不履行の評価を受けているが（財務省2008年10月「対日相互審査報告書概要（仮訳）（別添）表：FATF 勧告の遵守に関する評価」、G8において、我が国は「法人及び法的取極めの悪用を防止するための日本の行動計画」を発表し、「信託の受託者が信託の受益者及び委託者の情報を含む実質所有者を認識すべきであることを前提に、当局が信託に関するこれらの情報にアクセスし、外国当局と共有することができる仕組みについて、資金洗浄・テロ資金対策に関する国のリスク評価を踏まえ、検討する」という行動計画を示した（外務省2013年6月「法人及び法的取極めの悪用を防止するための日本の行動計画（仮訳）」）。

⁹⁵ 佐藤英明「信託と税制シリーズ：第2回（全3回）法人課税信託について」租税研究732号138頁以下（日本租税研究協会、2010）、渡辺徹也「受益者等が存しない信託に関する課税ルール」日税研論集62号171頁以下『信託税制の体系的研究—制度と解釈—』（日本税務研究センター、2011）。

第1章 我が国の信託法と我が国の信託に関する課税

第1節 本章の目的

本章の目的は、新信託法、法人税法での信託に対する課税、租税特別措置法の外国子会社合算税制について概観することである。

第2節では、我が国の信託法の歴史と信託法の学説を述べる。

第3節では、信託法が改正されたことにもなっていくつかの規定ができた。そのうち、特に本論文と関わりのある事項を4つあげる。第1に本論文の中心となる事業の信託である。第2に委託者の地位の移転である。法務省民事局参事官室「信託法改正要綱試案 補足説明」によると、委託者の地位の移転について、「実務においては、委託者の地位の移転に関する取決めが行われることが少なくない⁹⁶」と説明している。実務上行われるという委託者の地位の移転と法人課税信託（法第2条第29号の2（ハ）（2））との関係は重要である。第3に委託者の権利である。法人税法のみなし受益者課税（法第12条第2項）を考える上で委託者の権利が関わってくる。第4に受益権の譲渡である。

第4節では、我が国の法人税法における信託税制について述べる。2007年度税制改正前と後の規定を述べる。中心となるのは本論文で取り扱う法人課税信託である。事業の信託のうち一定のものは法人課税信託に該当することになる。

第5節では、我が国の租税特別措置法の外国子会社合算税制について述べる。法人課税信託の受託者としての受託法人は外国法人となる場合もある（法第4条の7第2号）。法人課税信託の受益権は株式又は出資とみなし、法人課税信託の受益者は株主等に含まれる（法第4条の7第6号）。そのため、法人課税信託（法第2条第29号の2（ハ）（2））に対して外国子会社合算税制の適用が考えられる。

第2節 我が国の信託法

1. 信託法改正

旧信託法は、英米法を基にして1922年に制定された⁹⁷。第1条では、「本法ニ於テ信託ト稱スルハ財産権ノ移轉其ノ他ノ處分ヲ爲シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ從ヒ財産ノ管理又ハ處分ヲ爲サシムルヲ謂フ」と規定されていた⁹⁸。起草者である池田寅二郎博士は、英国やドイツ等の信託を調査した結果、我が国の信託法は英国の信託を参考として制定したと説明している。池田寅二郎博士は、「本案ニ於テハ信託ノ基本觀念ニ付キ英國ニ於ケル觀念ヲ基礎トシテ受託者ハ信託財産ヲ享有シ受益者

⁹⁶ 法務省民事局参事官室「信託法改正要綱試案 補足説明」142頁。

⁹⁷ 信託法制定以前にも法律上に信託の概念が存在した。それは、1900年の日本興業銀行法である。第3章営業第9條「日本興業銀行ハ左ノ事務ヲ營ムモノトス」の第4號「地方債證券、社債券及株券ニ關スル信託ノ業務」である（日本興業銀行臨時資料室編『日本興業銀行五十年史』資料2頁（日本興業銀行臨時資料室、1957））。

⁹⁸ 内閣印刷局編『大正年間法令全書 第一一巻ノ二』98頁（原書房、1993）。

ノ爲ニ之ヲ管理處分スル債務ヲ負フモノトスルノ主義ヲ採レリ⁹⁹⁾と説明している。

1922年に制定された旧信託法は、信託の利用者にとって使い勝手のよい形で、2006年に改正された。改正後、新信託法第2条で、「この法律において『信託』とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう」と定義された。

信託法改正の理由について、法務省民事局参事官は、「社会・経済活動の多様化に伴い、信託を利用した金融商品が幅広く定着するようになっているほか、資産の流動化目的の信託など、信託法が制定された当時には想定されていなかった形態での信託の活用も図られるようになっており、このような変化に十分に対応できるように、信託法を抜本的に見直す必要が生じている¹⁰⁰⁾」と説明している。また、法務省民事局参事官は、「新信託法は、利用者の創意工夫を最大限に生かすべく、信託の柔軟性を高め、種々のツールを提供した¹⁰¹⁾」と述べている。具体的には、新信託法によって導入された信託の種類は、①委託者自ら委託者となる自己信託、②受益証券発行信託、③限定責任信託、④受益証券発行限定責任信託、⑤受益者の定めのない信託、⑥後継ぎ遺贈型受益者連続信託、⑦いわゆる事業の信託等である¹⁰²⁾。

2. 我が国の信託に関する学説

(1) 債権説

債権説は、旧信託法の中心的な起草者である池田寅二郎博士が唱えていた。池田寅二郎博士は、信託法制定前に英国と米国の信託法に関する学説や制度を分析した。その結果、両国において債権説が優勢であることから債権説を採用するに至っている¹⁰³⁾。また、細矢祐治氏は、「受託者は信託財産を無償にて取得し私法上完全に其の物の所有権を有するも、受託者は信託行為の定むるところに従ひ自己の所有する信託財産の管理又は処分を爲すべき對人的の債務を負担するのである。…受託者が信託の本旨に従ひ信託財産の管理又は処分を爲すを要する債務は所謂信託上の債務関係であつて、受託者の負担する信託債務の反面に於ける主なるものは受益者の信託上有する債権即ち受益権である¹⁰⁴⁾」と述べていた。

(2) 信託財産の実質的法主体性

四宮和夫教授は信託財産の実質的法主体性を述べている。

信託の本質については、「(ア) 第一に、特定の財産権について、対世的に権利者とみられる者（受託者）と、その財産権から生ずる利益を享受する者（受益者）とが、分裂することにある。そして、

⁹⁹⁾ 池田寅二郎「信託法案の概要」法學協會雑誌 38 卷 7 号 22 頁～23 頁(1920)。

¹⁰⁰⁾ 寺本昌広「信託法改正要綱試案と解説」別冊 NBL 編集部編『別冊 NBL』104 号 1 頁(2005)。

¹⁰¹⁾ 寺本昌広・前掲注(3)5 頁。

¹⁰²⁾ 寺本昌広・前掲注(3)2 頁～4 頁。

¹⁰³⁾ 池田寅二郎「信託法論（承前）」法學協會雑誌 23 卷 10 号 1395 頁～1405 頁(1905)。

¹⁰⁴⁾ 細矢祐治「信託法理及信託法制概論（六）」法學協會雑誌 43 卷 6 号 70 頁～72 頁(1925)。

(イ) 第二に、そのような分裂が、前者（受託者）をして後者（受益者）のために事務を処理せしめる、という関係に伴うものであるということである。(ウ) 第三に、事務処理関係特有の『財産』と『権能』の分裂について、その復原が、…信託財産の（制限されたものではあるが）独立性や利益享受者の一種の追求権…によって準物権的に保護されていることである¹⁰⁵と説明している。「信託法が信託に対して現実に付与する法的効果を総合すると、信託財産に対して——権利の客体としての地位のほかにも——受託者個人とは別個の、それ自体独立した実質的法主体性を仮定することが可能である¹⁰⁶」と述べている。

(3) 新債権説

新井誠教授は、「信託財産の独立性こそ、信託における不可欠の要素であると観念したうえで、信託を『新債権説』の体系の下に包摂しつつ、実はその信託財産の独立性といっても自益信託と他益信託とではそのニュアンスが異なるものであると理解して、信託の法的構造を分析しようとするのが私見の立場である¹⁰⁷」と述べている。新井誠教授は、委託者兼受益者となる自益信託と受益者が第三者となる他益信託に分ける。そして、自益信託において委託者の信託財産からの支配離脱性は不十分であるが、他益信託において委託者は信託設定と同時に基本的に信託関係から離脱してしまうため、信託関係に直接的に介入しコントロールすることはないとしている¹⁰⁸。また、受益権の性質を「信託法上の受益権は信託法という特別法によって新規創設された特殊な性質を持つ権利なのであり、純粹に形式的論理的な視点から、民法上の物権・債権のいずれかに分類することには無理があるというべきであろう¹⁰⁹」としている。

第3節 新信託法の規定

1. 事業の信託

(1) 米国のビジネス・トラスト

ビジネス・トラストとは、本庄資教授によると「米国の私法（州法）では信託宣言（declaration of trust）の下に利益を得る目的で設定された『法人格のない団体』で、その運用が損失填補権を与えられた受託者によって行われ、かつ、流通性のある利益参加証券によって権利が表象される受益者のために実行される組織¹¹⁰」をいう。ビジネス・トラストは、マサチューセッツ州では1851年頃には存在していたとされ¹¹¹、1909年にはマサチューセッツ州法で制定された¹¹²。そして、マサ

¹⁰⁵ 四宮和夫『信託法〔新版〕』14頁（有斐閣、1989）。

¹⁰⁶ 四宮和夫・前掲注(105)70頁。

¹⁰⁷ 新井誠『信託法【第3版】』61頁（有斐閣、2008）。

¹⁰⁸ 新井誠・前掲注(107)68頁～69頁。

¹⁰⁹ 新井誠・前掲注(107)65頁。

¹¹⁰ 本庄資・前掲注(8)920頁。

¹¹¹ 雨宮孝子・今泉邦子「ビジネス・トラストの研究」信託181号6頁(1995)。

¹¹² 工藤聡一「ビジネス・トラストの制度化とその進展」私法67号208頁(2005)。

チューセッツ州では、ビジネス・トラストは、土地取引のため、鉄道・電気・ガス等の公益企業のため、投資会社設立のため等に利用されてきた¹¹³。

(2) 我が国の事業の信託

我が国では、信託の利用により経済成長の促進が期待されている¹¹⁴。2004年5月の経済産業省「新産業創造戦略」では、「創業・事業再編・産学連携・高度サービスなどに適した新たな事業を行う枠組みを整備するため、LLC（有限責任会社）の創設、信託を事業経営に活用するビジネストラストの利用促進のための制度整備を図る¹¹⁵」ことを政策としてあげている。法務省法制審議会信託法部会第5回会議（2004年11月19日）では、「経済産業省は最近、新産業創造戦略をまとめて、その中で、『ビジネス・トラストへの期待』という言葉を入れさせていただいております¹¹⁶」との発言があった。内閣府経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」では、経営力の革新のため「三角合併、信託制度、公正なM&Aルールなど組織再編等の制度基盤を作る¹¹⁷」としている。2006年12月税制調査会答申「平成19年度の税制改正に関する答申—経済活性化を目指して—」では、「事業を行うための1つのツールとしても信託を活用することが可能になることにより、我が国経済における事業形態の多様化がさらに進み、経済活性化にも資すると期待される¹¹⁸」としている。

そして、信託法の改正にあたっては、事業の信託のニーズがあることから事業の信託を認める方向で議論していた。法務省法制審議会信託法部会第1回会議（2004年10月1日）では、事業の信託について、「信託の設定段階におきまして、積極財産とともにであれば、委託者が負担している債務を受託者が信託債務として引き受けることができることとしたものでございます。したがって、これまでの通説によれば否定されてまいりました積極財産と消極財産を含む包括財産の信託、あるいは事業そのものの信託というものも認められることになると考えているところでございます¹¹⁹」と説明されていた。法務省法制審議会信託法部会第5回会議（2004年11月19日）では、「近時、社会活動の高度化の進展の中で、…外部関係一般については有限責任性を確保しながら、内部関係については柔軟性を有した組織による事業の実施や、こうした事業への投資に対するニーズに対応するため、英米におけるLLC、LLP、ビジネス・トラスト等の組織形態を導入すべきという声が存するところでございます¹²⁰」と述べられている。

事業の信託という定義はないものの、新信託法第21条第1項第3号によりいわゆる事業の信託が可能となった。実質的には、事業の信託は、事業自体を信託できるというのと大差ないわけであり、優良な事業部門の収益力を引当てとする資金調達的手段等で用いられる¹²¹。

¹¹³ 雨宮孝子・今泉邦子・前掲注(111)4頁以下。

¹¹⁴ 大阪谷公雄教授は、戦災土地家屋復興の1つの方法としてビジネス・トラストの利用を示唆していた（大阪谷公雄「アメリカに於けるビジネス・トラスト」信託復刊6号3頁(1950)。

¹¹⁵ 経済産業省2004年5月「新産業創造戦略」128頁。

¹¹⁶ 法務省法制審議会信託法部会第5回会議2004年11月19日。

¹¹⁷ 内閣府経済財政諮問会議2006年7月「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」12頁。

¹¹⁸ 税制調査会2006年12月・前掲注(10)6頁。

¹¹⁹ 法務省法制審議会信託法部会第1回会議2004年10月1日。

¹²⁰ 法務省法制審議会信託法部会第5回会議2004年11月19日・前掲注(116)。

¹²¹ 寺本昌広・前掲注(3)4頁。

2. 委託者の地位の移転

委託者の地位の移転は、旧信託法においては明文の規定がなかったものの、実務上行われていた。また、学説も、委託者兼受益者の場合の委託者の地位の移転について、肯定的な意見があった¹²²。

法制審議会では、委託者の地位の移転を認める方向で議論が行われていた。法務省法制審議会信託法部会第15回会議（2005年5月20日）では、「事務局といたしましては…委託者の属人的な要素を強調するとしても、受託者や受益者の同意がある場合ですとか、スキームの維持のために委託者の地位の交代が効率的な場合においては、委託者の地位の移転を否定すべき合理性も必要性もないのではないか。委託者の地位には、移転に値する経済的な価値がないとまで言えるかは疑問であり、少なくとも地位の移転を否定すべき根拠とはならないのではないかなどの観点から、委託者の地位の移転は、原則として一般的に可能と考えることが相当ではないかと考えているものでございます¹²³」と説明していた。法務省法制審議会信託法部会第20回会議（2005年9月16日）では、パブリックコメントに関して「委託者の地位の移転につきましても、圧倒的多数が、全員が合意した場合に移転するという事で問題はないだろうという意見でございます¹²⁴」と説明している。「信託法改正要綱試案 補足説明」でも、「試案においては、委託者の地位については、他の委託者、受益者及び受託者の同意を得て移転することを妨げないものとする旨の規律を設けることを提案している。委託者の地位の移転の可能性を否定する見解は、信託当事者間の属人的な要素を強調し、又は委託者の地位には経済的な価値がないことなどをその理由とするものであるところ、①信託の他の関係人の同意がある等の場合には、委託者の地位の移転を否定する理由はないと考えられるし、②委託者には法定帰属権利者としての地位が与えられることにかんがみると、委託者の地位には経済的な価値がないということができると否かには疑問の余地がある上、経済的な価値がないことのみを根拠として契約上の地位の移転をすることができないとすることも困難であると考えられるからである¹²⁵」と説明している。

結果、新信託法第146条第1項において、委託者の地位の移転につき、「委託者の地位は、受託

¹²² 「委託者の地位が財産的価値を有することもあるが…信託法が委託者に認める権利の大部分は譲渡に関して一身専属権と解すべきであり…しかも、以上の二つの部分の分裂は信託法の予想しないところだから、委託者の地位の譲渡は認められないといわなければならない。ただし、例外的に、个性的でない自益信託の委託者の地位、証券投資信託の委託者の地位…については、譲渡が認められよう」（四宮和夫・前掲注(105)344頁）、「自益信託は自己のための財産管理機構を創出する一手法にすぎないのであるから、そこでは委託者の地位と受益権は常に一体のものとして捉えることができるというべきである。したがって、自益信託については、個性の有無にかかわらず、すべての事案において、委託者の地位と受益権とを一緒にして譲渡することが可能であると解すべきではないだろうか」（新井誠『信託法〔第2版〕』134頁（有斐閣、2005））、「自益信託においては、受益者が受益権を譲渡した場合には、譲渡契約の解釈として委託者の地位も一緒に譲渡されたと考えるべきである。それが通常、受益権を譲渡する者の意思だからである。他益信託の場合には、委託者の地位は、受益権からは独立しているが、委託者の地位には経済的な価値がないことを考えると、譲渡はできないと考えるのが適当である」（能見善久『現代信託法』214頁（有斐閣、2004））。

¹²³ 法務省法制審議会信託法部会第15回会議2005年5月20日。

¹²⁴ 法務省法制審議会信託法部会第20回会議2005年9月16日。

¹²⁵ 法務省民事局参事官室・前掲注(96)142頁。

者及び受益者の同意を得て、又は信託行為において定めた方法に従い、第三者に移転することができる」と明文で定めた。新井誠教授は、「この規定は主に自益信託を対象にしていると思われるが、これにより、信託行為に、受益権の譲渡と共に委託者の地位も当然に受益権の譲受人に移転する旨を別段に定めることも可能である（他益信託において受益権に随伴性を持たせることは、通常、その性質上考え難い。しかし、理論的には、信託設定時から（あるいは当初受益権付与時から）当初受益者（≠委託者）に委託者の地位を与え、あとは受益権に随伴性を持たせるということも可能である）。また、委託者の地位の移転は、受益者に限るものではないから、第三者に移転させることも可能である¹²⁶」と述べている。

3. 委託者の権利

委託者の権利は弱めることができるようになった。新信託法第145条第1項で「信託行為においては、委託者がこの法律の規定によるその権利の全部又は一部を有しない旨を定めることができる」、第2項で「信託行為においては、委託者も次に掲げる権利の全部又は一部を有する旨を定めることができる」と定めた。「信託法改正要綱試案 補足説明」では、私益信託において、「英米の信託法においては、信託設定後は、委託者は信託関係から基本的に離脱し、委託者は、信託条項に別段の定めをしない限り、原則として、権利義務を有しないものとされている。そこで、試案においては、法律関係をより簡明にし、かつ、委託者と受益者との間の意見対立が生じる危険等を回避するため、委託者の権利義務の原則的な内容を見直すことを提案している。…委託者は、信託行為の当事者ではあるものの、信託が成立した後は、信託に関する権利義務関係は、原則として、受託者と受益者との間で形成されるものとし、委託者は信託に関する各種の権利義務を有しないものとしている¹²⁷」と説明していた。

4. 受益権の譲渡

四宮和夫教授は「受益権は原則として譲渡性を有する。受益権は量的に分割して一部を譲渡することは可能だが、債権的部分と物権的部分とを分離して譲渡することは許されない¹²⁸」と述べている。

新信託法では、第185条第1項により受益証券発行信託を設定できる。新信託法第194条により、受益証券発行信託の受益権（第185条第2項の定めのある受益権を除く。）の譲渡については、受益証券を発行しなければ効力が有しないものとされている。

新信託法では、第93条第1項により受益権の譲渡は可能である。「信託法改正要綱試案 補足説明」では、「受益権の譲渡に関連して、受益権を分割し、その一部を受益者が単独で自由に譲渡することの可否が問題となる。そもそも、受益権については、例えば、収益受益権と元本受益権とに分けて、複数人に帰属させることができるように、一つの信託行為に基づき複数の受益権を発生させ複数人に帰属させることが、その性質上、許されないものではない。しかし、受益権は法律行為の当事者としての地位に類するものと位置付けることもできる上、受益者のみの意思による受益権

¹²⁶ 新井誠・前掲注(107)198頁。

¹²⁷ 法務省民事局参事官室・前掲注(96)139頁～140頁。

¹²⁸ 四宮和夫・前掲注(105)322頁。

の分割及び一部譲渡を幅広く認めることとすると、法律関係が複雑化する上、受託者の事務処理に多大な負担を及ぼし、受益者の意思決定の在り方にも影響を及ぼすおそれが大きい。したがって、受益権の分割及び一部譲渡は、信託の変更に類するものであって、譲渡人たる受益者のみの意思によってすることは許されないものと考えられる(もつとも、委託者及び受託者の同意を得た場合や、事後的に受益権の分割を行うことが信託行為において予定されていた場合には、受益権の事後的な分割は当然に許容されるものと考えられる。) ¹²⁹⁾と説明している。

また、法制審議会信託法部会第2回会議(2004年10月15日)の、受益者が複数の信託の意思決定方法に関する議論において、「御承知のとおり、一個の信託行為により複数の者が受益者として指定される場合や、一個の信託行為により発生した受益権がその後分割されて複数の者に帰属する場合など、信託においては複数の者が受益者になることがございまして ¹³⁰⁾」と述べられている。

このように、受益権を量的に分割し譲渡することは可能であると考えられる。

第4節 我が国の法人税法における信託税制

1. 1922年度の所得税法改正時以降

1922年度に所得税法が改正され、基本的に受益者に課税する信託税制となった。所得税法第3条の2では、「信託財産ニ付生スル所得ニ關シテハ其ノ所得ヲ信託ノ利益トシテ享受スヘキ受益者カ信託財産ヲ有スルモノト看做シテ所得税ヲ賦課ス 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ受益者不特定ナルトキ又ハ未タ存在セサルトキハ受託者ヲ以テ受益者ト看做ス此ノ場合ニ於テハ受託者カ本法其ノ他ノ法令ニ依リ所得税ヲ課セラレサル者ナルトキト雖尚所得税ヲ賦課ス」と規定された ¹³¹⁾。大蔵省編『明治大正財政史』(経済往来社、1957)では、「信託財産は信託法上に於ては受託者の所有に属するものなりと雖も、其の財産より生ずる所得は結局受益者に帰属すべきものなるを以て、経済上の實質より見れば、受益者は直接其の財産を所有すると同一の利益を収むるものなり。故に所得税を課する場合に於ては、受益者が信託財産を所有するものと看做して受益者に課税し、受託者及委託者に對しては課税せざることと爲したり ¹³²⁾」と説明している。また、受益権の性質については、大蔵省編『明治大正財政史』によると、「受益者が受託者より受くる所得は受益権なる一種の債権より生ずるものなる ¹³³⁾」としている。当時の所得税においても、経済的実質を考慮した制度になっていたと考えられる。

1940年法人税法が創設されたときの法人税法の信託課税について、受益者が不特定である場合又は受益者が存在しないときは委託者に課税した ¹³⁴⁾。その理由として、占部裕典教授は、委託者が信託の利益を自己の所得から切り離し、累進税率の適用を免れるという租税回避を防止することにあ

¹²⁹⁾ 法務省民事局参事官室・前掲注(96)126頁。

¹³⁰⁾ 法務省法制審議会信託法部会第2回会議2004年10月15日。

¹³¹⁾ 内閣印刷局編『大正年間法令全書 第一卷』66頁(原書房、1993)。

¹³²⁾ 大蔵省編『明治大正財政史』1154頁(経済往来社、1957)。

¹³³⁾ 大蔵省編・前掲注(132)1155頁。

¹³⁴⁾ 武田昌輔「法人税の原点を探る(第50回)信託課税(1)―信託課税の沿革―」税務事例39巻11号67頁(2007)。

るといえる」と指摘している¹³⁵。

2. 2007 年度税制改正直前の法人税法における信託税制

本庄資教授・藤井保憲教授は、2007 年度税制改正前の信託課税を 3 つに分け次のように説明している。

第 1 は、原則的信託の収益が帰属する受益者（受益者が特定できない場合は次善の措置として委託者）に対し、発生した段階で課税する受益者・発生時課税である。債権説では、信託財産は法律上完全に受託者に移転しているため法律上には信託財産から生じる利益等は受託者に帰属する。しかし、信託財産は受益者のために管理処分すべきであるという債権的拘束力がある。この拘束力により受益者が受託者に対して債権的請求権を有する。この経済的帰属の考え方にに基づき、受益者が特定している場合には受益者に収益が帰属すると考えられる。

第 2 は、この例外の集団投資信託等に対して受益者が信託の分配を受けるまで課税を繰り延べる受益者・受領時課税である。これらの受益者が多数であり発生段階での収益の帰属処理が難しいこと、また比較的短期間で信託の収益が受益者に分配されること等を勘案したものと考えられる。

第 3 は、第 1 及び第 2 の例外で、信託の受託者である法人を納税義務者とする信託段階・法人課税である。資産流動化のための導管法人税制の枠中で、法人格を有する投資法人及び特定目的会社と、法人格を有さない特定信託との間の課税の中立性を維持するために、課税上の取扱いを同一にしたものである¹³⁶。

3. 2007 年度税制改正後の法人税法における信託税制

本庄資教授・藤井保憲教授は、2007 年度税制改正後の信託課税を 3 つに分け次のように説明している。

第 1 は、信託課税の原則である受益者等課税信託（受益者・発生時課税）である。改正前の受益者・発生時課税に相当するものである。受益者以外で、信託の変更をする権限を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者は、前項に規定する受益者とみなされ、受益者・発生時課税となる（法第 12 条第 2 項）。

第 2 は、集団投資信託、退職年金信託及び特定公益信託等（受益者・受領時課税）である。改正前の受益者・受領時課税に相当する。集団投資信託等の合同運用信託のうち委託者が実質的に多数でないものを除外している。新信託法で可能となった受益証券発行信託を 2 つに分けそのうち 1 つを特定受益証券発行信託という概念を創設し受益者・受領時課税に含めた。

第 3 は、法人課税信託（信託段階・法人課税）である。受益証券発行信託、受益者等が存しない信託、法人が委託者となる信託で一定のもの、投資信託（集団投資信託に該当するものを除く）、特定目的信託である。受益証券発行信託のうち特定受益証券発行信託に該当しないものがこちらに含まれる。改正前の受益者が存しない場合又は特定していない場合は、改正後は法人課税信託となる。法人課税信託に係る信託財産等は法人の固有財産等と切り離され、それぞれ別の者に帰属するもの

¹³⁵ 占部裕典・前掲注(18)10 頁。

¹³⁶ 本庄資・藤井保憲・前掲注(68)240 頁～242 頁。

として法人税法の適用がなされる¹³⁷。

本論文の関係において、法人課税信託についてこの他に重要な点を3点あげる。

第1に、法人課税信託に係る受託法人の内外判定を、信託された営業所で判断していることである。法人税法第4条の7第1号では、「法人課税信託の信託された営業所、事務所その他これらに準ずるもの（次号において「営業所」という。）が国内にある場合には、当該法人課税信託に係る受託法人は、内国法人とする」、法人税法第4条の7第2号では、「法人課税信託の信託された営業所が国内にない場合には、当該法人課税信託に係る受託法人は、外国法人とする」と規定されている。

第2に、委託者が受託者に資産を譲渡した場合、資本等取引となるときがあることである。法人税法第4条の7第6号では、「法人課税信託の受益権は株式又は出資とみなし、法人課税信託の受益者は株主等に含まれるものとする。この場合において、その法人課税信託の受託者である法人の株式又は出資は当該法人課税信託に係る受託法人の株式又は出資でないものとみなし、当該受託者である法人の株主等は当該受託法人の株主等でないものとする」、法人税法第4条の7第9号では、「法人課税信託（第二条第二十九号の二に掲げる信託を除く。以下この号において同じ。）の委託者がその有する資産の信託をした場合又は第十二条第一項の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託が法人課税信託に該当することとなった場合には、これらの法人課税信託に係る受託法人に対する出資があつたものとみなす」と規定されている。

『平成19年版改正税法のすべて』によると、「受託法人においては資産の取得が資本等取引とされるため、その資産の取得について受贈益課税がされることはないこととなります。…なお、他益信託の場合には、委託者が資産を信託し（これが出資とみなされます。）、その対価である受益権（これが株式とみなされます。）が受益者に交付されることとなりますが、委託者においてその信託した資産の譲渡損益について課税され、その信託した資産の額に相当する金額が受益者に対する寄附金の額とされるとともに、受益者においては受益権の受贈益に対し課税されることとなります¹³⁸」と説明されている。

第3に、法人は法人課税信託を受託したときに新たにもう1つ別の法人を設立したとみなされることである。法人税法第4条の6第1項で「法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この章において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（第2条第29号の2（定義）、第4条（納税義務者）及び第12条（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）並びに第6章（納税地）並びに第5編（罰則）を除く。以下この章において同じ。）の規定を適用する」、第2項で「前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする」と規定している。

¹³⁷ 本庄資・藤井保憲・前掲注(68)243頁～248頁。

¹³⁸ また、「受益者等が存しない信託に対し委託者がその有する資産を信託した場合には、対価が支払われることも反対給付義務が生ずることもない取引であることから、資産の贈与とされ、委託者においてその信託した資産の譲渡損益について課税され、その信託した資産の額に相当する金額が受託者に対する寄附金の額とされるとともに、受託者においてはその資産の受贈益に対し課税されることとなります」と説明されている（佐々木浩ほか・前掲注(12)318頁～319頁）。

第5節 我が国の外国子会社合算税制

1. 制度導入の背景

『昭和 53 年度版改正税法のすべて』では外国子会社合算税制を導入した背景を次のように説明している。

第 1 に、多国籍企業の活動が活発化するにともない、国際的な租税回避の問題が OECD や国連の場でとりあげられるようになったことである。第 2 に、衆議院外務委員会において、我が国企業が諸制度の不備に乗り納税回避を図るような事態を予め防ぐことが勧告されたことである。第 3 に、租税法主義を堅持しつつ課税の執行の安定性を確保するために明文の規定が必要になったことである。従来、タックス・ヘイブンを利用する納税回避は、法人税法第 11 条の実質所得者課税の規定により適用する範囲を規制してきた。しかし、実質帰属の具体的な判定基準が明示されていないため、執行面での安定性に問題があった¹³⁹。

2. 制度の概要

(1) 法人課税信託の受託者と外国子会社合算税制の関係

租税特別措置法第 2 条の 2 第 1 項では、「法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託（以下この項において「法人課税信託」という）の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（第四章から第六章までを除く。）の規定を適用する」、第 3 項で「法人税法第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八の規定は、第一項の規定を第三章において適用する場合について準用する」と規定している。

(2) 対象となる外国法人

「外国関係会社」とは、「外国法人で、その発行済株式又は出資（その有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額のうちに居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号及び第六号において同じ。）及び内国法人並びに特殊関係非居住者（居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある同項第一号の二に規定する非居住者をいう。以下この号において同じ。）が有する直接及び間接保有の株式等の数の合計数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか高い割合）が百分の五十を超えるものをいう」（措法第 66 条の 6 第 2 項第 1 号）。

「法第六十六条の六第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等の各事業年度の同項に規定する適用対象金額に、当該特定外国子会社等の当該各事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該各事業年度終了の時に

¹³⁹ 石山嘉英『昭和 53 年度版改正税法のすべて』157 頁（大蔵財務協会、1978）。

ける当該内国法人の有する当該特定外国子会社等の請求権勘案保有株式等の占める割合を乗じて計算した金額とする」(措法令第39条の16第1項)。租税特別措置法施行令第39条の16第2項では、請求権勘案保有株式等及び請求権勘案間接保有株式等の意義について定めている¹⁴⁰。

「特定外国子会社等」とは、「次に掲げる内国法人に係る外国関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの」である(措法第66条の6第1項第1号)。

「法第六十六条の六第一項に規定する政令で定める外国関係会社は、次に掲げるものとする。一 法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社(法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。) 二 その各事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の百分の二十以下である外国関係会社」である(措法令第39条の14第1項)。

(3) 対象となる内国法人

適用対象となる内国法人は、租税特別措置法第66条の6第1項第1号では「その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の数の当該外国関係会社の発行済株式又は出資(当該外国関係

140 租税特別措置法施行令第39条の16第2項

- 一 請求権勘案保有株式等 内国法人が直接に有する外国法人の株式等の数又は金額(当該外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、当該外国法人の発行済株式等に、当該内国法人が当該請求権に基づき受けることができる法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配(以下この条において「剰余金の配当等」という。)の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額)及び請求権勘案間接保有株式等を合計した数又は金額をいう。
- 二 請求権勘案間接保有株式等 外国法人の発行済株式等に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合(次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、それぞれ次に定める割合の合計割合)を乗じて計算した株式等の数又は金額をいう。
 - イ 当該外国法人の株主等(法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この条において同じ。)である他の外国法人(イにおいて「他の外国法人」という。)の発行済株式等の全部又は一部が内国法人により所有されている場合 当該内国法人の当該他の外国法人に係る持株割合(その株主等の有する株式等の数又は金額が当該株式等の発行法人の発行済株式等のうちに占める割合(当該発行法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、その株主等が当該請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合)をいう。以下この号において同じ。)に当該他の外国法人の当該外国法人に係る持株割合を乗じて計算した割合(当該他の外国法人が二以上ある場合には、二以上の当該他の外国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)
 - ロ 当該外国法人と他の外国法人(その発行済株式等の全部又は一部が内国法人により所有されているものに限る。以下この号において「他の外国法人」という。)との間に一又は二以上の外国法人(以下この号において「出資関連外国法人」という。)が介在している場合であつて、当該内国法人、当該他の外国法人、出資関連外国法人及び当該外国法人が株式等の所有を通じて連鎖関係にある場合 当該内国法人の当該他の外国法人に係る持株割合、当該他の外国法人の出資関連外国法人に係る持株割合、出資関連外国法人の他の出資関連外国法人に係る持株割合及び出資関連外国法人の当該外国法人に係る持株割合を順次乗じて計算した割合(当該連鎖関係が二以上ある場合には、当該二以上の連鎖関係につきそれぞれ計算した割合の合計割合)

会社が有する自己の株式等を除く。)の総数又は総額のうちに占める割合(当該外国関係会社が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか高い割合。次号において「直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合」という。)が百分の十以上である内国法人」、第2号で「直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合が百分の十以上である一の同族株主グループに属する内国法人(前号に掲げる内国法人を除く。)」と規定している。

(4) 適用除外

「我が国経済はグローバル化のなかで海外の経済活動に依存せざるを得ないため、外国子会社の設立地が単に軽課税国等であるという理由で真正な事業活動を行っている場合にこの制度を適用する必要はないと考え、租税回避の目的の有無を問わず、適用の可否を判定する客観的な適用除外要件を定めている¹⁴¹⁾。適用除外要件は、外国子会社合算税制の導入時から存在しており、『昭和53年度版改正税法のすべて』では、「本税制の重要な特色は、適用除外規定の設定です¹⁴²⁾」と説明されている。適用除外規定に関しては、租税特別措置法第66条の6第3項で規定されている。

(5) 部分適用対象金額

2010年度税制改正で設けられた規定であり、適用除外基準を満たす特定外国子会社等であっても対象となる場合がある。『平成22年版改正税法のすべて』では、「株式や債券の運用による所得等の資産運用的な所得については、わが国と比べて著しく税負担の低い外国子会社においてそのような所得を伴う取引を行うことにつき積極的な経済合理性を見出すことは困難であり、むしろ、外国子会社への所得の付け替えに利用されやすいと考えられます。外国子会社によるこうした資産運用的な所得に相当する額については、租税回避行為に該当するものとして、わが国親会社の所得に合算して課税することが適当であると考えられます。そこで、資産運用的な所得を外国子会社に付け替えるような租税回避行為を一層的確に防止する観点から、外国子会社の資産運用的な行為に係る一定の所得に相当する額について、親会社の所得に合算して課税する仕組みが新たに措置されました¹⁴³⁾」と説明している。

「特定外国子会社等の株式等の10%以上を直接又は間接に有する内国法人は、平成22年4月1日以後に開始する各事業年度において特定所得の金額の合計額(以下『部分適用対象金額』という。)のうち所有株式等に対応する部分として計算した金額(以下『部分課税対象金額』という。)を収益の額とみなして所得計算上益金の額に算入しなければならない¹⁴⁴⁾」(措法第66条の6第4項)。

「特定所得の金額」に関して、たとえば、剰余金の配当等においては、「剰余金の配当等の額(当該特定外国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式又は出資(その有する自己の株式等を除く。第四号において「発行済株式等」という。)の総数又は総額のうちに占める割合が、当該剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日(当該剰余金の配当等の額の支払が

¹⁴¹⁾ 本庄資ほか・前掲注(5)406頁。

¹⁴²⁾ 石山嘉英・前掲注(139)164頁。

¹⁴³⁾ 灘野正規ほか『平成22年版改正税法のすべて』496頁(大蔵財務協会、2010)。

¹⁴⁴⁾ 本庄資ほか・前掲注(5)426頁。

法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由に基づくものである場合には、政令で定める日)において、百分の十に満たない場合における当該他の法人から受けるものに限る。以下この号において同じ。)の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額」と規定されている(措法第66条の6第4項第1号)。

(6) 特定外国子会社等から剰余金の配当等を受ける場合

2009年度税制改正で、外国子会社配当益金不算入制度が導入されたことにともない、特定外国子会社等の支払う配当等は合算対象所得の計算上控除しないこと、特定外国子会社等がその子会社から受ける配当等は合算対象所得の計算上控除すること、内国法人が特定外国子会社等から配当等を受ける場合には当期及び前10年以内に合算対象所得とされた金額の範囲で益金不算入とすることという措置が講じられた¹⁴⁵。

『平成21年版改正税法のすべて』では、「外国子会社配当益金不算入制度により内国法人が一定の外国子会社から受ける剰余金の配当等は益金不算入となりますが、特定外国子会社等がその子会社から受ける剰余金の配当等が適用対象金額に含まれると、その剰余金の配当等は結果的に内国法人の課税対象とされることとなります。そこで、内国法人が直接剰余金の配当等を受ける場合とのバランスを考慮し、特定外国子会社等が子会社(次の要件を満たす他の法人をいいます。以下同じです。)から受ける剰余金の配当等の額は、適用対象金額の計算上控除することとされました¹⁴⁶」と説明されている。

租税特別措置法施行令第39条の15第1項で、「法第六十六条の六第二項第二号に規定する政令で定める基準により計算した金額は、同条第一項に規定する特定外国子会社等(以下この条及び次条第一項において「特定外国子会社等」という。)の各事業年度の決算に基づく所得の金額に係る第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から当該所得の金額に係る第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を控除した残額(当該所得の金額に係る第一号に掲げる金額が欠損の金額である場合には、当該所得の金額に係る第二号に掲げる金額から当該欠損の金額と当該所得の金額に係る第三号及び第四号に掲げる金額との合計額を控除した残額)とする」、同項第4号で「当該各事業年度において子会社(他の法人の発行済株式若しくは出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数若しくは総額(以下この節において「発行済株式等」という。)のうちに当該特定外国子会社等が保有しているその株式等(株式又は出資をいう。以下この節において同じ。)の数若しくは金額の占める割合又は当該他の法人の発行済株式等のうちの議決権のある株式等の数若しくは金額のうちに当該特定外国子会社等が保有している当該株式等の数若しくは金額の占める割合のいずれかが百分の二十五以上であり、かつ、その状態が当該特定外国子会社等が当該他の法人から受ける配当等の額の支払義務が確定する日(当該配当等の額が法人税法第二十四条第一項に規定する事由に係る財務省令で定める配当等の額である場合には、同日の前日。以下この号において同じ。)以前六月以上(当該他の法人が当該確定する日以前六月以内に設立された法人である場合には、その設立の日から当該確定する日まで)継続している場合の当該他の法人(次に掲げる法人を除く。をいう。)から受け

¹⁴⁵ 本庄資ほか・前掲注(5)429頁。

¹⁴⁶ 河西修・灘野正規『平成21年版改正税法のすべて』444頁(大蔵財務協会、2009)。

る配当等の額)と規定されている。

第6節 本章の小括

本章では、旧信託法、新信託法、法人税法上の法人課税信託の規定、租税特別措置法の外国子会社合算税制の規定を概観した。第2節においては、旧信託法や新信託法制定の過程や規定、学説のうちの3つの学説を紹介した。第3節においては、事業の信託についての導入背景や、次章で問題点を述べる際に必要な事項である委託者の地位の移転、委託者の権利、受益権の譲渡について記述した。第4節では、法人税法創設以前については所得税法、法人税法創設後は法人税法における信託に対する課税の変遷を記述した。受益者に課税することを基本としているが、時代によって課税関係が変わっていくことがわかった。本論文の中心となる法人課税信託については、特に、法人課税信託に係る受託法人の内外判定を信託された営業所で判定すること、委託者から受託者への資産の譲渡が資本等取引となる場合があること、法人は法人課税信託を受託したときに新たに別法人を設立したとみなされることを記述した。これらの規定は、次章以下の問題点を述べる際に必要となる規定である。第5節では、外国子会社合算税制の規定を記述したが、次章以下の問題点を述べる際に必要な規定のみを記述した。次章では、本章で概観した規定を基にして、我が国の法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ(2)）の問題点を考察する。

第2章 法人課税信託（法人税法第2条第29号の2ハ（2））の問題点

第1節 本章の目的

本章の目的は、法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ（2））の問題点を明らかにすることである。

特に、法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ（2））の問題点は、所得の国外移転及び留保を防止するという観点からの立法上の検討が不十分であることである。また、みなし受益者課税（法法第12条第2項）も所得の国外移転及び留保を防止するという観点からの立法上の検討が不十分である。その結果、所得の国外移転及び留保が可能になってしまう場合があるのではないかとということである。さらに、所得の国外移転及び留保が可能になってしまう場合においても、外国子会社合算税制の適用が困難な場合がある。なお、信託に関しては、財産が無税で委託者から受託者へ移転されてしまうという可能性もありうる¹⁴⁷。しかし、本論文では、この点よりも、所得の国外移転及び留保という側面に着眼する。

第2節では、法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ（2））は、外国法人が委託者となることができるか否かを問題点としてあげる。

第3節では、法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ（2））と委託者の地位の移転との関係を問題点としてあげる。実務上、委託者の地位の移転は行われているため、租税法上でも、法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ（2））において委託者の地位の移転ができるのか否かを考える。

第4節では、法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ（2））と外国子会社合算税制との関係についてとりあげる。法人課税信託の受益権は株式又は出資とみなし、法人課税信託の受益者は株主等に含まれる（法法第4条の7第6号）。そのため、外国子会社合算税制の適用が考えられる。外国子会社合算税制をもって、法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ（2））を利用した所得の国外移転及び留保を防止することができるかどうかを、想定事例を交えて考える。

第5節では、みなし受益者課税（法法第12条第2項）と法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ（2））の優先適用順位についてとりあげる。所得の国外移転及び留保を防止するにはどちらの規定を優先適用したほうがよいのかを考える。

なお、第4節の想定事例で参考とするのが、米国連邦税法上濫用的信託スキームとされるビジネス・トラストである。

Notice97-24によると、ビジネス・トラストが濫用的信託スキームになるのは次のような場合である。事業の所有者が、事業を、受益を表象する証券と引換に移転する。ビジネス・トラストは、証券の保有者又は信託を創設した所有者のために支払を行う。この支払は、ビジネス・トラストの課税所得をわずか又はゼロにするため等を目的とする。場合によっては、証券が名ばかりの価格で所有者の子供に売却される。プロモーターは、これによって遺産税がゼロになると主張するのである¹⁴⁸。この、濫用的信託スキームについては、Tax Notes¹⁴⁹及び Tax Notes International

¹⁴⁷ 本庄資・前掲注(8)924頁。

¹⁴⁸ IRS・前掲注(15)p.6.

¹⁴⁹ IRS, "IRS WARNS OF ABUSIVE TRUSTS", Tax Notes 75, p.59(1997).

Magazine¹⁵⁰でも警告されている。

さらに、IRS のホームページでは濫用的信託スキームに該当するビジネス・トラストを次のように説明している。納税者が進行中の事業を信託に移転する。事業を信託に移転することにより、納税者は事業に対する支配を放棄するよう見せかける。しかし、実際には納税者が支配する受託者又は他の事業体を通して、依然として日々の活動や事業の所得の流れを動かす。このようなアレンジメントには税の救済はない。裁判所は、経済的実質がないことやグランタートラスト・ルール等の法概念を用いて、事業所得につきその納税者に納税義務があるとしてきている¹⁵¹。

第2節 委託者となる外国法人との関係

本庄資教授は、「日本は、内国法人が委託者となる信託について、一定の要件の下で、法人課税信託制度を適用できるが、外国法人が委託者となる信託について、法人課税信託制度を適用することはできるのか¹⁵²」と指摘している。

法人税法第2条第29号の2ハでは、「法人（公共法人及び公益法人等を除く。）が委託者となる信託（信託財産に属する資産のみを信託するものを除く。）で、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの」とだけ規定している。明文の規定をもって除かれているのは、公共法人及び公益法人等が委託者となる場合である。外国法人は明文の規定をもって除かれているわけではない。そのため、筆者は、外国法人は法人課税信託の委託者となり法人課税信託制度の適用が可能であると解すことができると思う。

第3節 委託者の地位の移転との関係

1. 本節の目的

第1章で述べたように、実務上、委託者の地位の移転は行われている。委託者の地位の移転に関して、佐藤英明教授は、「信託に関する租税法関係を考える上で重要と思われる点としては、委託者の地位の移転が可能とされていること¹⁵³」であると述べている。そのため、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）において、委託者の地位の移転が行われた場合の関係を考察してみる。

『平成19年版改正税法のすべて』では、「ハの類型の法人課税信託については、法人課税信託に該当するか否かの判定時点が効力発生時等とされていることから、一度法人課税信託に該当すると、他の類型の信託にはなれないこととなります¹⁵⁴」と述べられている。そのため、これを立法趣旨であると解し、さらに委託者の地位の移転が行われた場合でもこれが適用されるとすると、委託者の地位が移転しても法人課税信託のままであると考えられる。

¹⁵⁰ IRS, “IRS WARNS OF ABUSIVE TRUSTS” ,Tax Notes International Magazine 14,p.1224(1997).

¹⁵¹ IRS・前掲注(35)。

¹⁵² 本庄資・前掲注(8)932頁。

¹⁵³ 佐藤英明・前掲注(47)41頁。

¹⁵⁴ 佐々木浩ほか・前掲注(12)312頁。

2. 「法人（公共法人及び公益法人等を除く。）が委託者となる信託」との関係

委託者の地位の移転が行われたとしても、法人課税信託の定義規定である法人税法第2条第29号の2ハの「法人（公共法人及び公益法人等を除く。）が委託者となる信託」の要件を満たすか否かについて考察する。

法人税法第2条第29号の2ハでは、「法人（公共法人及び公益法人等を除く。）が委託者となる信託」とだけ規定している。

委託者の地位を移転することにより、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））が解散されるということでもないようである。法人税法第4条の7第8号では「法人課税信託について信託の終了があつた場合又は法人課税信託（第二条第二十九号の二ロ（定義）に掲げる信託に限る。）に第十二条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。次号において「受益者等」という。）が存することとなつた場合（第二条第二十九号の二イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、これらの法人課税信託に係る受託法人の解散があつたものとする」と規定している。新信託法では、第163条¹⁵⁵及び第164条¹⁵⁶で信託の終了事由が規定されているが、委託者の地位の移転により信託が終了するとは規定されていない。

委託者の地位を移転することにより、法人課税信託が新たに設立されるということでもないようである。法人税法第4条の7第7号では「受託法人は、当該受託法人に係る法人課税信託の効力が生ずる日（一の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなつた場合にはその該当することとなつた日とする。）に設立されたものとする」と規定している。

これらの規定を考慮すると、法人から法人へ委託者の地位が移転された場合であったとしても、「法人（公共法人及び公益法人等を除く。）が委託者となる信託」を満たすものと思慮される。

¹⁵⁵ 信託は、次条の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

- 一 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。
- 二 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が一年間継続したとき。
- 三 受託者が欠けた場合であつて、新受託者が就任しない状態が一年間継続したとき。
- 四 受託者が第五十二条（第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により信託を終了させたとき。
- 五 信託の併合がされたとき。
- 六 第六十五条又は第六十六条の規定により信託の終了を命ずる裁判があつたとき。
- 七 信託財産についての破産手続開始の決定があつたとき。
- 八 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第五十三条第一項、民事再生法第四十九条第一項又は会社更生法第六十一条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項及び第二百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除がされたとき。
- 九 信託行為において定めた事由が生じたとき。

¹⁵⁶ 委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができる。

- 2 委託者及び受益者が受託者に不利な時期に信託を終了したときは、委託者及び受益者は、受託者の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があつたときは、この限りでない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- 4 委託者が現に存しない場合には、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

3. 「法人」と「当該法人」との関係

受益権の譲渡とともに委託者の地位の移転が行われた場合、法人税法第2条第29号の2ハの「法人（公共法人及び公益法人等を除く。）が委託者となる信託」の「法人」と、法人税法第2条第29号の2ハ(2)の「その信託の効力が生じた時又はその存続期間（その信託行為において定められた存続期間をいう。（2）において同じ。）の定めの変更の効力が生じた時（（2）において「効力発生時等」という。）において当該法人又は当該法人との間に政令で定める特殊の関係のある者」の「当該法人」との関係について考察する。

「当該法人」とは、信託の効力発生時等の委託者である。信託の効力発生時等の後に法人から法人へと委託者の地位の移転が行われたとする。この場合、「当該法人」は信託効力発生時等で判定されるため、「当該法人」は委託者の地位の移転が行われる前の委託者と考えられる。

しかし、「法人（公共法人及び公益法人等を除く。）が委託者となる信託」の「法人」は委託者の地位の移転が行われた後の委託者、「その信託の効力が生じた時又はその存続期間（その信託行為において定められた存続期間をいう。（2）において同じ。）の定めの変更の効力が生じた時（（2）において「効力発生時等」という。）において当該法人又は当該法人との間に政令で定める特殊の関係のある者」の「当該法人」は委託者の地位の移転が行われる前の委託者となる場合がありうる。よって、このとき法律の文言上では、「法人」と「当該法人」が別法人となり一致しなくなると考えられる。

さらに、外国法人が委託者になることができるとする場合、受益権の譲渡とともに内国法人から外国法人へと委託者の地位の移転が行われたとき、受益権の譲渡とともに外国法人から内国法人へと委託者の地位が行われたときも、定義規定で齟齬が生じることになると考えられる。

4. 本節の小括

法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）と委託者の地位の移転との関係を考察した。その結果、委託者の地位の移転を行うことにより、定義規定で齟齬が生じる恐れがあると考えられることがわかった。

しかし、たとえ定義規定に齟齬が生じたとしても、委託者の地位の移転により法人課税信託の解散があったとする規定はなく（法第4条の7第8号）、新たな法人課税信託の設立があったとする規定もない（法第4条の7第7号）。また、『平成19年版改正税法のすべて』によると、法人税法第2条第29号の2ハの類型の法人課税信託は、一度法人課税信託に該当すると、他の類型の信託にはなれないとされている¹⁵⁷。

このように、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）は、委託者の地位の移転の取扱いについて明確な規定を欠いている。そのため、法人税法上委託者の地位の移転が認められているのか否かを明らかにする明文の規定が必要である¹⁵⁸。

¹⁵⁷ 佐々木浩ほか・前掲注(12)312頁。

¹⁵⁸ 委託者の地位の移転それ自体に対して、課税が行われるか否かという問題もあると考えられる。

第4節 外国子会社合算税制との関係

1. 本節の目的

1998年のOECDの“HARMFUL TAX COMPETITION An Emerging Global Issue”では、有害な税制と闘うことに対する全体的な効果を改善するためには、外国子会社合算税制、外国投資信託、外国信託税制間の関係をより綿密に調査することが有効となりうるだろうとしている¹⁵⁹。2001年のIFA年次総会の“Limits on the use of low-tax regimes by multinational businesses: current measures and emerging trends”においてGeneral ReporterであるBrian J. Arnold and Patrick Dibout氏は、「非居住信託についてもCFC又はCFCに類似する制度が必要である。少なくとも、非居住信託の分配されない所得に関しては、通常受益者と別に非居住信託に対して課税されるからである¹⁶⁰」と述べている。

これらから、法人課税信託と外国子会社合算税制との適用関係を考察する必要があると考える。法人課税信託の受託者としての受託法人は外国法人となることもあり（法第4条の7第2号）、また、法人課税信託の受益権は株式又は出資とみなし、法人課税信託の受益者は株主等に含まれる（法第4条の7第6号）。そのため、法人課税信託と外国子会社合算税制との関わりが生じる場合があるものと考えられる。そこで、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））を利用した所得の国外移転及び留保につき、外国子会社合算税制をもって防止することができるか否かを考察する。

我が国の法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））には、委託者と特殊の関係のある者を受託者とする事業の信託が含まれる。そのため、米国の濫用的信託スキームとされるビジネス・トラストの特徴を備えてしまうこともあると考えられる。IRSのホームページやNotice97-24で濫用的信託スキームとされているビジネス・トラストにおいては、委託者が事業を信託すること、委託者は自らの支配を放棄するよう見せかけること、しかし実際には納税者が支配する受託者又は他の事業体を通して依然として日々の活動や事業の所得の流れを動かすこと、受益権が譲渡されることが特徴である¹⁶¹。

よって、筆者は、米国で濫用的信託スキームとされるビジネス・トラストを参考とした想定事例を考え、我が国の外国子会社合算税制をもって法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））を利用した所得の国外移転及び留保を防止することができるか否かを考察する。

2. 外国子会社合算税制による所得の国外移転及び留保の防止について

(1) 所得の国外移転及び留保を防止できると考えられる想定事例

内国法人J（法第2条第3号）は軽課税国にある外国法人A（法第2条第4号）の株式を100%保有している。我が国の新信託法に基づき、内国法人Jを委託者兼受益者、外国法人Aを受託者と

¹⁵⁹ OECD・前掲注(55)p.42.

¹⁶⁰ IFA・前掲注(57)p.41.

¹⁶¹ IRS・前掲注(15)p.6、IRS・前掲注(35)。

する信託を、軽課税国にある外国法人 A の営業所で締結する¹⁶²。この信託は事業の信託であり法人課税信託（法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）に該当するように信託を行う。内国法人 J は、我が国の法人税法上の国内源泉所得及び国外源泉所得を稼得する事業を信託した。委託者の権利は、新信託法第 145 条に基づき全部有しないものとする。

この事業の信託は法人税法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2) に該当するように信託されている。受託法人においては資産の取得が資本等取引になるため受贈益課税はないとされる¹⁶³。外国法人 A の営業所で信託されたので、法人課税信託の受託者としての受託法人は法人税法上外国法人（外国法人 B とする。）となる（法第 4 条の 7 第 2 号）。なお、法人課税信託の受託法人と法人課税信託の受託者としての受託法人は別である（法第 4 条の 6 第 1 項）。内国法人 J が信託した事業から生じる所得は外国法人 B に帰属するので（法第 4 条の 6）、外国法人 B に国内源泉所得及び国外源泉所得が帰属する。外国法人 B の課税所得の範囲は国内源泉所得のみであり、国外源泉所得は課税されない（法第 9 条第 1 項）。

法人課税信託の受益権は株式又は出資とみなされ、法人課税信託の受益者は株主等に含まれる（法第 4 条の 7 第 6 号）。これにより内国法人 J が外国法人 B の株式等を 100%保有していることになる。外国子会社合算税制の適用上、外国法人 A と外国法人 B は別々の者とみなされる（措法第 2 条の 2）。租税法上、内国法人 J が外国法人 B の株式を 100%保有しているため、外国法人 B は外国子会社合算税制において外国関係会社となる（措法第 66 条の 6 第 1 項）。内国法人 J は、外国関係会社となる外国法人 B の株式等を 100%保有していることとなるので、外国子会社合算税制の適用対象となる内国法人である（措法第 66 条の 6 第 1 項第 1 号）。外国関係会社となる外国法人 B が特定外国子会社等に該当すれば、適用除外とされない限り、外国子会社合算税制をもって、（法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）を利用した所得の国外移転及び留保を防止することが可能である。

ただし、適用除外要件の判定に関し問題が生ずる恐れがある。

第 1 に実体基準を満たすか否かである。「我が国では物理的施設を有しない法人を実体のない存在として認めない。逆に、事務所、店舗、工場などの固定施設を有する場合には実体のある存在と推定している¹⁶⁴」。法人課税信託（法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）は租税法上で法人として存在しているので、実体基準をどのように判断するかが問題となると考えられる。

第 2 に管理支配基準を満たすか否かである。租税特別措置法基本通達 66 の 6 - 16 では「内国法人に係る特定外国子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること…の判定は、当該特定外国子会社等の株主総会及び取締役会等の開催、役員としての職務執行、会計帳簿の作成及び保管等が行われている場所並びにその他の状況を勘案の上行うものとする。この場合において、例えば、当該特定外国子会社等の株主総会

¹⁶² 実務上、我が国の子会社に信託されているのか、外国子会社に信託されているのかは定かではないが、子会社に信託されることは多いとされる。法務省法制審議会信託法部会第 10 回会議（2005 年 2 月 25 日）では、信託宣言が行われた場合の監督牽制の議論において、「現に数多く行われている流動化・証券化取引、日本における信託のみを用いた仕組みというのは多数あります。それを見てみますと、確かに委託者と受託者は別です。受託者は委託者の 100%子会社ですというケースが非常に多くあります。…委託者と受託者が同一企業グループ、同一の株主にあるというケースが多々あるわけですね」と述べられていた（法務省法制審議会信託法部会第 10 回会議 2005 年 2 月 25 日）。

¹⁶³ 佐々木浩ほか・前掲注(12)318 頁。

¹⁶⁴ 本庄資ほか・前掲注(5)410 頁。

の開催が本店所在地国等以外の場所で行われていること、当該特定外国子会社等が、現地における事業計画の策定等に当たり、当該内国法人と協議し、その意見を求めていること等の事実があるとしても、そのことだけでは、当該特定外国子会社等が管理支配基準を満たさないことにはならないことに留意する」と定められている。租税法上で法人として存在している法人課税信託（法第 2 条第 29 号の 2（ハ）（2））の受託者としての受託法人が、管理支配基準を満たすことになるのはどのようなときであるかという問題が生ずると考えられる。

（2） 所得の国外移転及び留保を防止することが困難であると考えられる想定事例

① 想定事例 1

内国法人 J（法第 2 条第 3 号）は軽課税国ある外国法人 A（法第 2 条第 4 号）の株式を 100% 保有している。内国法人 J は軽課税国にある外国法人 B（法第 2 条第 4 号）の株式を 70% 保有している。内国法人 J 及び外国法人 A と資本関係等で関係のない外国法人 C（法第 2 条第 4 号）が、外国法人 B の残り 30% の株式を保有している。我が国の新信託法に基づき、内国法人 J を委託者兼受益者、外国法人 A を受託者とする信託を、軽課税国にある外国法人 A の営業所で行う。この信託は事業の信託であり、法人課税信託（法第 2 条第 29 号の 2 ハ（2））に該当するようにする。内国法人 J は、我が国の法人税法上の国内源泉所得及び国外源泉所得を稼得する事業を信託した。直後に、受託者の合意のもと信託行為に基づき、適正な対価をもって、受益権の総数の 70% が外国法人 B へ、30% が外国法人 C へ譲渡された。各受益権の内容は質的量的に均等であるものとする。委託者の権利は、新信託法第 145 条に基づき全部有しないものとする。

受託法人においては資産の取得が資本等取引になるため受贈益課税はないとされる¹⁶⁵。しかし、内国法人 J は外国法人 A に事業の信託を行う際の譲渡損益に対して、また、内国法人 J から外国法人 B 及び外国法人 C への受益権譲渡にともなう譲渡損益に対して課税されうるだろう¹⁶⁶。

この事業の信託は法人税法第 2 条第 29 号の 2 ハ（2）に該当するように信託されている。外国法人 A の営業所で信託されたので、法人課税信託の受託者としての受託法人は法人税法上外国法人（外国法人 D とする。）となる（法第 4 条の 7 第 2 号）。なお、法人課税信託の受託法人と法人課税信託の受託者としての受託法人は別である（法第 4 条の 6 第 1 項）。内国法人 J が信託した事業から生じる所得は外国法人 D に帰属するので（法第 4 条の 6）、外国法人 D に国内源泉所得及び国外源泉所得が帰属する。外国法人 D の課税所得の範囲は国内源泉所得のみであり、国外源泉所得は課税されない（法第 9 条第 1 項）。

外国法人 D が外国関係会社に該当するか否かを考える。租税特別措置法第 66 条の 6 第 1 項及び租税特別措置法施行令第 39 条の 16 の規定により、内国法人 J が保有する請求権勘案保有株式等は 100 分の 49 となり、100 分の 50 超ではないため、外国法人 D は外国関係会社に該当しない。そのため、外国法人 D は外国子会社合算税制の対象とはならないものと考えられる。

外国法人 B が外国関係会社に該当するか否かを考える。内国法人 J は外国法人 B の株式を 70% 保有しているので、外国法人 B は外国関係会社となる（措法第 66 条の 6 第 1 項）。内国法人 J は

¹⁶⁵ 佐々木浩ほか・前掲注(12)318 頁。

¹⁶⁶ 佐々木浩ほか・前掲注(12)318 頁以下、佐藤英明・前掲注(47)68 頁以下、岡村忠生・前掲注(47)78 頁以下。

外国法人 B の株式を 70%保有しているため、外国子会社合算税制の対象となる内国法人である（措法第 66 条の 6 第 1 項第 1 号）。外国関係会社である外国法人 B が特定外国子会社等に該当すれば、適用除外とされない限り、外国子会社合算税制の対象となる。

ところが、特定外国子会社等がその子会社から受ける配当等は合算対象所得の計算上控除することとされる場合がある（措法令第 39 条の 15 第 1 項及び第 1 項第 4 号）。外国法人 B が特定外国子会社等に該当したとする。外国法人 B は外国法人 D の株式等の 70%を保有しているとみなされることとなる。法人税法第 4 条の 7 第 10 号では、「法人課税信託の収益の分配は資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当と、法人課税信託の元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなす」と規定している。これらより、特定外国子会社等である外国法人 B が、6 月以上外国法人 D の株式等とみなされる受益権を保有していれば、外国法人 D からの収益の分配は配当等なり合算対象所得の計算上控除されると考えられる。したがって、事業の信託から生じる所得が受益者に分配されたとしても、外国法人 B に留まることになると考えられる。

さらに、部分適用対象金額となる剰余金の配当等については、当該特定外国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちを占める割合が、100 分の 10 に満たない場合における当該他の法人から受けるものに限られている（措法第 66 条の 6 第 4 項第 1 号）。特定外国子会社等である外国法人 B は外国法人 D の株式等の 70%を保有しているとみなされることとなる。そのため、外国法人 D からの収益の分配は配当等なるが、部分適用対象金額には含まれないものと考えられる。

以上より、外国子会社合算税制をもって、法人税法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2) を利用した所得の国外移転及び留保を防止することは困難であると考えられる。

② 想定事例 2

外国法人 A（法法第 2 条第 4 号）が内国法人 J（法法第 2 条第 3 号）の株式を 100%保有している。内国法人 J は軽課税国ある外国法人 B（法法第 2 条第 4 号）の株式を 100%保有している。内国法人 J は軽課税国にある外国法人 C（法法第 2 条第 4 号）の株式を 100%保有している。我が国の新信託法に基づき、内国法人 J を委託者兼受益者、外国法人 B を受託者とする信託を、軽課税国にある外国法人 B の営業所で締結する。この信託は事業の信託であり、法人課税信託（法法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）に該当するようにする。内国法人 J は、我が国の法人税法上の国内源泉所得及び国外源泉所得を稼得する事業を信託した。直後に、受託者の合意のもと信託行為に基づき、適正な対価をもって受益権の総数の 50%が外国法人 A へ、50%が外国法人 C へ譲渡された。各受益権の内容は質的量的に均等であるものとする。委託者の権利は、新信託法第 145 条に基づき全部有しないものとする。

受託法人においては資産の取得が資本等取引になるため受贈益課税はないとされる¹⁶⁷。しかし、内国法人 J は外国法人 B に事業の信託を行う際の譲渡損益に対して、また、内国法人 J から外国法人 A 及び外国法人 C への受益権譲渡にともなう譲渡損益に対して課税されうるだろう¹⁶⁸。

外国法人 B の営業所で信託されたので、法人課税信託の受託者としての受託法人は法人税法上外

¹⁶⁷ 佐々木浩ほか・前掲注(12)318 頁。

¹⁶⁸ 佐々木浩ほか・前掲注(12)318 頁以下、佐藤英明・前掲注(47)68 頁以下、岡村忠生・前掲注(47)78 頁以下。

国法人（外国法人 D とする。）となる（法第 4 条の 7 第 2 号）。なお、法人課税信託の受託法人と法人課税信託の受託者としての受託法人は別である（法第 4 条の 6 第 1 項）。内国法人 J が信託した事業から生じる所得は外国法人 D に帰属するので（法第 4 条の 6）、外国法人 D に国内源泉所得及び国外源泉所得が帰属する。外国法人 D の課税所得の範囲は国内源泉所得のみであり、国外源泉所得は課税されない（法第 9 条第 1 項）。

外国法人 D が外国関係会社に該当するか否かを考える。租税特別措置法第 66 条の 6 第 1 項及び租税特別措置法施行令第 39 条の 16 の規定により、内国法人 J が保有する請求権勘案保有株式等は 100 分の 50 となり、100 分の 50 超ではないため、外国法人 D は外国関係会社に該当しない。そのため、外国法人 D は外国子会社合算税制の対象とはならないものと考えられる。

外国法人 C が外国関係会社に該当するか否かを考える。内国法人 J は外国法人 C の株式を 100% 保有しているので、外国法人 C は外国関係会社となる（措法第 66 条の 6 第 1 項）。内国法人 J は外国法人 C の株式を 100% 保有しているので、外国子会社合算税制の対象となる内国法人である（措法第 66 条の 6 第 1 項第 1 号）。外国関係会社である外国法人 C が特定外国子会社等に該当すれば、適用除外とされない限り、外国子会社合算税制の対象となる。

ところが、特定外国子会社等がその子会社から受ける配当等は合算対象所得の計算上控除することとされる場合がある（措法令第 39 条の 15 第 1 項及び第 1 項第 4 号）。外国法人 C が特定外国子会社等に該当したとする。外国法人 C は外国法人 D の株式等の 50% を保有しているとみなされることとなる。法人税法第 4 条の 7 第 10 号では、「法人課税信託の収益の分配は資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当と、法人課税信託の元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなす」と規定している。これらより、特定外国子会社等である外国法人 C が、6 月以上外国法人 D の株式等とみなされる受益権を保有していれば、外国法人 D からの収益の分配は配当等なり合算対象所得の計算上控除されることが考えられる。したがって、事業の信託から生じる所得が受益者に分配されたとしても、外国法人 C に留まることになると考えられる。

さらに、部分適用対象金額となる剰余金の配当等については、当該特定外国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が、100 分の 10 に満たない場合における当該他の法人から受けるものに限られている（措法第 66 条の 6 第 4 項第 1 号）。特定外国子会社等である外国法人 C は外国法人 D の株式等の 50% を保有しているとみなされることとなる。そのため、外国法人 D からの収益の分配は配当等なるが、部分適用対象金額には含まれないものと考えられる。

以上より、外国子会社合算税制をもって、法人税法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2) を利用した所得の国外移転及び留保を防止することは困難であると考えられる。

3. 本節の小括

上記想定事例は、米国の濫用的信託スキームとされるビジネス・トラストを参考とし筆者が考えた想定であり実証的なものではない。内国法人は我が国の新信託法に基づき事業の信託を行う。委託者である内国法人は、信託財産に属する財産の管理又は処分を行う受託者を、株式保有を通じて支配している。その上で、内国法人は親会社や子会社である外国法人に事業の信託から生じる所得を移転し留保する。このような法人課税信託（法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）を利用した所得の国外移転及び留保に対して、我が国の外国子会社合算税制の適用が困難である場合があると考えら

れる。

本庄資教授は、「信託法の発展の中で、“legal ownership”と“beneficial ownership”の2種類の所有権概念を生じ、その差異が利用された。…信託制度は、衡平法により発展したので、信託の組成のとき、信託財産の全部の所有権が2つの構成要素に分割され、別々の者に2つの所有権が与えられる（Legal ownership は受託者に、beneficial ownership といわれるものは、受益者“beneficiary”に）¹⁶⁹」と述べているが、上記想定事例は、この信託の特徴を利用したものといえるだろう。そして、我が国の外国子会社合算税制はこの特徴に適切に対応できていないのではないかと思慮される。

第5節 みなし受益者課税（法第12条第2項）と法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）の優先適用順位

みなし受益者課税（法第12条第2項）と法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）の優先適用順位について考える。本庄資教授は、「個人事業主が、1人株主の会社を設立し、その事業を受託者の国外営業所に信託すると、委託者＝受益者が日本の居住者・内国法人であるが、信託の所得とされるこの個人＝1人株主会社の実質的な国外所得について、納税義務者とされる受託者は外国法人とされるので、日本の課税を免れるというループホールを認めるのかという問題がある。つまり、受益者課税信託の『みなし受益者』（委託者）課税と法人税法課税信託の受託者（外国法人とされる場合）との優先適用順位は、必ずしも明確ではない¹⁷⁰」と指摘している。みなし受益者課税によって信託の所得を委託者である内国法人に帰属させると、我が国は国内源泉所得及び国外源泉所得に課税できることになる。つまり、我が国は、みなし受益者課税を法人課税信託より優先的に適用させることで、ループホールを防ぐことができる。

しかし、次のような場合にはみなし受益者課税（法第12条第2項）を優先して適用しないほうがよいと考えられる。外国法人が内国法人の株式を100%保有している場合で、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）に該当するように、外国法人を委託者（信託の変更をする権限を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者）兼受益者、内国法人を受託者、我が国の新信託法を準拠法とする信託を、我が国の事業所で行ったとする。なお、法人税法上、外国法人が委託者となることができるか否かの明文の規定はない。本章第2節で述べたように、本論文では、法人税法上、明文の規定で外国法人が委託者となることを除外していないため、外国法人は委託者となることができると解する立場をとる。

法人課税信託の受託者としての受託法人は内国法人となり、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）を適用すると事業の信託から生じる所得はこの内国法人に帰属する。我が国は、事業の信託から生ずる国内源泉所得及び国外源泉所得に課税できる。

外国法人は、信託の変更をする権限を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている委託者である。そのため、みなし受益者（法第12条第2項）に該当する可能性が高いと考えられる。みなし受益者課税（法第12条第2項）を適用すると、事業の信託から生じる所得は外国法人に帰属する。我が国は、事業の信託から生ずる国内源泉所得のみに課税できる。

¹⁶⁹ 本庄資・前掲注(1)597頁。

¹⁷⁰ 本庄資・前掲注(8)918頁。

我が国の課税権の確保という観点からみると、この場合において、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）をみなし受益者課税（法第12条第2項）より優先させるほうがよいことになる。みなし受益者課税（法第12条第2項）を優先して適用させることは好ましくないことになる。

以上より、所得の国外移転及び留保という観点からは、みなし受益者課税（法第12条第2項）を優先適用するほうがよい場合と、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）を優先適用するほうがよい場合の両方が考えられる。そのため、元々、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）とみなし受益者課税（法第12条第2項）の規定は、所得の国外移転及び留保を防止するという観点から立法上十分に検討されていたか否かが問われることになる。仮に、立法上十分に検討されていないならば、筆者はみなし受益者課税（法第12条第2項）を優先適用できないのではないかと考える。

第6節 本章の小括

本章をまとめると以下のようになる。

第1に、外国法人が法人課税信託の委託者となるかどうかの明文の規定はない。筆者は、明文で除かれていないことから外国法人が委託者となると解することができるのではないかと考える。明文の規定を創設しはつきりさせるべきである。

第2に、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）と委託者の地位との関係については明確な規定がない。特に、委託者の地位の移転が行われると定義規定で齟齬をきたす。それにもかかわらず、法人課税信託の解散がなされるとする規定、新たに法人課税信託が新設されるとする規定もない。『平成19年版改正税法のすべて』では、一度法人課税信託に該当すると、他の種類の信託にはなれないとしている¹⁷¹。そのため、筆者は、租税法上、委託者の地位の移転を認めているのか否かの判断をつけることができない。よって、実務上も委託者の地位の移転が行われていることから、明文の規定を創設し、租税法上、委託者の地位の移転を認めているのか否かを明らかにすることが必要である。

第3に、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）と外国子会社合算税制の関係を探った。その結果、外国子会社合算税制をもつても、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）を利用した所得の国外移転及び留保を防止することが困難な場合があると考えられる。また、外国子会社合算税制の対象となっても、適用除外要件の実体基準、管理支配基準の判定で問題が生ずる恐れがある。

第4に、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）を利用した所得の国外移転及び留保を防止するために、みなし受益者課税（法第12条第2項）を優先するほうがよい場合と、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）を優先するほうがよい場合との両方があると考えられる。みなし受益者課税（法第12条第2項）と法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）の優先適用順位は曖昧な状態である。

第3章では、第1及び第2の点はとりあげない。特に第2の点は、筆者自身、租税法上、委託者の地位の移転を認めているのか否かの判断をつけることができないからである。そのため、本論文

¹⁷¹ 佐々木浩ほか・前掲注(12)312頁。

では問題提起までにとどめておくこととする。第3の外国子会社合算税制の対象となった場合の問題点も問題提起するだけにとどめておくこととする。第3章でとりあげるのは第3及び第4の外国子会社合算税制の適用が困難な場合の問題点である。第3章では、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））とみなし受益者課税（法第12条第2項）の趣旨を探る。そして、外国子会社合算税制の適用が困難な場合において、みなし受益者課税（法第12条第2項）を適用してもよいのか否か、適用した場合に所得の国外移転及び留保を防止することができるか否かを考察する。

第3章 法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ（2））とみなし受益者課税（法法第12条第2項）

第1節 本章の目的

本章の目的は、外国子会社合算税制の適用が困難な場合でも、みなし受益者課税（法法第12条第2項）をもって所得の国外移転及び留保を防止することができるか否かを考察することである。仮に、防止することができないとすれば、この所得の国外移転及び留保は、租税回避と捉えることができるか否かを考える。租税回避と捉えることができれば、その防止策を米国の連邦税法から探ることにする。

第2節では、法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ（2））及びみなし受益者課税（法法第12条第2項）の趣旨を探る。利用者の創意工夫を最大限に生かすべく改正された新信託法に対して、我が国の租税法がどのような意図のもとで対応したのかを探る必要がある。特に、第2章第5節で述べたように、法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ（2））とみなし受益者課税（法法第12条第2項）の優先適用順位は曖昧であるため、これらの規定が何のために設けられたかを明らかにする必要がある。

また、外国子会社合算税制の適用が困難な場合でも、みなし受益者課税（法法第12条第2項）をもって所得の国外移転及び留保を防止することができるか否かを考察する。みなし受益者課税（法法第12条第2項）で防止することができれば、新たな防止規定を導入する必要はないと考えられる。

第3節では、みなし受益者課税（法法第12条第2項）で防止することができない場合、租税回避であると捉えることができるか否かを考察する。そして、租税回避と捉えることができた場合、租税回避への対応策を米国連邦税法から探る。我が国の事業の信託は米国のビジネス・トラストを参考としている。本論文の第2章第4節で用いた想定事例は米国連邦税法上で濫用的信託スキームとされている事例を参考とした。そのため、本論文では対応策を考えるにあたり米国連邦税法を参考とすることにする。

第2節 法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ（2））とみなし受益者課税（法法第12条第2項）の趣旨

1. 本節の目的

2007年度税制改正では、みなし受益者課税（法法第12条第2項）が改正され、さらに法人課税信託が新たに創設された。そこで、本節においては、みなし受益者課税（法法第12条第2項）と法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ（2））につき、どのような趣旨のもとで制定されたのかを探る。

そして、両規定が所得の国外移転及び留保を防止するという観点から十分に検討されていたか否

かを探る¹⁷²。

2. みなし受益者課税（法第12条第2項）の趣旨

法人税法第12条第2項では、「信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する」と規定している。

『平成19年版改正税法のすべて』では、みなし受益者について、「信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用が帰属するものとみなされる者は、従来は形式基準により受益者が存する場合には受益者と、受益者が不特定又は不存在の場合には委託者とされていましたが、実質基準を導入し、受益者と同等の地位を有する者をみなし受益者として取り扱うこととされました。…新信託法における受益者の概念（注1）を参考にしつつ、信託の変更をする権限（信託をコントロールする権利の具現化）を有するか否か及び信託財産の給付を受けることとされているか否かによって判断することとされました¹⁷³」としている。

委託者との関係については、『平成19年版改正税法のすべて』では「新信託法においては、委託者は信託行為に別段の定めがない限り信託の変更をする権限を有することとされ、残余財産受益者又は帰属権利者の定めがなければ委託者を帰属権利者として指定する旨の定めがあったものとみなすこととされていますので、このような場合には委託者がみなし受益者に該当することになります¹⁷⁴」としている。

金子宏教授は、「委託者は、みなし受益者にあたる場合は別として、委託者の立場で課税されることはない¹⁷⁵」と述べている。

占部裕典教授は、「今までのように受益者がいなかったら、すべて委託者に課税するということは少し行き過ぎであるといった非難もありましたので、それを受けまして、委託者等であっても『信託の変更権限を現に有し、その信託財産の給付を受けるとされている者』という要件を満たす委託者であれば、受益者とみなして受益者課税をしましようということになりました¹⁷⁶」と述べている。また、占部裕典教授は、『受益者としての権利を現に有するもの』『信託の変更権限を現に有し、か

¹⁷² 以下の税制改正を審議する国会では、みなし受益者課税（法第12条第2項）及び法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））について、十分な議論はなされていなかった。第166回国会衆議院本会議第7号2007年2月20日、第166回国会衆議院財務金融委員会第2号2007年2月21日、第166回国会衆議院総務委員会第4号2007年2月22日、第166回国会衆議院財務金融委員会第3号2007年2月27日、第166回国会衆議院財務金融委員会第4号2007年2月28日、第166回国会衆議院財務金融委員会第5号2007年3月2日、第166回国会衆議院本会議第10号2007年3月3日、第166回国会衆議院本会議第11号2007年3月6日、第166回国会参議院本会議第8号2007年3月9日、第166回国会参議院本会議第9号2007年3月14日、第166回国会参議院財政金融委員会第4号2007年3月15日、第166回国会参議院総務委員会第3号2007年3月15日、第166回国会参議院総務委員会第4号2007年3月20日、第166回国会参議院財政金融委員会第6号2007年3月22日、第166回国会参議院本会議第11号2007年3月23日。

¹⁷³ 佐々木浩ほか・前掲注(12)293頁。

¹⁷⁴ 佐々木浩ほか・前掲注(12)293頁。

¹⁷⁵ 金子宏・前掲注(6)451頁。

¹⁷⁶ 占部裕典「信託税制について」信託245号101頁(2011)。

つ、その信託財産の給付をうけることとされている者』の解釈が今後問題となりうるであろう。施行令や通達等において一定の範囲は示されているが、改正法のもとでどの程度のものを射程距離に置くはひとつの解釈問題として重要である¹⁷⁷⁾と述べている。

佐藤英明教授は、「信託行為において委託者以外にこのような変更権限や受益の権利を有する者を指定することは可能であるから、みなし受益者に該当する者はその信託の委託者に限られるわけではないが、委託者がこれに該当することは多いものと考えられる。…新信託税制におけるみなし受益者課税の制度は、実質的に信託財産に支配等の可能性を残した委託者への課税の制度であり、従来の導管理論の下での委託者課税から新たな姿の委託者課税に変わったものと理解することができる。そして、ここで期待される役割は、信託を用いた所得分割などによる租税回避への対処であろう¹⁷⁸⁾」と述べている。

以上より、委託者でもみなし受益者に該当することがあるといえる。

3. 法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）の趣旨

(1) 第165回国会における審議

信託法改正を審議する第165回国会衆議院法務委員会第5回（2006年10月27日）において、財務大臣政務官が、「法人税等の租税回避ということでございましたが、今般の信託法案そのものは、多様な信託の種類の創設によりまして信託の利用機会を大幅に拡大していくということが目的である一方で、…租税回避に用いられる懸念も指摘されているわけでございます。そこで、基本的には、この自己信託、会社と同じような事業を行うような場合には、法人税の回避にならないように、やはり法人と同様の事業を信託形態で行うということであれば、課税の公平及び中立性の確保の観点から、法人課税を行うべきではないかということは今検討しているわけでございます¹⁷⁹⁾」と述べている。

信託法改正を審議する第165回国会衆議院法務委員会財務金融委員会連合審査会第1号（2006年11月1日）では、政府参考人（財務省主税局長）が、「今般の信託法案、信託の利用機会を増大させるという反面、租税回避に用いられるのではないかという懸念があることを指摘されておることは、私どもも承知しております。特に、今御指摘の自己信託あるいは事業信託というものにつきまして、法人税の潜脱が起こるのではないかというような懸念がございます。仮に、一般の法人と全く同様の事業を信託形態で行うような場合には、課税の公平あるいは中立という観点から、法人課税を行うべきではないかという検討をいたしております¹⁸⁰⁾」と述べている。

信託法改正を審議する第165回国会参議院法務委員会財政金融委員会第1号（2006年12月6日）では、財務副大臣が「法人税の回避を防止するという観点から、仮に通常の場合と同様の事業を行う信託につきまして信託段階課税を行う場合には、通常の場合に対する課税と同様とすることが考えられます、これは仮にですが¹⁸¹⁾」と述べている。

¹⁷⁷⁾ 占部裕典・前掲注(47)544頁。

¹⁷⁸⁾ 佐藤英明・前掲注(47)50頁～51頁。

¹⁷⁹⁾ 第165回国会衆議院法務委員会第5号2006年10月27日・前掲注(48)。

¹⁸⁰⁾ 第165回国会衆議院法務委員会財務金融委員会連合審査会第1号2006年11月1日・前掲注(49)。

¹⁸¹⁾ 第165回国会参議院法務委員会財政金融委員会第1号2006年12月6日・前掲注(50)。

(2) 政府税制調査会

2006年9月の税制調査会の「これまでの審議等を踏まえた主な論点」では、法人課税の改革の視点の1つとして「剰余金の分配を目的としない法人形態や、組合形態、信託形態等多様な形態による事業活動が活発化しつつある中で、事業形態の選択に中立的な税制を構築することが求められている¹⁸²⁾」ということをあげている。そして、同報告は、多様な事業形態への対応の検討課題として「法人課税の範囲や課税方式について、税制が事業形態の選択に歪みをもたらすことがないよう、引き続き適正な課税関係の構築に努めるべき¹⁸³⁾」と述べている。

2006年12月の税制調査会の「平成19年度の税制改正に関する答申—経済活性化を目指して—」では、信託法の改正により「信託に対する様々なニーズに対応して新たな信託が認められるなど信託の利用形態が大幅に多様化することとなる。例えば、事業を行うための1つのツールとしても信託を活用することが可能になることにより、我が国経済における事業形態の多様化がさらに進み、経済活性化にも資すると期待される。…信託制度が多様なニーズに応えて発展し、適正な規律の下で有効に活用されることが重要である。一方で、新たな制度を利用した租税回避の懸念が指摘されている。こうしたことを踏まえれば、まずは、現行税制の考え方を基本とした上で、必要な場合に信託段階課税を行うなど、課税の中立性・公平性を確保するため適切な措置を講ずべきである¹⁸⁴⁾」と述べている。

2007年1月の税制調査会の「平成19年度税制改正の要綱」では、信託を利用した租税回避への対応その他の信託課税の適正化措置の項目において、法人が委託者となる信託、信託損失に係る所得税の取扱い、信託損失に係る法人税の取扱い、合同運用信託の範囲の適正化をあげている¹⁸⁵⁾。

(3) 『平成19年版改正税法のすべて』

『平成19年版改正税法のすべて』の改正の趣旨及び概要では、「受託者段階で受託者の固所得とは区別して法人税を課税する信託（従前においては特定信託）を法人課税信託と定義するとともに、その範囲及び課税方法について整備が行われました。…一定の場合には、私法上の信託収益の帰属者たる受託者の段階で課税することが適当であると考えられます。…③法人が委託者となる信託で法人税の回避の恐れが高いものとして一定のものを、法人課税信託とし、その受託者を納税義務者として受託者の固有財産に帰せられる所得とは区分して法人税を課税することとされました¹⁸⁶⁾」としている。

『平成19年版改正税法のすべて』では、上記引用③という租税回避を次のように説明している。類型（イ）を事業の重要部分の信託で委託者の株主等を受益者とするものとして、「法人が本来行っている事業が信託され、受益権がその法人の株主に交付された場合に、株主にその信託された事業に帰せられる収益が帰属するとみなされると、事業収益に対する法人税が課税できないこととなり

¹⁸²⁾ 税制調査会 2006年9月・前掲注(51)9頁。

¹⁸³⁾ 税制調査会 2006年9月・前掲注(51)10頁。

¹⁸⁴⁾ 税制調査会 2006年12月・前掲注(10)6頁。

¹⁸⁵⁾ 税制調査会 2007年1月・前掲注(53)22頁。

¹⁸⁶⁾ 佐々木浩ほか・前掲注(12)291頁。

ます。これは、別会社として事業を分離する場合に比して、別会社段階で課税されることの回避の点及びその分離事業と受益者の事業との損益の通算が可能である点において租税回避であるといえます¹⁸⁷⁾と説明している。類型(ロ)を自己信託等で存続期間が20年を超えるものとし、「長期間継続する事業を自己信託等により行う場合、ゴーイングコンサーンを前提とする通常の営利法人と同様の事業を従前どおり行っているといえる状況にあるにもかかわらず受益者にその信託された事業に帰せられる収益が帰属するとみなされると、上記(イ)と同様の意味でその事業に係る法人税を免れることが可能となります¹⁸⁸⁾と説明している。自己信託等で損益分配割合が変更可能であるものは類型(ハ)として、「自己信託等で受益権を子会社等に取得させ損益の分配を操作することにより、事業の利益を子会社等に付け替えることができる場合には、その年その年において赤字の子会社等に黒字の信託の利益を帰属させ、損益通算することによって、上記(イ)と同様の意味で法人税を回避することが可能となります¹⁸⁹⁾と説明している。

4. 本節の小括

法人課税信託(法第29条第2号の2ハ(2))の趣旨は、法人段階の課税が抜け落ちることを防止することであると考えられる。また、みなし受益者課税(法第12条第2項)の趣旨は受益者と同等の地位を有する者をみなし受益者として取り扱うこととしたと考えられる。そのため、両規定に関して、所得の国外移転及び留保を防止するという観点からは、立法上十分に検討されていないと考えられる。よって、筆者は、このような状況のもとでは、法人課税信託(法第29条第2号の2ハ(2))とみなし受益者課税(法第12条第2項)の優先適用順位に関し、みなし受益者課税(法第12条第2項)を法人課税信託(法第29条第2号の2ハ(2))に優先して適用することはできないのではないかと考える。

第3節 みなし受益者課税(法第12条第2項)を優先適用した場合

筆者は、前節で述べたとおり、法人課税信託(法第29条第2号の2ハ(2))とみなし受益者課税(法第12条第2項)との優先適用順位の問題に関して、みなし受益者課税(法第12条第2項)を優先適用しないという立場をとっている。それは、法人課税信託(法第29条第2号の2ハ(2))やみなし受益者課税(法第12条第2項)に関しては、所得の国外移転及び留保という観点からの立法上の検討が十分になされていないと考えられるからである。

第3節においては、仮にみなし受益者課税(法第12条第2項)を法人課税信託(法第29条第2号の2ハ(2))に優先して適用した場合を考える。みなし受益者課税(法第12条第2項)は、第2章第4節2.(2)の想定事例のように外国子会社合算税制の適用が困難な場合に、所得の国外移転及び留保の防止規定となりうるか否かを考察してみる。

みなし受益者(法第12条第2項)の規定は、「信託の変更をする権限(軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。)を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者(受益者を除く。)」となっている。

¹⁸⁷⁾ 佐々木浩ほか・前掲注(12)309頁。

¹⁸⁸⁾ 佐々木浩ほか・前掲注(12)310頁。

¹⁸⁹⁾ 佐々木浩ほか・前掲注(12)311頁～312頁。

第2章第4節2.(2)の想定事例①②では、委託者である内国法人は委託者としての権利を全く有していない。信託関係からみると、「信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し」を満たさないと考えられる。他方、内国法人は受託者である外国法人の株式を100%保有している。株式保有関係から判断することが認められるならば、「信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し」を満たす可能性もある。

第2章第4節2.(2)の想定事例①②では、委託者である内国法人は委託者としての権利を全く有していない。そして、受益権は内国法人から外国法人へ譲渡されている。外国法人が受益者として信託元本を享受したり、事業の信託から生じる収益の分配を受けていたとする。この場合、内国法人が「当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）」に該当すると考えることは難しい。

本庄資教授は、「国際的タックス・プランニングでは、タックス・ヘイブんに設立した外国子会社等（以下『SPV』という。）への所得移転（所得の帰属者の変更）とその所得の蓄積をタックス・ヘイブンの第一機能とし、所得のパススルーと加工処理（所得の種類の変更、所得の源泉地の変更）をタックス・ヘイブンの第二機能とし又はこれらの機能を組み合わせて、蓄積された所得の処分（親会社への配当）や運用（親会社その他への貸付け）又は再投資（持株会社として海外事業会社等への出資）を行っている¹⁹⁰」と述べている。外国法人が、内国法人へ事業の信託から生じた収益を配当や貸付けという形で戻したら、「当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）」に該当する可能性がある。しかし、外国法人が事業の信託から生じた収益を、他の法人へ貸し付けたりそのまま蓄積する。そして、このことが、関係する法人間で、あらかじめ決定されていたとすると、内国法人は「当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）」に該当しないと考えられる。そのため、内国法人は「信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）」を満たさないと考えられる。

したがって、筆者は、第2章第4節2.(2)の想定事例①②の外国子会社合算税制の適用が困難な場合に、みなし受益者課税（法第12条第2項）を優先して適用したとしても、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）を利用した所得の国外移転及び留保を防止することは困難であると考えられる。

第4節 租税回避への対応

1. 租税回避への該当性

本論文では、租税回避の定義について、本庄資教授の「私法上の選択可能な法形式の中から税法の予定しない法形式を選択し、結果として意図した経済目的を達成しながら税法が予定した法形式について定める課税要件に抵触することを免れ、ひいては税負担を減少させ又は排除する行為¹⁹¹」という定義を用いている。

¹⁹⁰ 本庄資ほか・前掲注(5)392頁～393頁。

¹⁹¹ 本庄資ほか・前掲注(5)509頁。

第2章第4節2.(2)の想定事例①②では、課税要件に定められた法人課税信託(法第2条第29号の2ハ(2))の規定にあてて該当するようにしているものである。そのため、法人課税信託(法第2条第29号の2ハ(2))を選択しただけでは、税法の予定しない法形式を選択したとはいえないと考えられる。

しかし、本章第2節で述べたように、法人課税信託(法第2条第29号の2ハ(2))及びみなし受益者課税(法第12条第2項)に関して、所得の国外移転及び留保を防止するという観点から立法上十分に検討されてはいない。そのため、法人課税信託(法第2条第29号の2ハ(2))に該当するようにしたこと、法人課税信託の受託者としての受託法人を外国法人とすること(法第4条の7第2号)、受益権を譲渡することを組み合わせた一連の取引を用いて所得の国外移転及び留保することについて、租税法が予定していたとは考えにくい。

また、租税法学者は法人課税信託(法第2条第29号の2ハ(2))を租税回避防止規定とみている。本庄資教授・藤井保憲教授は、「法人が委託者となる信託で一定のものとは、いわゆる事業型信託のうち3つの類型について、租税回避の観点から法人課税信託としているものである。…第二は長期の自己信託等である。…これは、長期間継続する事業を自己信託等により行う場合に、その事業に係る法人税の課税機会が失われてしまうことへの対応である¹⁹²⁾と述べている。佐藤英明教授は、「法人が事業の重要な一部を切り出して信託を設定するような場合等(法2二十九の二ハ)については、同じく信託を用いて法人段階での課税を免れることへの対処といっても、租税回避への対処措置という性格が色濃く現れていると見ることができる¹⁹³⁾と述べている。そのため、租税法が、租税回避防止規定を利用して租税負担を軽減又は排除することを予定していたとは考えにくい。租税回避として予定していたならば、立法上検討しあらかじめ課税要件とするからである。

したがって、筆者は、法人課税信託(法第2条第29号の2ハ(2))を利用した所得の国外移転及び留保は租税回避であり、この租税回避を防止する必要があると考える。

2. 租税回避への対応

本庄資教授は、米国の外国信託への対応を研究し「外国信託を含む濫用的信託スキームについては、法形式としての外国信託を無視して日本人に所得と資産を帰属させる『エンティティアプローチの帰属ルール』を採用するか(エンティティ否認の法理)、法形式として外国信託の存在を認めるが、その所得と資産については日本人の所得と資産とみなす『みなし所得』『みなし資産』ルールを採用することなども、日本のCFCルールの延長線上で一考に値すると考えられる¹⁹⁴⁾と述べている。

本論文では、我が国の事業の信託は米国のビジネス・トラストを参考としていること、本論文の第2章第4節2.で用いた想定事例は米国連邦税法上で濫用的信託スキームとされているものを参考としたことから、米国連邦税法の規定を参考にする。

¹⁹²⁾ 本庄資・藤井保憲・前掲注(68)246頁～247頁。

¹⁹³⁾ 佐藤英明・前掲注(47)58頁。

¹⁹⁴⁾ 本庄資・前掲注(20)533頁。

3. 米国における外国信託及び濫用的信託スキームに関する議論

外国信託については、1976年の内国歳入課税に関する合同委員会“TAX REVISION ISSUES - 1976 (H.R.10612) 5 TAX TREATMENT OF FOREIGN AND EXPORT INCOME” (JSC - 12 - 76) によると、当時の課税ルールでは、米国の者は、外国信託を設立し、所得を無税で蓄積することができたことがわかる。そして、米国議会は、外国信託に対抗すべく米国受益者をともなう外国信託の米国グランターは、外国信託の所得につきグランター・ルールの下で課税されうるといふ House bill を出している¹⁹⁵。

特に複数の外国信託を利用した事例は、1981年のRichard A. Gordon“Tax Havens and their use by United States taxpayers”で紹介されている。第1の信託が第2の信託を設立し、第1の信託の受益者に第2の信託を据える。第3の信託を用いるプロモーターも中にはいる。米国納税者は自身を第1の信託の受託者に指名し、かつ第1の信託を第2の信託の受託者に指名する。米国納税者は資産又は所得を生じさせる権利若しくはその両方を第1の信託に移転し、受益権と交換する。そこから生じる所得は第2の信託に流れ、第2の信託から贈与や貸付けによって米国納税者に流れる¹⁹⁶。さらに、2006年に米国上院国土保全委員会捜査小委員会“TAX HAVEN ABUSES : THE ENABLERS, THE TOOLS AND SECRECY”では、ケイマン諸島及びマン島の信託や法人を用いて、19の信託及び39のマン島法人を設立し、これらを連鎖させ米国の租税を免れようとした事例が紹介されている¹⁹⁷。

米国では、「法の意図」を重視し、意図に合わない取引に対抗するよう努めている。2002年のJoint Committee On Taxation“BACKGROUND AND PRESENT LAW RELATING TO TAX SHELTERS” (JCX - 19 - 02) では、米国のタックス・シェルターの説明、タックス・シェルター防止のための個別規定及び判例原則、罰則及び投獄の規定を紹介している¹⁹⁸。この報告書では、法の意図に関して次のように述べている。納税義務を成立させるための個別規定が存在しているものの、法体系は、ある規定に関し文理上は合致していると思われるものでも、その規定の根底にある方針からは是認されず、意図されず、合致しない租税結果が生じる取引に対応するかたちで発展してきている。こうした取引は、婉曲的に“タックス・シェルター”といわれている。納税者及び課税庁は、合法的な“タックス・プランニング”と受け入れられない“タックス・シェルター”との線引きに苦勞してきている¹⁹⁹。

米国連邦税法上のビジネス・トラストに対する取扱いもこの考え方が反映されていると考えられる。米国では1997年のNotice 97 - 24において、一定のビジネス・トラストを濫用的信託スキームとして取り扱うことを示している。事業の所有者が、事業を、受益を表象する証券と引換に移転する。ビジネス・トラストは、証券の保有者又は信託を創設した所有者のために支払を行う。この支払は、ビジネス・トラストの課税所得をわずか又はゼロにするため等を目的とする。場合によっ

¹⁹⁵ Joint Committee On Internal Revenue Taxation・前掲注(28)pp.18 - 19.

¹⁹⁶ Richard A. Gordon・前掲注(30)p.118.

¹⁹⁷ United States Senate Permanent Subcommittee On Investigations Committee on Homeland Security and Governmental Affairs・前掲注(31)pp.113 - 387、本庄資・前掲注(31)1頁～5頁。

¹⁹⁸ Joint Committee On Taxation・前掲注(32)pp.4 - 39.

¹⁹⁹ Joint Committee On Taxation・前掲注(32)p.2.

ては、証券が名ばかりの価格で所有者の子供に売却される。プロモーターは、これによって遺産税がゼロになると主張するのである²⁰⁰。IRS のホームページでは濫用的信託スキームに該当するビジネス・トラストを次のように説明している。納税者が進行中の事業を信託に移転する。事業を信託に移転することにより、納税者は事業に対する支配を放棄するように見せかける。しかし、実際には納税者が支配する受託者又は他の事業体を通して、依然として日々の活動や事業の所得の流れを動かす。このようなアレンジメントには税の救済はない。裁判所は、経済的実質がないことやグラントラストである等の法概念の下、事業所得は納税者に対して課税されるとしてきている²⁰¹。

また、米国司法省の United State Attorney's Bulletin "IRS Reorganization and Tax Prosecutions" の Martin E. Needle, Dora S. Welsh and Beth Elfrey "Prosecution of Abuse Trust Cases" では、「it is important to recognize that not all trusts are abusive. Legal trusts are frequently used in estate planning, … No legal trust arrangement, however, reduces or eliminates…」と述べてられており、合法的な信託と合法ではない信託とを分けた上で、濫用的信託アレンジメントは合法ではないとしていることが伺える²⁰²。

筆者は、我が国が米国に倣い、私法上、事業の信託を導入した経緯を踏まえると、我が国が外国信託及びビジネス・トラストを利用した租税回避への対抗策を導入する際には、こうした米国の対応が参考となりうると考える。

第5節 本章の小括

本章をまとめると以下のようになる。

第2節では、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））及びみなし受益者課税（法第12条第2項）の趣旨を、我が国の国会議事録、政府税制調査会の資料、『平成19年版改正税法すべて』から探った。これらによると、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））の趣旨は、法人段階の課税が抜け落ちることを防止することであると考えられる。また、みなし受益者課税（法第12条第2項）の趣旨は受益者と同等の地位を有する者をみなし受益者として取り扱うこととしたと考えられる。法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））を利用した所得の国外移転及び留保を防止するという観点からの立法上の検討は不十分である。そのため、筆者は、みなし受益者課税（法第12条第2項）を法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））に優先して適用することはできないと考える。

第3節では、仮にみなし受益者課税（法第12条第2項）を優先適用した場合に、第2章第4節2.（2）の①②の想定事例ような、外国子会社合算税制の適用が困難な事例に対応することができるか否かを考察した。受益者である外国法人が事業の信託から生じた収益を他の法人へ貸し付けたりそのまま蓄積する。そして、これがあらかじめ決定されていたとすると、内国法人は「当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）」にあてはまらず、みなし受益者には該当しないと考えられる。よって、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））を利用した所得の国外移転及び留保を防止することは困難である。

第4節では、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））を利用した所得の国外移転及び留

²⁰⁰ IRS・前掲注(15)p.6.

²⁰¹ IRS・前掲注(35).

²⁰² Martin E. Needle, Dora S. Welsh and Beth Elfrey・前掲注(36)p.19.

保が租税回避にあたるか否かを考察した。所得の国外移転及び留保を防止するという立法上の観点からの検討が不十分である。法人課税信託（法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）を利用した取引は一連の取引である。法人課税信託（法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）は租税回避防止規定であるとみられる。これらのことを踏まえると、筆者は租税回避防止規定である法人課税信託（法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）を利用した一連の取引は租税回避であると考えられる。

そして、1976 年に米国議会は、外国信託を利用し米国の租税を免れる外国信託を利用する米国グラントーにグラントー・ルールを適用することを表明し、IRC679 条を制定した。さらに IRS は 1997 年に一定のビジネス・トラストを濫用的信託スキームとして、その利用者に民事、刑事の処罰が下ることもありうるとする Notice を発した。米国では、「法の意図」が重視されている。

第 4 章では、租税回避の防止策を検討するため、米国連邦税法の信託税制を具体的に紹介する。また、租税回避を執行上の確に把握できるかという観点もあるため、情報交換制度についても言及する。

第4章 法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ(2)）を利用した租税回避への対応策

第1節 本章の目的

本章の目的は、法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ(2)）を利用した国外への所得移転及び留保に対しては、米国連邦税法のグラントーラスト・ルールを参考とした制度を創設すべきであると提言することである。

第2節では、具体的に米国連邦税法の信託税制について述べる。さらに、米国連邦税法ではどのように信託に関する情報を収集しているかも紹介する。米国連邦税法の情報収集制度は、我が国の執行上、租税回避を的確に把握するためにも参考となるからである。

第3節では、国家間の情報交換制度について述べる。第165回国会衆議院法務委員会第5号(2006年10月27日)で、政府参考人(国税庁次長)は、「今回の信託法によっていろいろな種類の信託がさまざまな活用が図られるということになると承知しておりますが、その場合、意図的に信託を利用して租税回避を図ろうという者に対しては、これは自己信託であるか、あるいは受託者が委託者以外の第三者である信託であるかにかかわらず、国税当局としては、やはり資料をきちっと収集する。例えば不動産登記であるとか、いろいろなあらゆる機会を通じて有効な資料情報を収集するとか、それから支払い調書制度を活用する、こうしたことで、私どもとしては課税関係の有無の事実をとにかく追求していく、これが私どもの使命だと思っております²⁰³」と述べている。我が国で十分な情報収集ができない場合には、国家間の情報交換制度を用いて的確に租税回避の情報を把握する必要があると考える。

第4節では、本論文の結論として、法人課税信託（法法第2条第29号の2ハ(2)）を利用した租税回避に対しては、米国連邦税法のグラントーラスト・ルールを参考とした制度を創設すべきであると提言する。

第2節 米国連邦税法の信託税制

1. グラントーラスト以外のトラスト

「私法上の有効な信託は、分離した法的主体 (a separate legal entity) を創設する合法的なアレンジメントであり、このアレンジメントの当事者の義務、権限及び責任は州法と信託契約 (trust agreement) によって決まる。信託の組成により、資産の法的権原 (legal title) は受託者(a trustee) に無税で移転され、受託者は当該資産を受益者 (beneficiary) という他の者のために使用する責任を負い、受益者は実際に衡平法上の所有権 (コモンロー上の権原を除く) のすべての利益を有するものとされる。『信託』(a trust) という法的主体を創設する信託契約の当事者は、(i) 委託者、(ii) 受託者、(iii) 受益者及び (iv) 信託財産 (corpus) である。内国歳入庁 (IRS) は、多様な信託アレンジメントを『合法的な信託アレンジメント』(a legitimate trust arrangement) と認めている。

²⁰³ 第165回国会衆議院法務委員会第5号2006年10月27日・前掲注(48)。

合法的な信託アレンジメントは、遺産財団のプラン、慈善目的及び受益者のための資産保有などに利用されている。受託者は、『信託』を管理し、『信託財産』の法的権原を保有し、独立の『支配権』を行使する²⁰⁴。

2. 内国信託と外国信託の区分

「内国信託と外国信託の区分の基準は、(i)組成の場所や、(ii)組成の準拠法によらず、米国裁判所の監督権と『米国の者』の支配権が及ぶか否かによることとしている²⁰⁵。信託はIRC7701(a)(1)条により「者」に該当し²⁰⁶、IRC7701(a)(30)(E)条を満たすとき「米国の者」に該当する²⁰⁷。IRC7701(a)(30)(E)条は、「すべての信託 (any trust) (米国の裁判所が信託の管理に対し主たる監督権を行使することができ、かつ、一又は複数の『米国の者』が信託のすべての重要な決定を支配する権限を有する場合に限る) をいう²⁰⁸」と規定している。他方、外国信託は、IRC7701(a)(31)(B)条により、サブパラグラフ(30)(E)条以外のすべての信託が該当する²⁰⁹。

この内国信託と外国信託を分ける基準は、当初からあったものではない。「1996年小規模事業雇用保護法」により、現行法のように改正したが、その前におけるIRC7701(a)(31)条では、『外国信託』とは、国外源泉所得から、国内の営業又は事業の遂行と実質的に関連しない所得がサブタイト

²⁰⁴ 本庄資・前掲注(7)855頁～856頁、「A valid trust is a legal arrangement creating a separate legal entity. The duties, powers and responsibilities of the parties to this arrangement are determined by state statute and the trust agreement. To create a trust, legal title to property is conveyed to a trustee, who is then charged with the responsibility of using that property for the benefit of another person, called the beneficiary, who really has all the benefits of ownership, except for bare legal title. The IRS recognizes numerous types of legal trust arrangements, and they are commonly used for estate planning, charitable purposes, and holding of assets for beneficiaries. The trustee manages the trust, holds legal title to trust assets, and exercises independent control.」(IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes - Facts (section II) II. Basic Trust Taxation Rules”)。

²⁰⁵ 本庄資・前掲注(7)867頁。

²⁰⁶ IRC7701(a)(1) Person

The term “person” shall be construed to mean and include an individual, a trust, estate, partnership, association, company or corporation.

²⁰⁷ IRC7701(a)(30) United States person

The term “United States person” means—

(A) a citizen or resident of the United States,

(B) a domestic partnership

(C) a domestic corporation

(D) any estate (other than a foreign estate, within the meaning of paragraph(31)), and

(E) any trust if—

(i) a court within the United States is able to exercise primary supervision over the administration of the trust, and

(ii) one or more United States persons have the authority to control all substantial decisions of the trust.

²⁰⁸ 本庄資・前掲注(7)866頁～867頁。

²⁰⁹ (B) Foreign trust

The term “foreign trust” means any trust other than a trust described in subparagraph (E) of paragraph (30).

ル A により総所得に含まれない信託をいう²¹⁰」と規定されていた。また、1986 年の IFA “International Tax Treatment of Common Law Trusts” で、Harvey Dale は、信託の居住性について、信託の設立地、信託の管理地、受託者の主たる居住地及び設立者の居住地を含むいくつかの要因によって決定されてきたと述べている²¹¹。

3. 内国信託に対する課税

(1) 導管事業体として課税される信託

『信託』は、導管 (conduit) 型事業体とされ、原則として納税義務者とされるが、その課税所得を受益者に分配するとき、これを所得控除することが認められているので、『受益者』という名の他の信託や他の事業体に利益を分配することにより課税所得をゼロにすることができる²¹²。

IRC641(a)条により、遺産財団又は信託によって保有されるすべての資産の課税所得に適用される²¹³。IRC641(b)条により、遺産財団又は信託の課税所得は、このパートで別段の定めがある場合を除き、個人と同様の方法で計算されることとなる。

IRC651 条は、信託が導管として課税されることを規定している。「信託契約が所得の全部を当期に分配すべきことを規定し、かつ、一部の金額を支払い、別に恒久的に留保し、又は IRC642(c) (慈善等の目的のための控除) に規定する目的のために使用することを規定していないすべての信託について、当該信託の課税所得の計算上、当期の所得のうち当期に分配すべきこととされる金額を所得控除することが認められる (IRC651(a))。当期に分配されることとされる所得の金額が当期における信託の『分配可能な純所得』 (distributable net income) を超える場合には、所得控除は分配可能な純所得の金額に制限される (IRC651(b))²¹⁴」。

分配可能な純所得は、IRC643(a)条で規定されている。分配可能な純所得は、信託の課税所得で

²¹⁰ 本庄資・前掲注(7)868 頁。

²¹¹ 「Various rulings and cases in this area have established that the trust’s residence is determined by several factors, which include the situs of the trust’s creation, its place of administration, the trustee’s primary residence, and the Creator’s residence.」 (IFA, “International Tax Treatment of Common Law Trusts” , Vol.11b,p.47(1986))。

²¹² 本庄資・前掲注(7)856 頁。

²¹³ IRC641(a) Application of tax

The tax imposed by section 1(e) shall apply to the taxable income of estates or of any kind of property held in trust, including—

(1) income accumulated in trust for the benefit of unborn or unascertained persons or persons with contingent interests, and income accumulated or held for future distribution under the terms of the will or trust;

(2) income which is to be distributed currently by the fiduciary to the beneficiaries, and income collected by a guardian of an infant which is to be held or distributed as the court may direct;

(3) income received by estates of deceased persons during the period of administration or settlement of the estate; and

(4) income which, in the discretion of the fiduciary, may be either distributed to the beneficiaries or accumulated.

²¹⁴ 本庄資・前掲注(7)856 頁～857 頁、IRC651 : Deduction for trusts distributing current income only.

一定の修正を受けたものをいう²¹⁵。

IRC652 条は、信託から分配された所得が受益者の総所得に算入されることを規定している。IRC652(a)条では、「当期の所得のうち IRC651 により信託によって当期に分配されることとされる金額は、実際に分配されたか否かを問わず、当該所得が分配されることとされる受益者の総所得に算入されるものとする²¹⁶」と規定している。IRC652(b)条では、「IRC652(a)の金額は、受益者の段階でも信託の段階における性質と同じ性質をもつものとする²¹⁷」ことが規定されている。

(2) グランタートラスト

『グランタートラスト』は、委託者その他の所有者が信託の所得又は資産を支配し又は管理する権限を留保するすべての信託をいう。委託者が信託に対し一定の権限又はベネフィットを留保する場合、信託の所得については、信託でなく、委託者に課税される²¹⁸。

グランタートラストでは、IRC673 条の Reversionary interests²¹⁹、IRC674 条の Power to control beneficial enjoyment²²⁰、IRC675 条の Administrative powers²²¹、IRC676 条の Power to revoke²²²、IRC677 条の Income for benefit of grantor²²³、IRC678 条の Person other than grantor treated as

²¹⁵ IRC643(a) Distributable net income

For purposes of this part, the term “distributable net income” means, with respect to any taxable year, the taxable income of the estate or trust computed with the following modifications—

- (1) Deduction for distributions
- (2) Deduction for personal exemption
- (3) Capital gains and losses
- (4) Extraordinary dividends and taxable stock dividends
- (5) Tax-exempt interest
- (6) Income of foreign trust
- (7) Abusive transactions

²¹⁶ 本庄資・前掲注(7)857 頁。

²¹⁷ 本庄資・前掲注(7)857 頁。

²¹⁸ 本庄資・前掲注(7)858 頁、IRC671 : Trust income, deductions, and credits attributable to grantors and others as substantial owners

Where it is specified in this subpart that the grantor or another person shall be treated as the owner of any portion of a trust, there shall be included in computing the taxable income and credits of the grantor or the other person those items of income, deductions, and credits against tax of the trust which are attributable to that portion of the trust to the extent that such items would be taken into account under this chapter in computing taxable income or credits against the tax of an individual. Any remaining portion of the trust shall be subject to subparts A through D. No items of a trust shall be included in computing the taxable income and credits of the grantor or of any other person solely on the grounds of his dominion and control over the trust under section 61 (relating to definition of gross income) or any other provision of this title, except as specified in this subpart.

²¹⁹ IRC673 : Reversionary interests.

²²⁰ IRC674 : Power to control beneficial enjoyment.

²²¹ IRC675 : Administrative powers.

²²² IRC676 : Power to revoke.

²²³ IRC677 : Income for benefit of grantor.

substantial owner²²⁴の規定がある。

4. 外国信託に対する課税

「米国の納税者が『外国信託』(a foreign trust)を組成し、これを通じて利益を得る場合は、米国の財産が無税で外国の受託者に譲渡されるうえ、その信託財産から生じる利益(米国源泉所得と国外源泉所得)についても捕捉が困難になり、課税も困難になる。そこで、このような信託アレンジメントを一定の条件の下で課税上無効とするに等しい取扱いを定めている。すなわち、米国納税者が資産を譲渡する外国信託は、一人以上の米国受益者を有する場合には、『グラントートラスト』(a grantor trust)として取り扱われる。このような場合、外国信託が稼得する所得は、グラントートラスト・ルールにより、信託ではなく、委託者に対して課税されることとし、課税上分離した納税義務の主体と認識されず、信託所得はこれが他の当事者に分配されるか否かにかかわらず、委託者に課税されることとされる²²⁵」。

IRC679(a)条では、例外規定が適用される場合を除き、資産の移転者が所有者として取り扱われる場合を規定している。IRC679(a)(1)条は、原則として、「外国信託(IRC6048(a)(3)(B)(ii)に規定する信託を除く)に資産を直接・間接に移転する『米国の者』(a U.S person)は、当期に当該信託のいかなる部分であろうとその米国受益者が存在する場合、当期に当該資産の当該資産に帰せられる部分の所有者として取り扱われるものとする²²⁶」と規定している。米国受益者として取り扱われる信託及び移転については、各々Reg.1.679-2、Reg.1.679-3で詳細に規定している²²⁷。

IRC679(a)(2)条は、IRC679(a)(1)条の例外を規定している。移転者の死亡により移転した場合(IRC679(a)(2)(A))、現金以外の財産の移転につき公正な市場価値で移転した場合(IRC679(a)(2)(B))は、IRC679(a)(1)条が適用されない。Reg.1.679-4(b)(1)では、信託から受け取った財産、信託から与えられるサービス、又は信託の財産を使用する権利の価格の限度において公正な市場価値でなされた移転に限定している。信託財産の使用又は信託から与えられるサービスのために、信託へ支払われる貸借料、使用料、利子及び補償は、独立企業間価格を反映した公正な市場価値に限定される。たとえば、米国市民が公正な市場価値1000Xである財産を外国信託に移転し、移転と引換えに600Xの現金を受け取った場合、Reg.1.679-1(外国信託の所有者として取り扱われる米国移転者)の規定は、外国信託へ移転した400X(1000X-600X)に関して適用される²²⁸。

²²⁴ IRC678 : Person other than grantor treated as substantial owner.

²²⁵ 本庄資・前掲注(7)858頁。

²²⁶ 本庄資・前掲注(7)858頁。

²²⁷ 本庄資・前掲注(7)871頁～876頁。

²²⁸ Reg.1.679-4 : Exceptions to general rule.

(b) Transfers for fair market value (1) In general

For purposes of this section, a transfer is for fair market value only to the extent of the value of property received from the trust, services rendered by the trust, or the right to use property of the trust. For example, rents, royalties, interest, and compensation paid to a trust are transfers for fair market value only to the extent that the payments reflect an arm's length price for the use of the property of, or for the services rendered by, the trust. ... Example. A, a U.S citizen, transfers property that has a fair market value of 1000X to FT, a foreign trust, in exchange for 600X of cash. Under this paragraph (b), § 1.679-1 applies with respect to the transfer of 400X (1000X less 600X) to FT.

ただし、一定の債務についてはこの例外規定が適用されない (IRC679(a)(3))。Reg.1.679-4(c)では、外国信託の関係者 (Reg.1.679-1(c)(5)に規定する関係者) である米国移転者によってなされた移転が公正な市場価値であるかどうかを決定する際には、信託又は関係者 (Reg.1.679-1(c)(5)に規定する関係者) の債務のうち適格債務 (Reg.1.679-1(d)(1)で規定される債務) に該当しないいかなる債務 (Reg.1.679-1(c)(6)で規定される債務) は考慮されないことを規定している²²⁹。

IRC679(c)条では、米国受益者を有する信託として取り扱われる場合を規定している。「(A)信託契約により、信託の所得又は信託財産のいかなる部分も『米国の者』に又は『米国の者』のために支払われ又は蓄積されず、かつ、(B)当該信託が当期に終了する場合、当該信託の所得又は当該信託の信託財産のいかなる部分も『米国の者』に又は『米国の者』のために支払われない場合²³⁰」を除き、信託は課税年度に米国受益者を有する信託として扱われる (IRC679(c)(1))。この場合、一定の外国法人、外国パートナーシップ、外国信託若しくは外国遺産財団に支払われ又は蓄積される場合は、米国の者に又は米国の者のために支払われ又は蓄積されるものとして扱われる (IRC679(c)(2))。

その他の規定としては、外国委託者が、後に米国の者になった場合の特別規定 (IRC679(a)(4))、米国市民又は米国居住者が、外国信託ではない信託に財産を移転した後、当該信託が外国信託になった場合の規定 (IRC679(a)(5))、米国受益者を有する外国信託であるという推定を受ける場合の規定 (IRC679(d))、財務省規則を制定する権限を財務長官に与える規定 (IRC679(e)) 等がある。

5. ビジネス・トラストへの課税

ビジネス・トラストに対する課税は次のようになっている。「米国では、パートナーシップと信託を峻別する内国歳入法典において、原則として『信託』が営業又は事業を行うことを許さない。財務省規則は、委託者、受益者又は受託者が事業の運営又は日常の管理に実質的に参加している場合、営業又は事業を運営する信託は、信託でなく、『法人又はパートナーシップ』として取り扱われると規定している。委託者が信託の『支配権』を維持する場合、グラントーラスト・ルールが適用され、当該事業の所得及び費用は当該委託者に直接帰属する。委託者が信託の実質的所有者と考えられ、信託財産の利益又は信託の所得を享受する場合、この委託者は所有者として取り扱われるので、信託によって生じる所得に課税される²³¹」。

²²⁹ Reg.1.679-4 : Exceptions to general rule.

(c) Certain obligations not taken into account. Solely for purposes of this section, in determining whether a transfer by a U.S. transferor that is a related person (as defined in § 1.679-1(c)(5)) with respect to the foreign trust is for fair market value, any obligation (as defined § 1.679-1(c)(6)) of the trust or a related person (as defined in § 1.679-1(c)(5)) that is not a qualified obligation within the meaning of paragraph (d)(1) of this section shall not be taken into account.

²³⁰ 本庄資・前掲注(7)858頁。

²³¹ 本庄資・前掲注(8)920頁、Reg.301.7701 - 4(b)Business trusts、「The term “business trust” is not used in the Internal Revenue Code. The regulations require that trusts operating a trade or business be treated as a corporation, partnership, or sole proprietorship, if the grantor, beneficiary or fiduciary materially participates in the operations or daily management of the business. If the grantor maintains control of the trust, then grantor trust rules will apply. Otherwise, the trust would be treated as a simple or complex trust, depending on the trust instrument.」(IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes - Special Types of Trusts”).

6. 濫用的信託アレンジメント

IRS は、納税者が濫用的信託アレンジメントを用いることに対して警告している。濫用的信託アレンジメントでは、大抵、資産や所得の真実の所有を隠し、取引の実質を偽装するために信託が用いられる。これらのスキームでは、まるで合法的な信託の場合と同様に、所有という利益から生じる独立した責任と支配という外観を与える。しかし、実際は、納税者が支配しているのである。これらのアレンジメントでは複数の信託が用いられる。複数の信託は階層化され、各信託は次の信託に所得を分配する。最終的な目標は、嵩上げた又は存在しない控除を利用して、納税者の課税所得をほんのわずかな金額まで減少させることである。濫用的信託アレンジメントを使用した納税者又はプロモーターは、民事上、刑事上の処罰を受ける場合もある²³²。

また、米国の最高裁判所は、形式より実質を重視する実質主義の判例原則を用いて、濫用的信託スキームを防止してきている。この判例原則によってビジネス・トラストや外国信託を利用した信託スキームを防ぐことができた事件がある²³³。

以下で、濫用的内国信託スキームと濫用的外国信託スキームについて説明する。

(1) 濫用的内国信託スキーム

IRS は、濫用的内国信託スキームとして、ビジネス・トラスト、設備・サービス信託、家族居住信託、慈善信託、資産保護信託をあげている²³⁴。これらの信託について、IRS は、Notice 97 - 24 において、納税者に対して連邦税法上許されない方法によって連邦税を減少又は削減する一定の信

²³² 「Abusive trust arrangements often use trusts to hide the true ownership of assets and income or to disguise the substantial of transactions. Although these schemes give the appearance of separating responsibility and control from the benefits of ownership, as would be the case with legitimate trusts, the taxpayer in fact controls them. These arrangements frequently involve more than one trust, each holding different assets of the taxpayer (the taxpayer's business, equipment, home, automobile, etc.), as well as interests in other trusts. The trusts are vertically layered, with each trust distributing income to the next layer. Funds may flow from one trust to another trust by way of rental agreements, fees for services, purchase and sale agreements, and distributions. The goal is to use inflated or nonexistent deductions to reduce taxable income to nominal amounts. ...Taxpayers should be aware that abusive trust arrangements will not produce the tax benefits advertised by their promoters and that the IRS is actively examining these types of trust arrangements. Furthermore, in appropriate circumstances, taxpayers and/or the promoters of these trust arrangements may be subject to civil and/or criminal penalties.」 (IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes - Facts (section I) . I .Background”)

²³³ 「The Supreme Court of the United States has consistently stated that the substance rather than the form of a transaction is controlling for tax purposes. ...Zmuda v. Commissioner, 731 F.2d 1417 (9th Cir. 1984) - The income and assets of the business trust, the equipment in the equipment trust, the residence in the family residence trust, and the assets in the foreign trust were all determined to belong directly to the owner.」 (IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes - Law and Arguments (section I) I . Law and Arguments”)

²³⁴ IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes - Facts (section III) III.Abusive Domestic Trust Schemes”。

託のアレンジメントについて警告をし、これらの信託アレンジメントを使用した納税者、プロモーターは民事上、刑事上の処罰を受ける可能性があることを伝えている²³⁵。

(2) 濫用的外国信託スキーム

IRS は、資産管理会社、ビジネス・トラスト、外国信託 1、外国信託 2、資産保護信託をパッケージとしたスキームを濫用的外国信託スキームとして警告している。濫用的外国信託スキームは、大抵、外国で組成される。その外国では、信託に対してほとんど又は全く課税せず、さらに金融秘密を提供する。これらの国は、“タックス・ヘイブン”と呼ばれる国であり、米国の管轄外にあるところである。典型的には、濫用的外国信託アレンジメントでは、無税を意図した上で、課税対象となる資金が、究極的にオリジナルの所有者に分配されるか利用されるまで、複数の信託や事業体を流れる。実際には、これらのアレンジメントから生じる所得は完全に課税対象となる²³⁶。

7. 報告すべき取引

「米国雇用創出法 (American Jobs Creation Act of 2004:AJCA, P.L.108-357) は、内国歳入法典における『タックス・シェルターの登録』 (Registration of Tax Shelter) の規定 (IRC6111) および『濫用的タックス・シェルターのオルガナイザーおよび販売者の投資家リスト保存義務』の規定 (IRC6112) を改正し、それぞれ『報告すべき取引の開示』 (Disclosure of reportable Transactions) と『報告すべき取引の重要アドバイザーの被助言者等リスト保存義務』の規定を置いた。…『報告すべき取引』とは、IRC6111 により委任された財務省規則の規定に従い、財務長官が租税回避または脱税の潜在的な可能性があると判断する種類の取引であるという理由で、申告書または計算書類にこれに関する情報を記載しなければならないすべての取引をいい (IRC6707A(c)(1))、このうち、IRC6111 の適用上、財務長官が特に租税回避取引 (a tax avoidance transaction) として特定した取引と同一または実質的に類似の報告すべき取引を『指定取引』 (Listed Transaction) という (IRC6707A(c)(2))²³⁷」。

8. 信託に関する様式

本庄資教授は、「米国では税法の執行を担当する税務行政がその使命を効率的に運営できるよう税法において税務行政支援手続を整備している。IRS コンプライアンス戦略は、納税者サービス (taxpayer service) と法執行 (law enforcement) 活動の均衡であるが、IRS の法執行の『効率』

²³⁵ IRS・前掲注(15)pp.6 - 7.

²³⁶ 「Abusive foreign trusts are often formed in foreign countries that impose little or no tax on trusts and also provide financial secrecy. These are usually “tax haven” countries, supposedly outside the jurisdiction of the U.S. Typically, abusive foreign trust arrangements enable taxable funds to flow through several trusts or entities until the funds ultimately are distributed or made available to the original owner, purportedly tax-free. In actuality, the income from these arrangements is fully taxable.」 (IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes - Facts (section IV) IV.Abusive Foreign Trust Schemes”)、本庄資・前掲注(21)405 頁以下。

²³⁷ 本庄資・前掲注(20)391 頁～392 頁。

(efficiency)を支えるのは必要情報である。…税務当局の基礎的情報源は、税務申告 (tax returns) である。税務執行に不可欠な情報が申告 (Return) 段階で豊富に入手できるように大企業の M3 などの IRS 様式を設計している²³⁸」と述べている。

以下では、米国の様式のうち信託に関するものをいくつかとりあげる。

(1) Form1041 (U.S. Income Tax Return for Estate and Trusts)

Form1041 は、遺産財団、信託、破産財団の申告に用いる。Form1041 を用いて、①財団又は信託の所得、控除、収益、費用、②受益者に対して、蓄積され又は将来の分配のために保持され若しくは現在分配される所得、③財団又は信託のすべての所得の納税義務等を申告する²³⁹。どのタイプのもを申告するのかを、A の欄で、Decedent's estate、Simple trust、Complex trust、ESBT、Grantor type trust 等、該当するものにチェックをする²⁴⁰。また、IRS は手引書にて、濫用的信託アレンジメントについての警告も行っている²⁴¹。

(2) Form1040NR (U.S. Nonresident Alien Income Tax Return)

Form1040NR を用いて申告する者は、①米国で事業又は営業に従事していた非居住外国人、②米国で事業又は営業に従事していない非居住外国人で一定の非居住外国人、③Form1040NR を申告しなければならない財団又は信託を代表する者等である²⁴²。非居住外国財団 (nonresident alien estate) 又は外国信託にも適用される²⁴³。

(3) Form3520 (Annual Return To Report Transactions With Foreign Trusts and Receipt Certain Foreign Gifts)

Form3520 は、①外国信託との一定の取引、②IRC671 条から IRC679 条に規定されている外国信託の所有、③一定の外国の者からの一定規模の贈与又は遺贈、について申告するために用いる²⁴⁴。申告者は、①課税年度中に生じた報告する出来事に対して報告すべき義務を負う関係者等、②米国の者で、IRC671 条から IRC679 条に規定されている外国信託につき、課税年度中当該外国信託の信託財産のいかなる部分の所有者、③米国の者で、課税年度中に直接又は間接に外国信託から分配を受ける者等、④米国の者で、非居住外国人、外国法人、外国パートナーシップ等から一定金額超

²³⁸ 本庄資・前掲注(81)1 頁～2 頁。

²³⁹ IRS・前掲注(82)。

²⁴⁰ IRS・前掲注(82)。

²⁴¹ IRS, “Instructions for Form 1041 and Schedules A,B,G,J and K-1 U.S Income Tax Return for Estates and Trusts” , p.2(2012).

²⁴² IRS, “Instructions for Form 1040NR U.S. Nonresident Alien Income Tax Return” , pp.3 - 4(2013).

²⁴³ IRS・前掲注(242)p.4.

²⁴⁴ IRS, “Instructions for Form 3520 Annual Return To Report Transactions With Foreign Trusts and Receipt of Certain Foreign Gifts” , p.1(2013).

を贈与又は遺贈として受け取る者、である²⁴⁵。

たとえば、課税年度中に直接又は間接に外国信託に現金又は他の財産を移転した米国の者は、①信託の設立者の名称、②信託が設立された国のコード、③準拠法の国のコード、④米国移転者又は外国信託以外で、財産の移転後に移転された財産の所有者として取り扱われる者がいるか否か、⑤米国移転者が財産の移転後も移転された財産の所有者として引き続き取り扱われるか否か等を記載する²⁴⁶。

(4) Form3520-A (Annual Information Return of Foreign Trust With a U.S Owner)

Form3520-Aは、少なくとも1以上の米国所有者をとまなう外国信託の年間の情報を申告するために用いられる。このFormは、外国信託、外国信託の米国受益者、外国信託のいかなる部分の所有者として取り扱われる米国の者の情報を提供する。米国所有者がIRC6048(b)で要求されている申告義務を満たすため、米国所有者をとまなう外国信託がFormを提出する²⁴⁷。

(5) Form8886 (Reportable Transaction Disclosure Statement)

Form8886は、納税義務者が参加した取引で、報告すべき取引を開示するために用いる。個人、信託、パートナーシップ、S法人、他の法人等の納税義務者がForm8886を提出する。指定取引を含む取引が報告すべき取引である。指定取引は、租税回避取引とした取引と同様の取引又は実質的に同様の取引である²⁴⁸。指定取引として34の取引があげられており、その中に信託を利用した取引も含まれている²⁴⁹。Form8886では、取引から生じるTax Benefitを具体的に記載する²⁵⁰。

第3節 国家間の情報交換に基づく情報の入手

第165回国会衆議院法務委員会第5号(2006年10月27日)では、政府参考人(国税庁次長)は、信託に関し、課税関係の有無の事実を追求するため、あらゆる機会を通じて情報収集するという趣旨の発言をした²⁵¹。国家間の情報交換は、資料収集するための有効な手段となりうる。国税庁は、「平成25年5月、オーストラリア国税庁から、同庁が入手したオフショア(いわゆるタックスヘイブン国・地域等)に所在する事業体(法人・信託等)に関する大量の情報のうち、我が国の納税者に関連すると見込まれる情報の提供を受けました²⁵²」と述べており、実際に信託に関しても情報交換が行われている。

²⁴⁵ IRS・前掲注(244)p.1

²⁴⁶ IRS・前掲注(84).

²⁴⁷ IRS, “Instructions for Form 3520-A Annual Information Return of Foreign Trust With a U.S. Owner” (2013).

²⁴⁸ IRS, “Instruction for Form 8886 Reportable Transaction Disclosure Statement”, p.1(Rev. March 2011).

²⁴⁹ IRS, “Recognized abusive and Listed Transactions”。

²⁵⁰ IRS・前掲注(87)。

²⁵¹ 第165回国会衆議院法務委員会第5号2006年10月27日・前掲注(48)。

²⁵² 国税庁2013年5月・前掲注(88)。

事業の信託では、信託関係者が国外に所在する場合もありうる。たとえば、第2章第4節2.(2)の想定事例は、受託者及び受益者が外国法人となる場合であった。もし、我が国で十分な資料が得られなければ、課税関係の有無の事実を把握するために、外国との情報交換によって情報を収集する必要がある。

以下では、国家間の情報交換についていくつかの方法を述べる。以下で掲げる情報交換の手段は、2013年のIFA年次総会“Exchange of information and cross-border cooperation between tax authorities”でも述べられているところである²⁵³。

1. 租税条約

OECDモデル租税条約第26条は情報交換について規定している²⁵⁴。国税庁「平成24年度における租税条約等に基づく情報交換実績の概要」では、要請に基づく情報交換、自動的情報交換、自発的情報交換を次のように説明している。

要請に基づく情報交換は、個別の納税者に対する調査等において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、条約等締結相手国・地域の税務当局に必要な情報の収集・提供を要請するものである。海外の法人等との取引の内容や海外金融機関との取引の内容等国際的な取引の実態や海外資産の保有・運用の状況を解明する有効な手段である。

自動的情報交換は、法定調書等から把握した非居住者への支払等（配当、不動産所得、無形資産の使用料、給与・報酬、キャピタルゲイン等）に関する情報を、支払国の税務当局から受領国の税務当局へ一括して送付する。外国税務当局から自動的情報交換により提供を受けた利子・配当等に関する情報を申告内容と照合し、海外投資所得や国外財産等について内容を確認する必要があると認められた場合には、税務調査を行うなど、効果的に活用している。

自発的情報交換は、たとえば、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供する²⁵⁵。

猪野茂氏は、「情報交換の形態としては、レターや書類・データなどばかりでなく、合同調査や海外税務当局による調査への参加、調査官の交換や派遣、あるいは税務担当官の駐在などによるものがある。また、交換される情報についても、単に課税情報のみならず、特定の業種別情報や租税回避スキームなどの情報等、多岐にわたる²⁵⁶」と述べている。

また、居波邦泰税務大学校研究部教育官は、『「同時調査」は、調査への参加国が自国の領域内で同時に税務調査を行うことで、取得した関連情報を相互に交換するものである。『合同調査』は同一の又は関連する納税者への税務調査を2カ国以上の税務当局がチームを組成して調査を行うものである。現在、日本がアジアを中心に行っている『情報交換出張』では、日本の調査担当者自らが相手国に出張し、当該国の調査官に要請内容を説明することによって、相手国の調査官が日本の税務

²⁵³ IFA・前掲注(89)pp.21-30。

²⁵⁴ OECD, “UPDATE TO ARTICLE OF THE OECD MODEL TAX CONVENTION AND ITS COMMENTARY”, (2012).

²⁵⁵ 国税庁2013年11月「平成24年度における租税条約等に基づく情報交換実績の概要」3頁～5頁。

²⁵⁶ 猪野茂「租税条約に基づく情報交換制度の現状と課題」本庄資編著『租税条約の理論実務』81頁（清文社、2008）。

調査官に代わって調査することになる。これは、要請に基づく情報交換を端緒として相手国との『連携調査』を展開しているものである。結果として、『連携調査』によって得られた追徴税額は、日本に帰属する部分と相手国に帰属する部分に按分されることになる。したがって、『情報交換出張』による『連携調査』は、広義での『合同調査』であると考えられる。その意味では、日本は既に『合同調査』への参加をしていると言うことができるものとする²⁵⁷と述べている。

2. 租税情報交換協定

「OECD 実効性ある情報交換作業部会は、『租税情報交換協定 (Tax Information Exchange Agreement : TIEA) モデル協定』を策定し、2002 年 4 月に公表した。このモデル協定の目的は、情報交換を通じて租税問題に関する国際協力を推進することである²⁵⁸」。

3. 税務行政執行共助条約

税務行政執行共助条約では、締約国間において、租税に関する情報を相互に交換することができる情報交換、租税の滞納者の資産が他の締約国にある場合他の締約国にその租税の徴収を依頼することができる徴収共助、租税に関する文書の名宛人が他の締約国にいる場合他の締約国にその文書の送達を依頼することができる送達共助がある²⁵⁹。

財務省は、「本条約の締約国間で、租税に関する様々な行政支援（情報交換、徴収共助、送達共助）を相互に行うことを規定しています。本条約を締結することにより、本条約を締結している多くの国の税務当局との協力を通じ、国際的な脱税及び租税回避行為に適切に対処していくことが可能になります²⁶⁰」と説明している。

4. 国際タックスシェルター情報センター²⁶¹

JITSIC（国際タックスシェルター情報センター）ワシントンは、米国、英国、オーストラリア、カナダの税務当局により、国際的租税回避スキームの解明を目的として、2004 年に設立された。そして、我が国、米国、英国、オーストラリア、カナダの税務当局の長官は、2007 年秋に英国のロンドンに JITSIC を開設することに合意した。これは、米国の JITSIC ワシントンに次ぐ 2 番目の JITSIC である。

JITSIC では、参加国の代表者により、国際的租税回避スキームについての情報交換が行われる。これにより、スキームの全貌が速やかに解明されるとともに、当該スキームの販売仲介者や顧客に

²⁵⁷ 居波邦泰「IFA 日本支部総会 2013 年 IFA コペンハーゲン大会 ブランチレポート準備状況報告 議題 2『情報交換と税務当局間の国境を超えた協力：(Exchange of Information and Cross Border Cooperation between Tax Authorities)』」21 頁 (IFA 日本支部、2012)。

²⁵⁸ 本庄資「OECD モデル TIEA の生成とその影響」本庄資編『国際課税の理論と実務 73 の重要課題』144 頁 (大蔵財務協会、2011)。

²⁵⁹ 財務省 2011 年 11 月「税務行政執行共助条約のポイント」。

²⁶⁰ 財務省 2011 年 11 月「税務行政執行共助条約に署名しました」。

²⁶¹ 国税庁 2007 年 5 月「JITSIC ロンドンの開設と当庁の参加について」。

関する情報の活用が容易になること等が期待されている。

5. 外国口座税務コンプライアンス法

本庄資教授は、「2010年に制定された外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act：FATCA）は、外国口座に投資を保有する『米国の者』（U.S. Persons）の脱税と戦う米国の努力を示すものである。FATCAにより、外国に金融資産を保有する米国の納税者は、これらの資産をIRSに報告しなければならない。FATCAは、次のとおり、外国金融機関が(i)米国納税者が保有する金融口座または(ii)米国納税者が実質的な持分を保有する外国事業体が保有する金融口座について一定の情報をIRSに直接報告することを要求する²⁶²」と述べている。

国税庁は「国際的な税務コンプライアンスの向上の及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」を出した。

声明によると、FATCAの対象となる我が国の金融機関は、信託に関しては、信託を支配する実質的な支配者を追求し、IRSに情報を提供しなければならないことになる。声明の定義規定によると、「(cc)『事業体』とは、法人もしくは信託などの法的取決めをいう²⁶³」、「(gg)『支配者』とは、事業体の支配を行う自然人をいう。信託の場合、『支配者』とは、委託者、受託者、(存在すれば)保管人、受益者又は受益者団体、その他、信託に対し終局的な実効的支配を行う自然人をいい、信託以外の法的取決めの場合、これらの者と同等又は類似の地位にある者をいう。『支配者』は、金融活動作業部会の勧告と整合的に解釈される²⁶⁴」となっている。

第4節 提言

1. 立法趣旨の明確化

我が国のみなし受益者課税（法第12条第2項）及び法人課税信託（法第2条第29号の2ハ(2)）の問題点は、国外への所得移転及び留保という観点から十分に検討されていないことである。第3章第4節3.で述べたように、米国は、1976年に外国信託を利用した所得の国外留保に対しては、立法趣旨を明確にした上で対応した。筆者は、米国の対応を見倣い我が国でも立法の趣旨を明確にする必要があると考える。

2. 米国のグラントラスト・ルールを参考とした立法の制定

我が国では所得の帰属に関して学説が分かれている状態である。本庄資教授は、「国際課税の基礎用語（第10回）『所得帰属』（income attribution）概念」税研137号(2008)において、「日本の税法では、『ある者への所得の帰属』（income attribution to a person）について明確な規定がなく、法解釈学においても、法律的帰属説と経済的帰属説が対立したまま、決着がつかない状態にあ

²⁶² 本庄資・前掲注(81)15頁。

²⁶³ 国税庁2013年6月「国際的な税務コンプライアンスの向上の及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明（仮訳）」6頁。

²⁶⁴ 国税庁2013年6月・前掲注(263)6頁。

る。…適法源泉所得について、法的権原による所得の享受者を『名義人でなく、実質的享受者』にこの所得を帰属させることについては異論がないとしても、『実質的享受者』の判定基準について、なお、『法的実質』の帰属に限るか、『経済的実質』の帰属を追及させるかを定めることが必要になる。この段階では、租税理論で終始するのではなく、税法の執行可能性、税務行政の効率性を考慮に入れた政策的見地と納税者に法的安定性を与える見地から判定基準を設定することが必要になる²⁶⁵」と述べている。

金子宏教授は、「文理的には、どちらの解釈も可能である。しかし、経済的帰属説をとると、所得の分割ないし移転を認めることになりやすいのみでなく、納税者からの立場からは、法的安定性が害されるという批判がありうるし、税務行政の見地からは、経済的に帰属を決定することは、實際上多くの困難を伴う、という批判がありうる。その意味で、法律的帰属説が妥当である²⁶⁶」と、清永敬次教授は、「実質所得者課税の原則の規定から、経済的実質主義のような見解を導き出すことが全く不可能であるとはいえない。しかし、経済的な成果は通常法律上の関係によってその帰属者が決ってくるのであるから、法律上の関係をはなれて経済的な帰属が存するとされる場合が仮にあるとしても、それは限られた場合であろう。そして、それは、特にそう考えなければ課税上著しく不都合を生ずる、すなわち担税力を欠く者に課税する結果となるというような場合でなければならぬと思われる。さもなければ、法律上の関係をはなれて経済上の帰属を考えるといても、経済的帰属の存在を肯定するための基準は必ずしも明らかでなく、納税義務者の地位をいたずらに不安定なものにするだけになると思われるからである²⁶⁷」と述べている。これらの見解は、法律的帰属説に立っているものと考えられる。

他方、田中二郎教授は、「租税の公平負担という見地からすれば、課税の対象となる課税物件の実現及び帰属に関し、その形式又は名義に囚われることなく、その経済的実質に着目し、現実に担税力を有するものと認められる者に対して課税するのが当然の原則でなければならない²⁶⁸」と、居波邦泰税務大学校研究部教育官は、「私見としては、文理的に経済的帰属説が妥当ではないかと思われる²⁶⁹」と述べている。これらの見解は、経済的帰属説に立っているものと考えられる。

筆者は、我が国において、法人課税信託（法第2条第29号の2ハ（2））を利用した租税回避を防止するためには、経済的実質を追求し、新たに立法を創設する方法が有効であると考えている。米国ではIRC679条を制定している。また、判例原則である経済的実質主義を法定している。コモン・ローの国家である米国でも立法によって防止しようと努めていることを踏まえれば、成文法である我が国でも新たな立法を制定することが望ましいと考える。

この租税回避を防止するためには、筆者は、我が国で、米国のグラント・トラスト・ルールを参考とする制度を制定することが賢明であると考えている。特に、租税回避の防止ためには、IRC679条の資産の移転者が所有者として取り扱われる場合の規定が有効であると考えている。

第3章第3節で述べたように、筆者は、我が国のみなし受益者課税（法第12条第2項）では対抗できないのではないかと考えている。法人税法第12条第2項では「信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給

²⁶⁵ 本庄資・前掲注(72)14頁。

²⁶⁶ 金子宏・前掲注(6)165頁～166頁。

²⁶⁷ 清永敬次・前掲注(40)72頁。

²⁶⁸ 田中二郎・前掲注(75)89頁。

²⁶⁹ 居波邦泰・前掲注(76)544頁。

付を受けることとされている者（受益者を除く。）」をみなし受益者としている。委託者が当該信託財産の給付を受けることとされていないならば、みなし受益者課税を適用して、租税回避を防止することは困難である。

他方、IRC679 条では、直接又は間接に財産を移転する者が所有者となりうるとしている。この点が我が国と異なるところである。我が国では、事業の信託が国外への所得移転及び留保という租税回避のために利用される場合、経済的実質に着目し財産の移転者に所得を帰属させる規定が必要であるとする²⁷⁰。

ただし、我が国に米国のグラントラスト・ルールを導入する際には、筆者は、我が国に合うように調整する必要があると考える。IRC679 条では、一定の資産負債の移転は IRC679 条の適用がない等の規定があるからである。また、成文法である我が国とは異なり、米国は、実質主義の判例原則を用いて濫用的信託スキームを防止し、さらにグラントラスト・ルールを用いて防止することができるからである。

また、第 4 章第 2 節 7. で述べた「報告すべき取引」及び第 4 章第 2 節 8. で述べた米国の様式のように、米国では外国信託の情報をより多く掴まえようとしている。我が国もグラントラスト・ルールを参考とした規定を導入するときには、米国の様式が参考となる。さらに、我が国の国内的に情報収集ができない場合は、情報保護の点に留意しながら国家間の情報交換制度を利用することが必要であるとする。

以上これらのことを考慮すると、筆者は、法人課税信託（法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）を利用した所得の移転及び留保を防止するために、我が国は米国のグラントラスト・ルールを参考とし我が国に合った規定を設けるべきことを提言する。

²⁷⁰ 本論文で筆者は、外国法人が委託者となり法人課税信託（法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）を利用できると解釈した。また、筆者は、定義規定で齟齬が生じるため、租税法上法人課税信託（法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）において委託者の地位の移転が認められているのか否かの判断がつかないと述べた。仮に、法人課税信託（法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）において、外国法人が委託者となることができ、委託者の地位の移転も認められているという立場に立つと、米国のグラントラスト・ルールは有力な租税回避防止規定となると考えられる。法人課税信託（法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）において、内国法人（財産の移転者）から外国法人へ受益権とともに委託者の地位が移転された場合で、租税回避を防止しようとするとき、単に新信託法の「委託者」に所得を帰属させたとしても、新信託法上の「委託者」である外国法人に所得を帰属させることになる。内国法人に所得を帰属させようとするならば、単に新信託法上の「委託者」に所得を帰属させるのではなく、米国のグラントラスト・ルールのように「財産の移転者」に所得を帰属させる必要があると考える。

おわりに

本論文において、筆者は、法人課税信託（法法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）を利用した租税回避を防止する立場で研究した。

第 1 章では、我が国の新信託法の規定、我が国の法人税法における信託に対する課税、外国子会社合算税制の規定を紹介した。新信託法は利用者の創意工夫を最大限に活かすべく制定されており、柔軟性が高いものとなっている。特に、本論文で取り扱った事業の信託は米国のビジネス・トラストを参考としており、我が国の経済発展に資するものと期待されているものである。この柔軟性の高い新信託法に対応して、租税回避防止規定を含むいくつもの規定が創設された。法人税法では、事業の信託に関し、一定の事業の信託を法人課税信託とした。外国子会社合算税制に関して本論文で関係する規定である外国子会社配当益金不算入の規定にともなう改正、適用除外、資産性所得の合算の制度を紹介した。

第 2 章では、法人課税信託（法法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）の問題点をあげた。外国法人が委託者となり得るか否か、委託者の地位の移転は可能であるか否か、外国子会社合算税制の適用関係はどうか、法人課税信託（法法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）とみなし受益者課税（法法第 12 条第 2 項）の優先適用順位はどうかという点を考察した。明文の規定で除外される法人に外国法人は含まれていないが、明文の規定で外国法人が委託者となることのできるという規定もない。外国法人が委託者となることのできるか否かの明文の規定が必要となる。委託者の地位の移転に関しては、租税法上明文の規定がないため、租税法で認められているのか否かの判断ができなかった。外国子会社合算税制に関しては、想定事例を用いて、法人課税信託（法法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）を利用した所得の国外移転及び留保に対しては適切に対応できていないと考えられることを示した。想定事例では米国連邦税法で濫用的信託スキームとされたビジネス・トラストを参考とした。法人課税信託（法法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）とみなし受益者課税（法法第 12 条第 2 項）の優先適用順位に関し、所得の国外移転及び留保を防止するためには、その優先順位は場合によることを示した。

第 3 章では、法人課税信託（法法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）とみなし受益者課税（法法第 12 条第 2 項）の趣旨を探った。両規定とも、所得の国外移転及び留保という観点からの立法上の検討が不十分であることを明らかにした。また、第 2 章での想定事例を通して、みなし受益者課税（法法第 12 条第 2 項）を優先適用しても、法人課税信託（法法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）を利用した所得の国外移転及び留保を防止することが困難であることを示した。これを租税回避として捉えて、租税回避防止規定を設ける必要があることを述べた。そして、米国議会が 1976 年に外国信託を利用した米国租税の回避に対して立法上の検討を行っていること、1997 年に IRS が一定のビジネス・トラストを濫用的信託スキームとしたことを紹介した。

第 4 章では、法人課税信託（法法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）を利用した租税回避の防止策を提言した。具体的に、米国連邦税法の信託税制の規定を紹介した。その際には、米国がどのように情報収集を行っているのかを、報告すべき取引の規定や申告様式から探った。また、我が国は信託を利用した租税回避の情報を国内で十分に収集できないときは、国家間の情報交換が必要となると考えられるため、国家間の情報交換制度についても言及した。そして、筆者は、法人課税信託（法法第 2 条第 29 号の 2 ハ (2)）を利用した租税回避に対しては、我が国において米国のグランタートラスト・ルールを参考とした制度を創設すべきことを提言した。

米国議会資料や IRS から提供される情報からは、外国信託や濫用的信託スキームに対する米国の姿勢が伺うことができた。ところが、我が国では 2007 年度税制改正を審議する国会において、租税法において信託をどのように取り扱うべきであるかという議論がほとんどみられなかった。そのため、本論文においては、我が国の立法の意図を正確に読み取ることはできなかった。

租税法上の信託の取扱いについては多くの先行研究があり、多くの問題点が指摘されている。しかし、我が国において、米国で濫用的信託スキームとされるような事例が行われた場合、どのようにに対抗すべきかという研究に関しての先行研究は少ない。そこで、本論文では、筆者が米国の濫用的信託スキームを参考とした事例を想定し考察するという形をとった。この点は実証的ではないので根拠が弱いところである。また、本論文で筆者は、米国のグランター・トラスト・ルールを参考とした制度を導入すべきことを提言したが、解決方法はこの方法のみではない。外国子会社合算税制で対応することも考えられるが、本論文では言及しなかった。また、本論文では、法人課税信託と移転価格税制との関係を取りあげなかったが、外国法人とされる法人課税信託間での移転価格税制の適用関係についても、外国子会社合算税制の研究とともに今後の研究課題としたい。

Pascal Saint-Amans and Raffaele Russo 氏によると、金融危機以降、多くの国で財政出動を削減すると同時に租税負担を上げている状況の中で、いくつかの多国籍企業が国際的タックス・プランニングを通じて実効税率を非常に低く抑えており、このことが関心の的になってきていると述べている²⁷¹。

OECD は、2013 年 2 月 12 日に「税源浸食と利益移転」(Addressing Base Erosion and Profit Shifting: BEPS とする。)を²⁷²、2013 年 7 月 19 日に「税源浸食と利益移転対応行動計画」(Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting)²⁷³を公表した。これらの税源浸食と利益移転に関し、G8 及び G20 財務大臣・中央銀行総裁会議(以下、G20 とする。)は、OECD の取組みを支持した。2013 年 6 月 18 日の G8 ロック・アーン・サミット首脳コミュニケでは OECD の取組みを歓迎するとし²⁷⁴、ロック・アーン宣言では「国家は、法人が租税を回避するために国境を越えて利益を移転することを許容するルールを変更し、また、多国籍企業は、どの租税をどこで納めるかについて税務当局に報告すべきである²⁷⁵」と述べられている。2013 年 7 月 19 日の G20 のコミュニケでは行動計画を全面的に支持することが述べられている²⁷⁶。我が国においても、財務大臣は「『BEPS 行動計画』は、国際課税に関する国際的な協力の歴史において転機となる画期的な成果であり、日本はこれを強く支持する」と述べており²⁷⁷、我が国は今後行動計画に沿っていくものと思われる。

²⁷¹ Pascal Saint-Amans and Raffaele Russo, “The BEPS Project: Restoring trust in tax system”, INTERNATIONAL TAXATION, Vol.9,p.9 (2013).

²⁷² OECD, “Addressing Base Erosion and Profit Shifting”, OECD(2013)、本庄資「陳腐化した国際課税原則を見直し新しい国際課税原則を構築する必要性」税大ジャーナル(2013)、居波邦泰「2013 年 2 月 12 日公表 OECD 報告書 “Addressing Base Erosion and Profit shifting” 『税源浸食と利益移転への対応』租税研究 763 号(日本租税研究協会、2013)。

²⁷³ OECD, “Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting” (2013).

²⁷⁴ 外務省 2013 年 6 月「2013 G8 ロック・アーン・サミット 首脳コミュニケ(仮訳)」。

²⁷⁵ 外務省 2013 年 6 月「ロック・アーン宣言(仮訳)」。

²⁷⁶ 財務省 2013 年 7 月「20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明(仮訳)(2013 年 7 月 19-20 日於：露・モスクワ)」。

²⁷⁷ 財務省 2013 年 7 月「『税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting) 行動計画』の公表についての財務大臣談話」。

筆者は今後この領域も研究課題としたい。

【主要参考文献】

[和 書籍]

- ・新井誠『信託法〔第2版〕』（有斐閣、2005）
- ・新井誠『信託法【第3版】』（有斐閣、2008）
- ・居波邦泰「国外関連者の範囲」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』（大蔵財務協会、2010）
- ・居波邦泰「国外関連取引の範囲」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』（大蔵財務協会、2010）
- ・居波邦泰「国内源泉所得の範囲」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73 の重要課題』（大蔵財務協会、2011）
- ・居波邦泰「国際的租税回避の類型化」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73 の重要課題』（大蔵財務協会、2011）
- ・海原文雄『英米信託法概論』（有信堂高文社、1998）
- ・猪野茂「租税条約に基づく情報交換制度の現状と課題」本庄資編著『租税条約の理論実務』（清文社、2008）
- ・占部裕典『信託課税法～その課題と展望～』（清文社、2001）
- ・占部裕典「信託税制への提言」新井誠・神田秀樹・木南敦編『信託法制の展望』（日本評論社、2011）
- ・大野雅人「国際的税務協力の必要性と具体的方法」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73 の重要課題』（大蔵財務協会、2011）
- ・金子宏『租税法〔第18版〕』（弘文堂、2013）
- ・川田剛「日本における国際的租税回避防止規定」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73 の重要課題』（大蔵財務協会、2011）
- ・清永敬次『税法〔新装版〕』（ミネルヴァ書房、2013）
- ・工藤聡一「アメリカ信託法における制定法化の進展」新井誠・神田秀樹・木南敦編『信託法制の展望』（日本評論社、2011）
- ・小出邦夫編著『逐条解説 法の適用に関する通則法』（商事法務、2009）
- ・堀口和哉「信託法の改正と租税法」本庄資編著『関連法領域の変容と租税法の対応』（財經詳報社、2008）
- ・佐藤英明『信託と課税』（弘文堂、2000）
- ・四宮和夫『信託法〔新版〕』（有斐閣、1989）
- ・関口博久『租税条約の人的適用に関する研究－国際的租税回避への対応を中心として－』（大蔵財務協会、2012）
- ・田井良夫『国際的三重課税の排除の研究－外国子会社配当免除制度への転換の検討を中心として－』（税務経理協会、2010）
- ・高橋祐介「事業体課税論」岡村忠生編著『新しい法人税法』（有斐閣、2007）
- ・武田昌輔編著『DHC コンメンタール 法人税法1』（第一法規）
- ・武田昌輔編著『DHC コンメンタール 法人税法2』（第一法規）
- ・田中二郎『法律学全集 11 租税法〔第三版〕』（有斐閣、1990）

- ・ 谷口勢津夫『税法基本講義〔第3版〕』（弘文堂、2012）
- ・ 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法』（商事法務、2007）
- ・ 能見善久『現代信託法』（有斐閣、2004）
- ・ 伴忠彦「有害な税の競争及び有害税制の排除」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73の重要課題』（大蔵財務協会、2011）
- ・ 伴忠彦「タックス・ヘイブン対策税制の理論と執行上の問題点」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73の重要課題』（大蔵財務協会、2011）
- ・ 藤井保憲「移転価格税制と法人課税信託」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』（大蔵財務協会、2010）
- ・ 本庄資『国際的租税回避 基礎研究』（税務経理協会、2002）
- ・ 本庄資『アメリカン・タックスシェルター 基礎研究』（税務経理協会、2003）
- ・ 本庄資『国境に消える税金』（税務経理協会、2004）
- ・ 本庄資編著『タックス・シェルター事例研究』（税務経理協会、2004）
- ・ 本庄資『新日米租税条約解釈研究 基礎研究』（税務経理協会、2005）
- ・ 本庄資『米国マネーロンダリング』（税務経理協会、2006）
- ・ 本庄資『アメリカ法人税法講義』（税務経理協会、2006）
- ・ 本庄資『アメリカの租税政策』（税務経理協会、2007）
- ・ 本庄資・藤井保憲『法人税法【実務と理論】』（弘文堂、2008）
- ・ 本庄資「証券化と租税条約」本庄資編著『租税条約の理論と実務』（清文社、2008）
- ・ 本庄資『アメリカの移転価格税制』（日本租税研究協会、2009）
- ・ 本庄資『アメリカの移転価格税制の執行』（日本租税研究協会、2009）
- ・ 本庄資『アメリカ法人税制』（日本租税研究協会、2010）
- ・ 本庄資「移転価格税制の本質」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』（大蔵財務協会、2010）
- ・ 本庄資「日本における質問検査権と立証責任の問題点」本庄資編著『移転価格税制執行の理論と実務』（大蔵財務協会、2010）
- ・ 本庄資「所得帰属と beneficial owner 受益所有者概念」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73の重要課題』（大蔵財務協会、2011）
- ・ 本庄資「外国信託による脱税・租税回避スキームの対抗策」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73の重要課題』（大蔵財務協会、2011）
- ・ 本庄資「新しい信託に関する国際課税の問題点」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73の重要課題』（大蔵財務協会、2011）
- ・ 本庄資「OECD モデル TIEA の生成とその影響」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73の重要課題』（大蔵財務協会、2011）
- ・ 本庄資「アウトバウンド課税制度の理論と執行上の問題点」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73の重要課題』（大蔵財務協会、2011）
- ・ 本庄資「有形資産の譲渡および貸借取引の国際課税の理論と執行上の問題点」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73の重要課題』（大蔵財務協会、2011）
- ・ 本庄資「米国における国際的租税回避否認規定」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73の重要課題』（大蔵財務協会、2011）

- ・本庄資「国際的脱税・マネーロンダリング・資本逃避」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73 の重要課題』（大蔵財務協会、2011）
- ・本庄資・田井良夫・関口博久『国際租税法—概論—』（大蔵財務協会、2012）
- ・本庄資「税務行政における『手続法』の重要性～税務行政の生命は情報の入手～」講義テキスト（2012）
- ・本庄資『オフショア・タックス・ヘイブンをめぐる国際課税』（日本租税研究協会、2013）
- ・本庄資「米国議会における国際的タックス・プランニング対策の検討状況～Microsoft, Hewlett-Packard, Apple～」講義テキスト（2013）
- ・本庄資「国際的タックス・プランニング（International Tax Planning）」講義テキスト（2013）
- ・本庄資「本庄ゼミ OB 会特別講義」特別講義テキスト(2013)
- ・水野忠恒『国際課税の制度と理論—国際租税法の基礎的考察—』（有斐閣、2000）
- ・村井正『租税法と取引法（抄録）第一部 租税法と私法』（コピーマート研究所、2004）
- ・保井久理子「租税条約締結国との実効的情報交換」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73 の重要課題』（大蔵財務協会、2011）

[和 論文]

- ・青柳達朗「タックス・ヘイブン課税の諸問題—最高二小平成 19 年 9 月 28 日判決を素材として—」税大ジャーナル 8 号(2008)
- ・朝長英樹「事業体課税の理論と課題」租税研究 673 号（日本租税研究協会、2005）
- ・浅妻章如「信託等の entity と国際課税：居住概念等を足掛りとして」租税研究 744 号（日本租税研究協会、2011）
- ・雨宮孝子・今泉邦子「ビジネス・トラストの研究」信託 181 号（1995）
- ・池田寅二郎「信託法論（承前）」法學協會雑誌 23 卷 10 号（1905）
- ・池田寅二郎「信託法の概要」法學協會雑誌 38 卷 7 号（1920）
- ・泉絢也「租税法と信託法の交錯—租税法上の信託の意義—」第 21 回租税資料館賞受賞論文
- ・居波邦泰「タックス・シェルターに対する税務行政のあり方—日本版 LLP への対応を考慮に入れて—」税務大学校論叢 52 号（2007）
- ・居波邦泰「IFA 日本支部総会 2013 年 IFA コペンハーゲン大会 ブランチレポート準備状況報告 議題 2『情報交換と税務当局間の国境を超えた協力：(Exchange of Information and Cross Border Cooperation between Tax Authorities)』」（IFA 日本支部、2012）
- ・居波邦泰「2013 年 2 月 12 日公表 OECD 報告書 “Addressing Base Erosion and Profit shifting” 『税源浸食と利益移転への対応』」租税研究 763 号（日本租税研究協会、2013）
- ・居波邦泰「IFA 第 67 回年次総会（コペンハーゲン大会）の様相」（IFA 日本支部、2012）
- ・海原文雄「ビジネス・トラストの法的地位」信託復刊 59 号（1964）
- ・海原文雄「ビジネス・トラストの団体性と課税の問題」信託復刊 63 号（1965）
- ・海原文雄「ビジネス・トラスト 米国における法人格なき企業団体」国際商事法務 2 卷 5 号(1974)
- ・占部裕典「信託課税の基本的仕組み—我が国の信託税制の特徴と問題点」税研 132 号（2007）
- ・占部裕典「信託税制について」信託 245 号(2011)。
- ・大阪谷公雄「アメリカに於けるビジネス・トラスト」信託復刊 6 号（1950）
- ・大阪谷公雄「ビジネス・トラストの諸問題（その一）」信託復刊 15 号（1953）

- ・大阪谷公雄「ビジネス・トラストの諸問題（その二）」信託復刊 18 号（1954）
- ・岡村忠生「多様な信託利用のための税制の提言」信託研究奨励金論集 31 号（2010）
- ・川口幸彦「信託法改正と相続税・贈与税の諸問題」税務大学校論叢 57 号（2009）
- ・川田剛「多様な組織体に対する課税」租税研究 627 号（日本租税研究協会、2002）
- ・工藤聡一「ビジネス・トラストの制度化とその進展」私法 67 号（2005）
- ・小島俊朗「タックス・ヘイブン税制の現在的意義について」税大ジャーナル 9 号(2008)
- ・佐藤英明「信託と税制シリーズ：第 1 回（全 3 回）19 年改正の概観と受益者等課税信託について」租税研究 731 号（日本租税研究協会、2010）
- ・佐藤英明「信託と税制シリーズ：第 2 回（全 3 回）法人課税信託について」租税研究 732 号（日本租税研究協会、2010）
- ・佐藤英明「信託と税制シリーズ：第 3 回（全 3 回）収益留保型信託等について」租税研究 733 号（日本租税研究協会、2010）
- ・佐藤英明「信託税制の沿革—平成 19 年改正前史」日税研論集 62 号『信託税制の体系的研究—制度と解釈—』日本税務研究センター、2011）
- ・佐藤英明「新信託法の制定と 19 年信託税制改正の意義」日税研論集 62 号『信託税制の体系的研究—制度と解釈—』（日本税務研究センター、2011）
- ・佐藤英明「信託税制の過去と未来～19 年改正の位置づけと今後の展望」日本租税研究協会創立 60 周年記念租税研究大会記録（日本租税研究協会、2009）
- ・渋谷雅弘「受益者連続型信託等について」日税研論集 62 号『信託税制の体系的研究—制度と解釈—』（日本税務研究センター、2011）
- ・武田昌輔「法人税の原点を探る（第 50 回） 信託課税（1）—信託課税の沿革—」税務事例 39 巻 11 号（2007）
- ・武田昌輔「法人税の原点を探る（第 51 回） 信託課税（2）—税制理解のための基礎知識—」税務事例 39 巻 11 号（2007）
- ・武田昌輔「法人税の原点を探る（第 52 回） 信託課税（3）—信託法と課税の概要等—」税務事例 40 巻 1 号（2008）
- ・武田昌輔「法人税の原点を探る（第 53 回） 信託課税（4）—法人課税信託—」税務事例 40 巻 2 号（2008）
- ・武田昌輔「法人税の原点を探る（第 54 回） 信託課税（5）—法人課税信託・国税通則法等—」税務事例 40 巻 3 号（2008）
- ・谷口勢津夫「公益課税信託」日税研論集 62 号『信託税制の体系的研究—制度と解釈—』（日本税務研究センター、2011）
- ・土屋重義「恒久的施設概念についての考察」税大ジャーナル 7 号(2008)
- ・寺本昌広「信託法改正要綱試案と解説」別冊 NBL 編集部編『別冊 NBL』104 号（2005）
- ・寺本昌広「新しい信託の諸類型—その意義と活用例—」金融・商事判例 1262 号（2007）
- ・道垣内弘人「新信託法によって認められた新たな信託の形態」税研 132 号（2007）
- ・永井博「国際化における資料情報制度及び情報交換制度の課題」税務大学校論叢 34 号(1999)
- ・中里実「集団信託」日税研論集 62 号『信託税制の体系的研究—制度と解釈—』（日本税務研究センター、2011）
- ・西田昌孝「信託税制に関する一考察—いわゆる事業信託における課税上の問題点について—」第

22 回租税資料館賞受賞論文

- ・能見善久「信託法改正の基本理念について」信託 223 号 (2005)
- ・長谷部啓「外国事業体と国際課税を巡る問題」税務大学校論叢 59 号 (2008)
- ・伴忠彦「外国子会社合算税制における合算方式と適用除外基準の再考」税務大学校論叢 63 号(2009)
- ・平野嘉秋「多様な事業体の課税問題—信託税制の改正に伴う課税の整合性問題を中心として—」租税研究 698 号 (日本租税研究協会、2007)
- ・平野嘉秋「信託税制の課題と展望」租税研究 758 号 (日本租税研究協会、2012)
- ・扶持本泰裕「法人課税信託における租税回避への対抗策—外国信託を利用した複層化スキームによる租税回避への対抗策—」第 21 回租税資料館賞奨励賞受賞論文
- ・細矢祐治「信託法理及信託法制概論 (六)」法學協會雑誌 43 卷 6 号 (1925)
- ・本庄資「国際課税の基礎用語 (第 10 回)『所得帰属』(income attribution) 概念」税研 137 号 (2008)
- ・本庄資「陳腐化した国際課税原則を見直し新しい国際課税原則を構築する必要性」税大ジャーナル 21 号 (2013)
- ・本庄資「国際課税における重要な課税原則の再検討 (第 1 回) 領土主義課税 (Territorial Taxation) 原則の再検討」租税研究 761 号 (日本租税研究協会、2013)
- ・本庄資「国際課税における重要な課税原則の再検討 (第 2 回) 公式配分方式 (Formulary Apportionment method) の再検討」租税研究 763 号 (日本租税研究協会、2013)
- ・本庄資「国際課税における重要な課税原則の再検討 (第 3 回) 居住ベース課税原則と源泉ベース課税原則の再検討」租税研究第 765 号 (日本租税研究協会、2013)
- ・本庄資「国際課税における重要な課税原則の再検討 (第 4 回) BEPS に対応するための所得帰属原則 (Income Attribution Principle) の再検討」租税研究 767 号 (日本租税研究協会、2013)
- ・本並尚紀「外国の信託制度を利用した租税回避への対応—外国投資信託に対する課税関係を中心に—」税務大学校論叢 71 号 (2011)
- ・増井良啓「タックス・ヘイブンの租税情報交換条約 (TIEA)」税大ジャーナル 11 号(2009)
- ・増井良啓「信託と国際課税」日税研論集 62 号『信託税制の体系的研究—制度と解釈—』(日本税務研究センター、2011)
- ・矢内一好「信託課税」税務会計研究 19 号『事業体課税』(税務会計研究会、2008)
- ・矢内一好「米国の外国信託課税と信託に対する租税条約の適用」租税研究 683 号 (日本租税研究協会、2006)
- ・保井久理子「外国子会社合算税制における新しい概念について—資産性所得を中心として—」税務大学校論叢 71 号(2011)
- ・八ツ尾順一「事業体課税と租税回避」租税研究 698 号 (日本租税研究協会、2007)
- ・渡辺徹也「受益者等が存しない信託に関する課税ルール」日税研論集 62 号『信託税制の体系的研究—制度と解釈—』(日本税務研究センター、2011)

[和 その他]

- ・大蔵省編『明治大正財政史』(経済往来社、1957)
- ・内閣印刷局編『大正年間法令全書 第一一巻』(原書房、1993)
- ・内閣印刷局編『大正年間法令全書 第一一巻ノ二』(原書房、1993)
- ・日本興業銀行臨時資料室編『日本興業銀行五十年史』(日本興業銀行臨時資料室、1957)

- ・『昭和 53 年版 改正税法のすべて』（大蔵財務協会、1978）
- ・『平成 19 年版 改正税法のすべて』（大蔵財務協会、2007）
- ・『平成 21 年版 改正税法のすべて』（大蔵財務協会、2009）
- ・『平成 22 年版 改正税法のすべて』（大蔵財務協会、2010）
- ・外務省 2013 年 6 月「2013 G8 ロック・アーン・サミット 首脳コミュニケ（仮訳）」
- ・外務省 2013 年 6 月「ロック・アーン宣言（仮訳）」
- ・外務省 2013 年 6 月「法人及び法的取極めの悪用を防止するための G8 行動計画原則（概要）」
- ・外務省 2013 年 6 月「法人及び法的取極めの悪用を防止するための日本の行動計画（仮訳）」
- ・外務省 2013 年 9 月「G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（骨子）」
- ・外務省 2013 年 9 月「税に関する G20 サンクトペテルブルク首脳宣言附属書（骨子）」
- ・経済産業省 2004 年 5 月「新産業創造戦略」
- ・国税庁 2007 年 5 月「JITSIC ロンドンの開設と当庁の参加について」
- ・国税庁 2013 年 5 月「タックスヘイブンに所在する事業体に関する情報の入手について」
- ・国税庁 2013 年 5 月「OECD 税務長官会議 最終声明（仮訳）2013 年 5 月 16-17 日ロシア連邦モスクワ」
- ・国税庁 2013 年 6 月「国際的な税務コンプライアンスの向上及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明（仮訳）」
- ・国税庁 2013 年 11 月「平成 24 年度における租税条約等に基づく情報交換事績の概要」
- ・財務省 2006 年 12 月「平成 19 年度税制改正の大綱」
- ・財務省 2008 年 10 月「対日相互審査報告書概要（仮訳）（別添）表：FATF 勧告の遵守に関する評価」
- ・財務省 2011 年 11 月「税務行政執行共助条約に署名しました。」
- ・財務省 2011 年 11 月「税務行政執行共助条約のポイント」
- ・財務省 2011 年 11 月「租税に関する相互行政支援に関する条約」
- ・財務省 2011 年 11 月「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」
- ・財務省 2013 年 7 月「税務行政執行共助条約が発効します」
- ・財務省 2013 年 7 月「『税源浸食と利益移転（BEPS：Base Erosion and Profit shifting）行動計画』の公表についての財務大臣談話」
- ・財務省 2013 年 7 月「20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳）（2013 年 7 月 19-20 日於：露・モスクワ）」
- ・税制調査会 2006 年 9 月「これまでの審議等を踏まえた主な論点」
- ・税制調査会 2006 年 11 月「税制調査会 第 2 回グループ・ディスカッションの概要」
- ・税制調査会 2006 年 12 月「平成 19 年度の税制改正に関する答申—経済活性化を目指して—」
- ・税制調査会 2007 年 1 月「平成 19 年度税制改正の要項」
- ・税制調査会 2013 年「税制調査会資料〔国際課税関係〕平成 25 年 10 月 OECD 租税委員会議長 浅川雅嗣」
- ・税制調査会 2013 年「税制調査会(国際課税 DG①)〔国際課税の考え方と BEPS〕平成 25 年 10 月 24 日(木) 政府税制調査会委員 岡村忠生」
- ・第 165 回国会衆議院法務委員会第 5 号 2006 年 10 月 27 日
- ・第 165 回国会衆議院法務委員会第 6 号 2006 年 10 月 31 日

- ・第 165 回国会衆議院法務委員会財務金融委員会連合審査会第 1 号 2006 年 11 月 1 日
- ・第 165 回国会参議院法務委員会財政金融委員会連合審査会第 1 号 2006 年 12 月 6 日
- ・第 166 回国会衆議院本会議第 7 号 2007 年 2 月 20 日
- ・第 166 回国会衆議院財務金融委員会第 2 号 2007 年 2 月 21 日
- ・第 166 回国会衆議院総務委員会第 4 号 2007 年 2 月 22 日
- ・第 166 回国会衆議院財務金融委員会第 3 号 2007 年 2 月 27 日
- ・第 166 回国会衆議院財務金融委員会第 4 号 2007 年 2 月 28 日
- ・第 166 回国会衆議院財務金融委員会第 5 号 2007 年 3 月 2 日
- ・第 166 回国会衆議院本会議第 10 号 2007 年 3 月 3 日
- ・第 166 回国会衆議院本会議第 11 号 2007 年 3 月 6 日
- ・第 166 回国会参議院本会議第 8 号 2007 年 3 月 9 日
- ・第 166 回国会参議院本会議第 9 号 2007 年 3 月 14 日
- ・第 166 回国会参議院財政金融委員会第 4 号 2007 年 3 月 15 日
- ・第 166 回国会参議院総務委員会第 3 号 2007 年 3 月 15 日
- ・第 166 回国会参議院総務委員会第 4 号 2007 年 3 月 20 日
- ・第 166 回国会参議院財政金融委員会第 6 号 2007 年 3 月 22 日
- ・第 166 回国会参議院本会議第 11 号 2007 年 3 月 23 日
- ・内閣府経済財政諮問会議 2006 年 7 月「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 について」
- ・法務省法制審議会信託法部会第 1 回会議 2004 年 10 月 1 日
- ・法務省法制審議会信託法部会第 2 回会議 2004 年 10 月 15 日
- ・法務省法制審議会信託法部会第 5 回会議 2004 年 11 月 19 日
- ・法務省法制審議会信託法部会第 10 回会議 2005 年 2 月 25 日
- ・法務省法制審議会信託法部会第 15 回会議 2005 年 5 月 20 日
- ・法務省法制審議会信託法部会第 20 回会議 2005 年 9 月 16 日
- ・法務省法制審議会信託法部会第 23 回会議 2005 年 10 月 21 日
- ・法務省「答申（信託法改正要綱）」
- ・法務省「信託法改正要綱試案」
- ・法務省「信託法改正要綱試案 補足説明」
- ・IFA 日本支部「ごあいさつ」

[洋 法令]

- ・ IRC
- ・ Regulation

[洋 書籍]

- ・ IFA, “International Tax Treatment of Common Law Trusts” , Vol.11b(1986)
- ・ IFA, “Limits on the use of low-tax regimes by multinational businesses: current measures and emerging trends” , Vol.86b(2001)
- ・ IFA, “Conflicts of the Attribution of income to a person” , Vol.92b(2007)

- IFA, “Exchange of information and cross-border cooperation between tax authorities” , Vol.98b(2013)
- Richard A. Gordon, “Tax Havens and their use by United States taxpayers”, Reprints from the collection of the University of Michigan Library, prepared for publishing by HP

[洋 報告書等]

- Financial Action Task Force, “Money Laundering Using Trust and Company Service Providers” (2010)
- Financial Action Task Force, “INTERNATIONAL STANDARDS ON COMBATING MONEY LAUNDERING AND THE FINANCING OF TERRORISM & PROLIFERATION The FATF Recommendations” (2012)
- IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes - Facts (Section I) I. Background”
- IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes - Facts (Section II) II. Basic Trust Taxation Rules”
- IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes - Facts (Section III) III. Abusive Domestic Trust Schemes”
- IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes - Facts (Section IV) IV. Abusive Foreign Trust Schemes”
- IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes - Facts (Section V) V. Accessing the Offshore Funds”
- IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes - Law and Arguments (Section I) Law and Arguments I. Substance - Not Form - Controls Taxation”
- IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes - Law and Arguments (Section II) II. Grantors May Be Treated as Owners of Trusts”
- IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes - Law and Arguments (Section III) III. Taxation of Non-Grantor Trusts”
- IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes - Law and Arguments (Section IV) IV. Transfers to Trusts May Be Subject to Estate and Gift Taxes”
- IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes - Law and Arguments (Section VII) VII. Special Rules Apply to Foreign Trusts”
- IRS, “Abusive Trust Tax Evasion Schemes - Special Types of Trusts”
- IRS, “Recognized Abusive and Listed Transactions Listed Transactions in Chronological Order”
- IRS, “Notice 97-24” Bulletin No. 1997-16(1997)
- IRS, “IRS WARNS OF ABUSIVE TRUSTS” , Tax Notes 75(1997)
- IRS, “IRS WARNS OF ABUSIVE TRUSTS” , Tax Notes International Magazine 14(1997)
- IRS, “TD8955” (2001)
- IRS, “Form 8886 Reportable Transaction Disclosure Statement” (Rev. March 2011)
- IRS, “Instructions for Form 8886” (Rev. March 2011)
- IRS, “Internal Revenue Service Data Book, 2012” (2012)

- IRS, “Instructions for Form 1041 and Schedules A, B, G, J, and K-1” (2012)
- IRS, “Form 1040NR U.S. Nonresident Alien Income Tax Return” (2013)
- IRS, “Instructions for Form 1040NR” (2013)
- IRS, “Form 1041 U.S. Income Tax Return for Estates and Trusts” (2013)
- IRS, “Form 3520 Annual Return To Report Transactions With Foreign Trusts and Receipt of Certain Foreign Gifts” (2013)
- IRS, “Instructions for Form 3520” (2013)
- IRS, “Form 3520-A Annual Information Return of Foreign Trust With a U.S. Owner” (2013)
- IRS, “Instructions for Form 3520-A” (2013)
- Joint Committee On Internal Revenue Taxation, “Tax Revision Issues—1976(H.R.10612) 5 Tax Treatment Of Foreign and Export Income” (JCS - 12 - 76)(1976)
- Joint Committee On Taxation, “BACKGROUND AND PRESENT LAW RELATING TO TAX SHELTERS” (JCX - 19 - 02)(2002)
- OECD, “HARMFUL TAX COMPETITION An Emerging Global Issue” (1998)
- OECD, “TACKLING AGGRESSIVE TAX PLANNING THROUGH IMPROVED TRANSPARENCY AND DISCLOSURE” (2011)
- OECD, “UPDATE TO ARTICLE 26 OF THE OECD MODEL TAX CONVENTION AND ITS COMMENTARY” (2012)
- OECD, “Hybrid Mismatch Arrangements: Tax Policy and Compliance Issues” (2012)
- OECD, “Addressing Base Erosion and Profit Shifting” (2013)
- OECD, “A STEP CHANGE IN TAX TRANSPARENCY OECD REPORT FOR THE G8 SUMMIT LOUGH ERNE, ENNISKILLEN, JUNE 2013” (2013)
- OECD, “Action Plan on base Erosion and Profit shifting” (2013)
- Pascal Saint - Amans and Raffaele Russo, “The BEPS Project: Restoring trust in tax system”, International Taxation Vol.9(2013)
- The United States Department of Justice, “IRS Reorganization and Tax Prosecutions” The United States Attorneys’ Bulletin, Volume 49, Number 4(2001)
- United States Senate PERMANENT SUBCOMMITTEE ON INVESTIGATIONS Committee on Homeland Security and Governmental Affairs, “TAX HAVEN ABUSES: THE ENABLERS, THE TOOLS AND SECRECY” (2006)
- The World Bank • UNODC, “The Puppet Masters How the Corrupt Use Legal Structures to Hide Stolen Assets and What to Do About It” (2011)